

平成 30 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
〔日本高等教育評価機構〕

平成 30（2018）年 6 月
沖縄科学技術大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	6
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1 使命・目的等	10
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	32
基準 4 教員・職員	47
基準 5 経営・管理と財務	65
基準 6 内部質保証	77
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	82
基準 A 社会連携	82
V. 特記事項	90
VI. 法令等遵守状況一覧	91
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

今日、科学技術は急速に発展を続けており、その最前線において世界市場で技術力によって自国の優位性を保持するためには、教育研究システムを国レベルで改善することが避けられなくなっています。ここに、科学技術分野における高度な教育を受けた人材のニーズがあり、こうした人材が国家的研究開発の取組を成功に導き、研究及び産業の新たな領域を切り開く原動力となります。本学では、このニーズに応えるため学生及び研究者の潜在能力を最大限に高め、卓越した研究能力と自立性を持った人材を養成します。

科学技術分野で世界をリードする研究グループは、様々な国の研究者から構成されています。高等教育段階で科学技術を学ぶ学生は国際的な教育研究環境を経験すべきであり、そのためには、出身国以外のトップレベルの研究者との交流が不可欠です。ここに、日本が海外から卓越した研究者を教員として大学院教育に迎え入れる意義があります。また、卓越した外国人学生を日本に受け入れ、それとは逆に、日本人の博士号取得者が海外に滞在して研究に従事するなど、他国と連携できるような下地をつくることも強く求められます。

英語は科学技術の分野で広く認められている言語であり、世界中の科学者及び技術者によってコミュニケーションや発表のために使用されています。したがって、国際舞台で活躍する研究者にとっては、英語で円滑にコミュニケーションを図る能力が不可欠です。日本には英語を使いこなせる一流の科学者が今以上に求められており、また、より多くの日本人博士号取得者が研究者としての修行期間を海外で過ごすことも必要です。さらに、科学で必要とされる英語に習熟していることは、日本人博士号取得者の国際流動性及び国際的連携を高める上でもたいへん重要です。

次々と現れる科学技術の新領域の多くは学際的です。従来の研究分野間に築かれた壁を越え、このような新領域の発展を先導する新たな人材を養成するには、伝統的な学問分野に沿って構成された通常の大学院では用意できない研究領域に触れる機会を今まで以上に提供することが必要です。深い専門性と視野・視点の広さを併せて目指す科学教育を提供するには、学際的な教育プログラムが肝要です。沖縄科学技術大学院大学（以下、本学）は、そのような学際的な教育研究を組織的に推進するとともに、そうした教育研究環境を醸成します。

既存の大学、特に学士課程を有する大学が前述の人材ニーズに応えることは、下記に述べるいくつかの理由により容易ではありません。

世界最高水準の教員、研究者及び学生を呼び込むためには、国際的なコミュニティーを構築し、外国人の教員、研究者及び学生にとって魅力的な環境を整備しなければなりません。既に定着した文化や管理運営機構を持つ伝統的な大学においては、外国人の教員、研究者及び学生の比率が高くない現状などから、これを達成することは困難です。

本学では、英語を大学の公用語として使用することにより、出身国に関わらず、トップレベルの科学者や学生の研究活動及び勉学がより容易なものとなっています。英語で教育を行う大学院大学が科学技術分野で設立されることは、日本が科学技術研究において国際的な成功を収めるための非常に重要な基礎となります。また、学生、教員

間の日常的なコミュニケーション・ツールを英語とすることも重要です。なぜならば、このような平素からの英語によるコミュニケーションが科学的思考や発見の過程で非常に役立つからです。日本人学生の科学英語の能力を高めるためには、公的・私的いずれの場のコミュニケーションにおいても、英語の使用が求められます。また、高い英語によるコミュニケーション能力は卒業生の進路の幅を広げることに也有利于ます。

一般的な大学における学部組織の構造は人為的な障壁を生み、その障壁が異なる学部間の連携や、学際的教育研究の機会を制限してしまいます。一度定着したこのような壁を取り除くことは難しく、学部間の隔たりは、建造物、管理組織、また教育課程にも反映されます。そのため、真に学際的なプログラムを構築するには、建物の建設、学術委員会、更に授業科目に至るまで学際的なアプローチを組み入れるとともに、伝統的な学術分野の境界線を越えて機能できる研究者を獲得・育成しなければなりません。

本学は、学部学生を擁する大規模総合大学となることを求められておらず、特定領域の研究活動及び大学院教育に特化しています。このことによって、統合的かつ革新的な研究活動をより一層効果的に展開し、卓越した博士課程教育を提供することが可能になります。

本学の運営に係る主要指針・コンセプトは下記の5つです。

- ・ 世界最高水準
- ・ 国際性
- ・ 柔軟性
- ・ 世界的ネットワーク
- ・ 産学連携

このうち最も重要なものは、「世界最高水準」です。本学は、科学技術における新たな課題に取り組む、教育研究の先導的拠点となります。世界最高水準となるために本学には、創造性、独自性及び多様性を奨励するような組織文化が必要とされ、教員の新規採用や学生の選考時にもこの考え方を徹底しています。

本学は、教職員、学生、組織文化、行動規範及び教育研究の言語の点で、国際的な環境を幅広く醸成しています。教育研究及び管理運営の公用語は英語です。博士論文も英語で作成します。また、教授陣・学生の半数以上を外国人とし、日本人・外国人学生は、共に隔たりなく、こうした多様でユニークな環境にさらされることによって、他に類を見ないほど自由で革新的な科学の見方を養うことになります。

学生は、授業やラボでの議論への能動的な参加を奨励することで科学英語に習熟し、自身の研究成果を英語で発表、議論する能力を培うとともに、研究における国際的な連携協力の機会を増やし、国際会議等で自身の学術論文の発表が促進されます。また、科学文献へのより広範で迅速なアクセスを可能にし、最高水準の学術誌への掲載率を向上させることができ、彼らの研究業績の国際的認知度が高まることになります。

柔軟性とは、研究において革新性及び独創性を促し、新たな構想を取り込み、学生一人ひとりの個性を尊重し、個人として扱うことを意味します。学生は、自身の発想を展開するだけでなく、新たな根拠データに照らして発想を修正すること、また、彼らの科学的潜在能力を十分に発現するため、独自の考えを持ち、自立的に思考することが奨励されます。

柔軟な思考力は、異なる学問分野の様々な研究手法に晒されることによって高められます。科学的な論理力は、指導者及びクラスメイトと論理的な対話や科学的議論に参加する機会を多く提供する授業によって高められ、このような交流によって、学生は、概念に対する理解を増進し、また、科学的に論理付ける能力を高めることができます。

真に世界クラスの研究拠点となるためには、本学規模の大学院大学の場合、特定の研究教育分野に資源と努力を集中することが必要です。一方、学生にとって必要な、幅広い分野にわたる総合的な教育も提供します。こうした一見矛盾をはらむ、学際的な大学院教育への要求を充たすためには、柔軟なアプローチが求められます。

本学は、以下の中核的分野に基礎を置いた、卓越した研究指導を行います。

- 神経科学
- 分子・細胞・発生生物学
- 数学・計算科学
- 環境生態学
- 物理学・化学

世界的ネットワークの展開は、本学の認知度や評判を上げるために不可欠です。本学の在る沖縄は15世紀から16世紀初頭まで中国から東南アジアにかけて海洋交易で栄えました。本学は、琉球王国時代、首里城の鐘に刻まれた「万国津梁（世界の架け橋）」の言葉にならい、世界的ネットワークを構築し、国籍や文化の違いに関わりなく優れた科学者を採用・教育し、また彼らを世界中に送り出します。これにより、本学は優秀な教員・学生を世界中から呼び集めることができます。これは、世界中の一流大学や研究機関とのネットワークを通じて、卒業生を世界に送り出す一歩方法でもあります。

産学連携は、本学の研究成果に関わりを持つ、広がりのある目標です。科学技術の進歩は、沖縄の持続可能な発展、日本の科学技術分野における国際的競争力の向上を促進し、ひいては社会全般に裨益します。本学の学生には、研究成果の社会的な重要性を認識することを求めています。

このような理念を達成するため、平成13（2001）年、政府において沖縄に国際的な科学技術大学院大学を設立する構想が打ち出され、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構による準備段階を経て、平成21（2009）年に沖縄科学技術大学院大学学園法（以下、「学園法」）が成立し、平成23（2011）年に本学が設立されました。

2. 使命・目的

本学が掲げる目的は、学園法第1条及び第2条によって下記のとおり明確に定められています。

『沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進をはかり、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること』

同学園法に基づき、「沖縄科学技術大学院大学学園 寄附行為（以下、「寄附行為」）」第3条においても、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行う旨明記されています。

本学は、建学から 10 年以内に世界最高水準の研究大学となることを目指しています。本学の使命は、卓越した研究及び科学教育を実現することにより、科学技術によって解決策を提供し得る地球規模の問題に対応することです。そしてさらに、沖縄と日本全体の経済再生を促進する触媒の役割を果たすことを目指しています。

この理想に向けて、若い科学者の知的成長のみならず、社会的、倫理的成長を促すことも、本学の使命となっています。

本学が、世界最高水準の研究と大学院教育を実現するという使命を果たすには、一般の人々の信頼を集め、またそれを維持し、提供される資金に見合う優れた生産性を示す必要があります。本学は、日々遭遇する諸課題への短期的な対応に追われ、自らの理想を見失うことなく、その成長発展の各段階において着実に歩みを進めていかなければなりません。

3. 大学の個性・特色等

本学は、大学の成り立ちや教育方針・体制などにおいてたいへんユニークです。他の日本の大学と比べて個性的な特徴は次のとおりです。

(1) 国の事業として法律に基づいて設立された特別な私立大学

本学は、上記 1. の基本理念を達成するために、学園法によって設立された私立大学です。また、国の事業として特別な法律に基づいて設立された特殊法人であり、例えば、私立学校振興助成法において国による私立大学への教育または研究経費について「その二分の一以内を補助」と規定されていますが、学園法のもとでは、その「二分の一」制限が適用外となっており、国から 95%以上の支援により運営されています。

(2) 学際性の推進

本学は、学際的研究を可能にする単一の教育プログラム（専攻）を置いています。本学の大きな利点は、学士課程を持つことなく創設され、旧来の学問分野の境界にとらわれることなく、学際的なプログラムを展開できる点にあります。人類が直面している諸問題は、学際的性格を強めてきており、その解決には、従来にないアプローチがますます必要となっています。こうした新しい思考様式において能力を発揮できる大学院修了者の需要は高まっているにもかかわらず、このような学際的研究・教育を目的とする拠点的教育研究機関は、国内外を問わず、ほとんど見当たりません。

この理想を実現するために、本学では、物理学や化学はもとより、ゲノミクス、細胞生物学、神経生物学、生態学といった分野において、基礎研究と応用研究の両方をサポートしています。本学が目指している高度なレベルは、学際的かつ協力的なアプローチによって初めて達成できるものです。そのアプローチを効果的に適用するために、異なる分野が融合する形で研究ユニットを配置しています。本学の教員及びその他の研究者は互いに協力し合い、また、世界中の研究者との連携も通して、科学技術のグローバルな進展に貢献することが期待されています。

これと同様に、学生もまた、必修である 3 回のラボ・ローテーションのうち 1 回を専攻分野以外で履修することで、分野横断的な思考力が備わり、伝統的な学部制という限られた枠内で教育を受けた学生に比べ、複雑な問題に対する、より効果的な解決能力が身に付くことが期待されています。

本学はたいへん素晴らしい設備に恵まれています、このような価値ある資源を全て凌駕し得るものが人的資源であると確信しています。本学ではあらゆる文化を受け入れ、社会的な立場に関わらず、全ての有能な科学者に成功への公平な機会が与えられています。

(3) 科学技術研究科、科学技術専攻のみを設置

本学は、統合的、学際的な教育研究を促進するために、単一の研究科、単一の専攻を設置しています。研究・教育対象が科学技術の広範囲な分野に及ぶことから、研究科、専攻の名称はそれぞれ「科学技術研究科」、「科学技術専攻」としています。専門分野に関わらず、全教員がこの研究科に属しています。博士号の名称は、英語で「Ph.D (Doctor of Philosophy)」とし、日本語では、学際的な研究に対して授与する学位の名称として適切であることから、「博士（学術）」としています。

(4) 博士課程のみの一貫制大学

学生は、一流の研究機関や大学におけるポスドク研究者の道へ通じる、統合的な博士課程に、修士課程を経ず直に入学します。

標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用され、博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次に3箇所の異なるラボ（研究ユニット）をローテーションします。並行して、基礎科目、専門科目を履修します。

2年次には、講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。研究計画書の審査に合格後、通常、3年次に3年間の博士論文研究に取り掛かり、5年次に論文を完成させ、審査に合格することによって修了します。

学士課程を修了して本学に入学する学生は、通常、課程修了に5年を要します。既に保有する修士号と同じ分野で博士号を目指す学生は3年、関連した分野で優等学位を持つ者及び異なる分野で修士号を有する者は4年で修了することもできます。

(5) 9月入学

本学は真に国際的な大学です。9月入学制を採用し、教育研究は英語で行われ、学生及び研究者の半数以上が外国人です。学生は専門的なスキルを身につけ、新しい発展に遅れないよう世界を駆け巡り、自分の研究成果を発信し、本学教員がもたらす広範なネットワークを活用するよう奨励されています。このことが、将来世界中の主要な研究機関や大学におけるキャリア・チャンスにつながります。

(6) 個々の学生に合わせた履修計画の編成

個々の学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立した人材として養成するという目的に基づき、本学は学生の個性を尊重し、履修計画は個々の学生の研究志向、履修歴、学生の関心分野に応じて個別に編成しています。履修計画を学生個々のニーズ及び研究目的と整合させることで、学生ひとり一人に対応した体系的な教育課程の編成が実現されています。

また、本学は、学生の自立的、柔軟で独自の科学的思考を促進し、学生が研究活動に専念する機会と時間を最大限とれるよう、教育課程を編成しています。学生は、学生毎に指名されたアカデミック・メンターの適切な指導の下、博士論文研究を進めるために

必要となる講義、演習及びラボ・ローテーションを最適に組み合わせて、個別の履修計画を編成します。専攻や教育課程の区別がないことにより、学生は幅広い分野の専門知識を共有し、その結果として、真に学際的な研究活動を進めることができます。

II. 沿革と現況

本学の設置に向けた歩みは、平成 13（2001）年 6 月、当時の尾身内閣府特命担当大臣（沖縄・北方対策、科学技術政策担当）による構想の提唱に端を発し、平成 14（2002）年 5 月、沖縄復帰 30 周年記念式典において、小泉内閣総理大臣（当時）が本学設置構想の推進を表明、同年 7 月に策定された沖縄振興計画において本構想（沖縄科学技術大学院大学の枠組み案）が沖縄振興施策の柱の一つに位置付けられました。

平成 16 年（2004）12 月の関係閣僚会合（内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄・北方対策担当）、同（科学技術政策担当）、財務大臣及び文部科学大臣をメンバーとする）による申し合わせ、続いて、翌年 3 月の独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法の国会での可決に基づき、同年 9 月には、同機構（理事長：シドニー・ブレナー博士）が発足しました。

同機構では、運営委員としてノーベル賞受賞者を中心とした内外の著名な科学者を招聘し、平成 18（2006）年 1 月に第 1 回運営委員会を開催するなど新大学院大学構想の具体的検討に着手し、平成 20（2008）年 7 月には、新大学院大学の基本理念をとりまとめ、またその骨組みとなった「青写真」を策定しました。

平成 21（2009）年 3 月、沖縄科学技術大学院大学学園法案が国会に提出され、同年 7 月 10 日に同法が公布されました。このことにより、法的根拠が与えられたこと、さらには、同法において平成 24 年（2012）度までの開学を目指すという明確な目標が設定されたことにより、設置準備活動は一層加速されることとなりました。

平成 23（2011）年 10 月には文科省による認可を経て、同年 11 月学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が設立され、翌 24（2012）年 9 月に博士課程を開設し、第 1 期生が入学しました。

上記枠組み案が取りまとめられ、そのわずか 10 年後の平成 26（2014）年 7 月には同枠組み文書公表からの進展を振り返るとともに、本学の現状を評価し、今後の持続的な成長及び発展の展望をまとめた「沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書 II（以下、「枠組み文書 II」）」が策定されました。

平成 26（2014）年 10 月に開催された理事会において、平成 23（2011）年に設立された本学が世界最高水準の教育研究機関へと発展し、沖縄の持続的な発展に寄与するという主要な目標を達成するために必要な全ての要素を高い水準で確保できているかを評価するため、有馬副議長により外部委員会による評価の実施が提案され、平成 27（2015）年 7 月に著名な国際的な専門家により同評価が本学にて実施されました。

上記外部評価委員会による提言と同評価結果に基づき、日本政府は大学院大学拡充に向けた資金提供を決定しました。具体的には、新たな研究棟（第 4 研究棟）の整備、今後 10 年間で教員の規模を倍増する（50 名 から 100 名へ）ための新規採用及び学生数の増加等の予算が認められました。

1. 本学の沿革

平成 13 (2001) 年

- 6 月 政府が沖縄科学技術大学院大学構想を提唱
- 8 月 第 1 回構想検討会（座長：有馬朗人元東京大学総長）開催（計 8 回開催）

平成 14 (2002) 年

- 4 月 第 1 回国際顧問会議をロサンゼルスにて開催（海外からは 9 名の著名な研究者が参加。うち 3 名はノーベル賞受賞者）（計 3 回開催）
- 5 月 沖縄復帰 30 周年記念式典において、小泉純一郎内閣総理大臣（当時）が沖縄科学技術大学院大学構想の推進を表明
- 7 月 沖縄振興計画において、本構想を沖縄の振興施策の大きな柱として位置づけ

平成 15 (2003) 年

- 1 月 第 156 回国会施政方針演説において、小泉純一郎内閣総理大臣（同）が本構想の推進を改めて表明
- 4 月 恩納村を大学院大学の建設予定地として選定
- 7 月 国際顧問会議の決定に基づき、評議会（議長：ジェローム・フリードマン MIT 教授）を東京において開催
- 10 月 本構想の先行事業として、国際シンポジウムを万国津梁館において開催
閣僚申合せにより、設置場所を恩納村とし、目的を「世界に開かれた最高水準の研究・教育の展開を通じて沖縄における科学技術の発展に寄与するとともに、自立型経済の構築と持続的発展に貢献すること」とした
- 12 月

平成 16 (2004) 年

- 2 月 本構想の先行事業となる研究事業 Initial Research Project（IRP）として、4 件のプロジェクトを選定
- 3 月 本構想の先行事業として、第 1 回国際ワークショップを開催
- 12 月 関係閣僚申し合わせにより、2005 年 9 月に本構想の主体となる研究機関の設立に合意

平成 17 (2005) 年

- 3 月 沖縄科学技術大学院大学構想の推進主体を設立する独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法が国会にて可決
- 8 月 シドニー・ブレナー博士を沖縄科学技術研究基盤整備機構の初代理事長として指名
- 9 月 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（OIST.P.C.）発足

- 12 月 閣僚申合せにより、7 年以内を目途に沖縄科学技術大学院大学を設立するため、OIST.P.C.の大学設置準備を支援

平成 18 (2006) 年

- 1 月 OIST P.C. 設立後、第 1 回 BOG 会合をサンフランシスコにて開催
4 月 恩納村における最初の施設として完成した OIST Seaside House へ本部移転

平成 19 (2007) 年

- 3 月 キャンパス造成工事着手

平成 20 (2008) 年

- 3 月 研究棟 1 とセンター棟の建設に着手
7 月 沖縄科学技術大学院大学の「青写真」を OIST.P.C.理事会にて決定
11 月 シーサイド・ファカルティ宿舎の完成
閣僚申合せにより、大学の設置主体のあり方（学校法人により設置される大学とし、管理運営の仕組みについて所要の取組を設ける等）について合意。
12 月 平成 24 (2012) 年開学を目指す

平成 21 (2009) 年

- 3 月 沖縄科学技術大学院大学学園法案国会提出
6 月 11 日 同法案衆議院本会議にて可決（全会一致）
7 月 3 日 同法案参議院本会議にて可決（全会一致）
7 月 10 日 沖縄科学技術大学院大学学園法公布
10 月 沖縄科学技術大学院大学学園設立委員第 1 回会合を東京にて開催

平成 22 (2010) 年

- 3 月 センター棟及び研究棟 1 供用開始
7 月 沖縄科学技術大学院大学学園設立委員がジョナサン・ドーファン博士を沖縄科学技術大学院大学の初代学長予定者に選出

平成 23 (2011) 年

- 3 月 文部科学大臣に対し学校法人寄附行為認可申請
文部科学大臣に対し大学設置認可申請
11 月 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園設立

平成 24 (2012) 年

- 2 月 講堂完成
- 6 月 研究棟 2 完成
- 9 月 博士課程開設、第 1 期生 34 名入学（教員数 39 名、授業科目数 46 科目）
- 11 月 天皇皇后両陛下下行幸啓にてご来訪

平成 25（2013）年

- 8 月 研究棟 3 とチャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）の建設に着手
- 9 月 第 2 期生 20 名入学（教員数 38 名、授業科目数 53 科目）

平成 26（2014）年

- 8 月 CDC 完成
- 9 月 第 3 期生 27 名入学（教員数 42 名、授業科目数 57 科目）

平成 27（2015）年

- 5 月 研究棟 3 完成
- 9 月 第 4 期生 24 名入学（教員数 46 名、授業科目数 56 科目）

平成 28（2016）年

- 9 月 第 5 期生 35 名入学（教員数 44 名、授業科目数 54 科目）
- 12 月 エンジニアリング・サポート・ビルディング完成

平成 29（2017）年

- 1 月 ピーター・グルース博士が 2 代目学長に就任
- 9 月 第 6 期生 37 名入学（教員数 60 名、授業科目数 61 科目）

平成 30（2018）年

- 2 月 第 1 期生 14 名卒業

2. 本学の現況

- ・大学名 沖縄科学技術大学院大学
- ・所在地 沖縄県国頭郡恩納村字谷茶 1919 番地 1
- ・学部構成 科学技術研究科 科学技術専攻（博士課程）
- ・学生数 152 名、教員数 58 名、研究者数 248 名、事務スタッフ 512 名
（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

本学の使命は、学園法第 1 条において「沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること」と明記されています。【資料 1-1-1】

また、「沖縄科学技術大学院大学学則（以下、「学則」）」第 1 条においても、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」と具体的かつ明確に定められています。【資料 1-1-2】

さらに、本学のガバナンスと運営管理について定めた枠組み文書Ⅱ第 1 章においても、「沖縄科学技術大学院大学（OIST）は、建学から 10 年以内に、世界最高の研究大学となることを目指しています。本学の使命は、卓越した研究及び科学教育を実現することにより、科学技術によって解決策を提供し得る地球規模の問題に対応することです。そしてさらに、沖縄と日本全体の経済再生を促進する触媒の役割を果たすことを目指しています」と明記されています。【資料 1-1-3】

本学における、業務の基本方針及びその手続きは、「基本方針（Policies）・ルール（Rules）・手続き（Procedures）ライブラリ（規程集）（以下、「PRP」）」の中で章立てで定められていますが、「第 1 章 沖縄科学技術大学院大学について：建学と統治の基本理念」においても、「国際的に卓越した科学技術に関する教育及び研究を行うとともに、そのような教育研究によって沖縄の自立的発展に貢献すること、日本と世界の科学技術の発展に貢献すること」とその教育・研究目的を簡素な文章で明確に表現しています。【資料 1-1-4】

なお、このほか大学の根幹を成す情報や基本文書は本学ウェブサイト上でも公開・発信しています。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

学園法第1条に明記されている沖縄振興及び世界の科学技術の発展への寄与という2つの目的に沿って、本学の基本文書である枠組み文書Ⅱ第1章やPRP1.1.1において、世界最高水準、学際性、国際性、柔軟性、世界的連携、産学連携を基本コンセプトとして掲げ、個性的な教育、研究及び社会貢献へ向けた特色ある取り組みをウェブサイト等で明示しています。【資料1-1-8】

本学では、平成26(2014)年度にこれまでの実績を踏まえるとともに、本学の目的を達成するため、長期的には教員300名規模を目指しつつ、今後10年間で教員を約100名規模まで拡充する方向性を枠組み文書Ⅱとして取りまとめました。

平成27(2015)年7月には、本学が沖縄の持続可能な発展をもたらすことのできる世界最高水準の教育研究機関に発展するという目標に向かって推移しているかどうかに関心を当て、本学の進捗及び拡充計画について外部の委員会による外部評価が実施されました。

外部評価委員会による報告書要旨において、卓越性を測る全ての主要な基準において傑出した成果が見られるとし、中核的な提言として枠組み文書Ⅱで提案された、今から10年後の2020年代半ばまでに種々の研究分野のバランスがとれた100の傑出した研究ユニット及び数百名の学生規模の大学院大学を目指すという拡張計画への支持が表明されました。【資料1-1-9】

ここ数年、国内の高等教育また学術分野では、科学技術におけるイノベーションの推進に向け、教育及び研究の「学際性」及び「国際性」の重要性が強く指摘されています。この「学際性」及び「国際性」は本学が設立当初より掲げてきた基本理念であり、時代を先取りしています。

また、政府は平成28(2016)年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、本学の先進的な取組を参考に国内外からの第一線の研究者を惹きつけ、優れた研究環境と高い研究水準を誇る世界トップレベルの研究拠点の形成を進めるとしています。

【資料1-1-10】

本学では、その先見性に安住せず、世界の科学技術の動向を踏まえ、また国内の社会ニーズの変化に的確に対応するため、第1ステージの教員50人・学生100人体制から、更なる規模拡大に取り組んでいるところです。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、建学の精神及び基本理念に基づき、学則等において使命・目的及び教育目的をわかり易く文章化するとともに、ウェブサイトやパンフレット等各種媒体を通じ一貫性を保ちながら公表してきました。今後も、引き続き学内外への公表・周知に努めます。

本学は平成23(2011)年10月に認可を受け、平成24(2012)年度に博士課程を開設し、第1期学生が入学し、平成29(2017)年度に初の卒業生を輩出したところです。

本学の個性・特色は、本学の使命、目的及び教育目的に良く反映されており、上記のとおり科学技術基本計画により政策にも反映され、現在なお時宜を得たものであり、引き続き堅持します。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2 の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学設立当時の役員は設立準備委員として、本学準備段階から使命・目的及び教育目的の策定に直接関与・参画してきました。また、本学ウェブサイトの教職員採用情報では、各募集要項の冒頭において本学の使命・目的及び教育目的を明記しており、教職員はそれらを理解・支持した上で応募、採用され、本学の運営に参画しています。【資料 1-2-1】

本学では、使命・目的及び教育目的等について、学園法第1条、ウェブサイト（OIST 研究科 三つの指針サイトなど）、PRP（第5章 研究科ハンドブック）等にてその周知を図っています。また、ウェブサイトを完全バイリンガルで作成し、国内外を問わず、その周知に努めています。【資料1-2-2】 【資料1-2-3】 【資料1-2-4】

本学の使命・目的、教育目的は、以下に示すとおり、本学の中長期的な基本文書である枠組み文書Ⅱ及び法令で定められている年度毎の事業計画に反映されています。【資料 1-2-5】 【資料 1-2-6】

建学の精神・大学の基本理念（枠組み文書Ⅱ）：

沖縄科学技術大学院大学は、建学から10年以内に、世界最高の研究大学となることを目指しています。本学の使命は、卓越した研究及び科学教育を実現することにより、科学技術によって解決策を提供し得る地球規模の問題に対応することです。そしてさらに、沖縄と日本全体の経済再生を促進する触媒の役割を果たすことを目指しています。

事業計画冒頭文（2018年度）：

平成23年11月1日、沖縄の振興及び自立的発展に貢献すること、そして、日本及び世界の科学技術の発展に貢献することを目的とする沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号。以下「学園法」

という。)が施行されました。学校法人沖縄科学技術大学院大学学園(以下「学園」という。)は、文部科学大臣による認可を得て、学園法の施行に伴い成立した学校法人であり、沖縄において科学技術に関する世界最高水準の教育研究を行う沖縄科学技術大学院大学(以下「大学院大学」または「本学」という。)の設置及び運営を目的としています。この事業計画は、学園法第9条の規定に基づき作成され、学園の理事会により決定されたものです。

本学の使命・目的は、学園法第1条において「沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与すること」と明記されています。

また、教育目的は「沖縄科学技術大学院大学学則(以下、「学則」)」第1条において、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」と具体的かつ明確に定められています。

3つの方針であるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは、上記の本学の使命・目的及び教育目的に基づき策定されています。【資料1-2-7】

アドミッション・ポリシー

本学は、世界トップレベルの研究機関で形成される国際的な科学コミュニティで活躍できる研究者を育成することを目的としています。そのため、アドミッション・ポリシーとして、国際的な科学研究の世界で指導的役割を担える可能性と意欲を持つ学生を獲得することを目指しています。

学生の募集及び選考は国内外の優秀な学生を獲得することに主眼を置いています。ここにおける「優秀な学生」とは、本学で実現できる最先端の研究の可能性に心躍らせ、研究意欲を掻き立てられ、専攻分野で抜きん出る為に必要な好奇心と学究力を備え、独自の研究及び独創的思考ができる素質を持った学生を指します。学生には、科学分野で高等教育を受け、先端研究を行うために必要な英語コミュニケーション能力及び論文執筆能力、そして様々な背景を持った人々と円滑に交流する能力が求められています。

募集対象は理学士号または同等の学位を12ヶ月以内に取得見込みの学生、並びに理学の学士号、修士号保持者です。理工系学位及び他の分野の学位保持者も対象としており、学校教育法に基づく大学院入学要件を満たしていることとしています。修士号保有者は、研究科長の承認のうえ、履修科目の一部を免除される場合があります。学生は5年一貫の博士課程に入学します。

カリキュラム・ポリシー

「世界最高水準」という運営指針に従って、本学は卓越した学生を獲得し、最高水準の教育を実施します。本学の教育プログラムは、学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に富んだ人材として養成することを主たる目的とします。この目的に基づいて、学生の個性を尊重し、個々の研究志向、履修歴、目下の関心に応じた履修計画が個別に編成されます。教育課程編成の基本的な考え方は、自立した科学的思考を促すこと及び研究を通して自ら学ぶことです。

学生は、一流の研究機関や大学におけるポスドク研究者の道へ通じる、統合的な博士課程に、修士課程を経ず直に入学することになります。標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用されます。博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次にラボ・ローテーションと講義・演習を組み合わせ受講します。2年次には、講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。2年次の終わりには、博士論文研究に取り掛かる前に研究計画書の審査が行われます。提出された研究計画書の審査及び研究計画書の内容と研究分野の基礎知識に関する口頭審査が行われます。最高の国際基準を担保するため、該当研究分野の専門家が外部審査員として任命されます。研究計画書の審査に合格後、通常、3年次に3年間の博士論文研究に取り掛かり、5年次に論文を完成させ、審査に合格することによって修了することとなります。

学士課程を修了して本学に入学する学生は、通常、課程修了に5年を要します。既に保有する修士号と同じ分野で博士号を目指す学生は3年、関連した分野で優等学位を持つ者及び異なる分野で修士号を有する者は4年で修了できます。

ディプロマ・ポリシー

本学は、学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究補助員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。学生は、独自の研究を学位論文にまとめ、口頭試問において発表しなければなりません。博士論文への付属文書として、発表済みの論文、または投稿予定の論文草稿を提出する必要があります。学生は、過去に別の学位認定のために提出した学位論文の研究を、当該審査に提出することはできません。

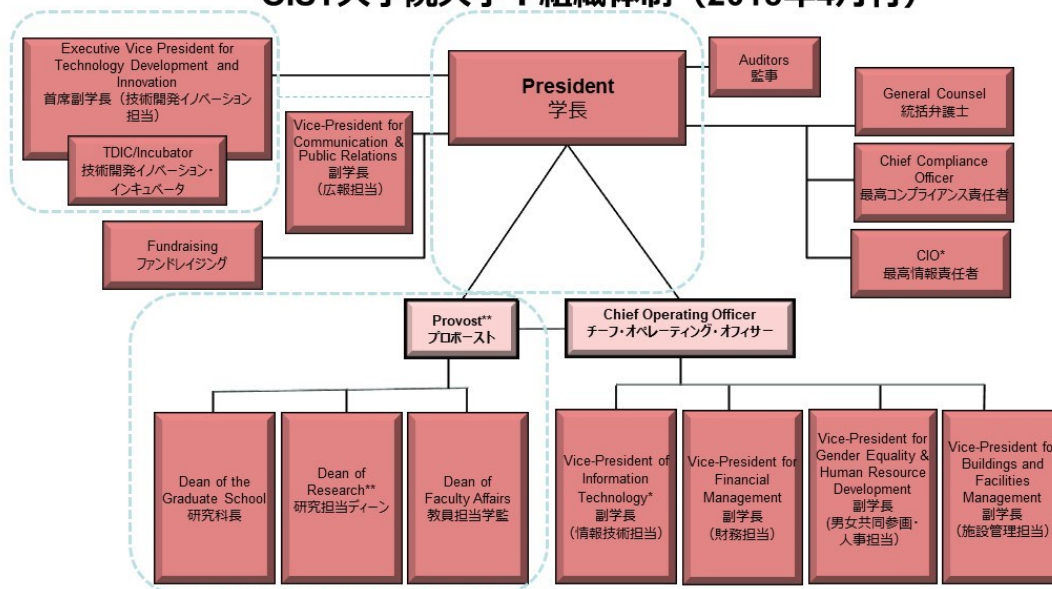
最高の国際基準を担保するため、論文の提出後に最終試験が行われます。最終試験には、論文の研究分野における国際的な立場の2名の外部審査員による論文の審査及び口頭試問が実施されます。

本学では学際的な研究・教育を行うことを重視し、従来の分野間、学部間の垣根を越え、協力と対話の推進を図るため単一研究科という構成となっています。

本学の教育研究組織は、学園法の趣旨に従いながら、図1-2-1のとおり、事務部門と一体的なマネジメント体制のもとで構築されています。

図1-2-1 沖縄科学技術大学院大学学園組織図

OIST Graduate University: Governance Structure starting April 1, 2018 OIST大学院大学：組織体制（2018年4月付）



* and ** indicate a dual role
*と**は兼任を表す



上図の点線枠内で示すとおり、本学の使命・目的を遂行するため研究教育に関しては、下記の3ディーン（研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン）、プロボスト及び首席副学長体制が構築され、当該目的に合った組織体制となっています。

研究科長

研究科長は、本学の研究科に学生が参加することをサポートする業務やプログラムの実施全般について所管します。研究科長は、学生の募集・選考から、学生の修了、そして、修了後の進路選択に至るまで、計画立案や学生へのサポートの提供等の全ての側面について責任を負います。さらに、研究科長は、各教員への指導科目の割り振りを含め、教育課程全体を統括します。

教員担当学監

教員担当学監は、教員ハンドブックに詳述される次のような、教員に関する全般的な事項について責任を負います。具体的には、教員の任用及び昇進、教員の報酬、休暇・休業・休職、苦情について管理、研究ユニットの評価に関する事務、教授会及び代議員会の行政運営サポート、教員情報についての管理、教員ハンドブックに関する事務等を所管します。

研究担当ディーン

研究担当ディーンは、個々の研究ユニットやその他の研究グループ単位で管理される直接経費（補助金、競争的研究資金、寄附金等）に関する業務、コア・ファシリティを用いた研究支援サービス、研究安全、外部研究資金の申請・管理（首席副学長の所管に含まれるものを除く）等、研究活動に必要なサポート機能全般について責任を持ちます。また、研究担当ディーンは、OIST クリニック、保健センターを統括します。

プロボスト

プロボストは、学術的事項について、研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン間を調整します。プロボストは、学術研究事項において本学を代表し、他大学・研究機関とのネットワークを構築します。

首席副学長（技術開発イノベーション担当）

首席副学長（技術開発イノベーション担当）は、沖縄の自立的発展を促進するという本学の使命をサポートする機能を統括します。この使命の重要な要素としては、知的財産、技術移転及び事業開発に関するマネジメントがあります。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的及び教育目的の学内外での周知を図り、教職員の理解と支持を得つつ、それらの目的に沿った3つのポリシーを策定しています。今後も、時代とともに変化する学生のニーズと社会情勢を踏まえ、3ディーン（研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン）、プロボスト及び首席副学長にCOOを加えた協力体制の下で当該方針を検証しつつ、引き続き本学の進展に応じた組織等の体制の充実を図ります。

〔基準1の自己評価〕

本学では、使命・目的及び教育目的を学則等に適切に明記し、3つのポリシーや事業計画等に反映させています。同使命・目的は科学技術基本計画に反映され、政府方針にも合致したものとなっています。それらについて理事会、幹部職員及び教職員間で理解の徹底を図り、ウェブサイト等を通じて学内外に周知しています。

総じて、使命・目的及び教育目的を反映した3つのポリシーは学内意思決定上の重要な柱となっており、それに基づいた大学運営・管理体制が構築されています。

よって、基準1「使命・目的等」の基準を満たしていると判断します。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

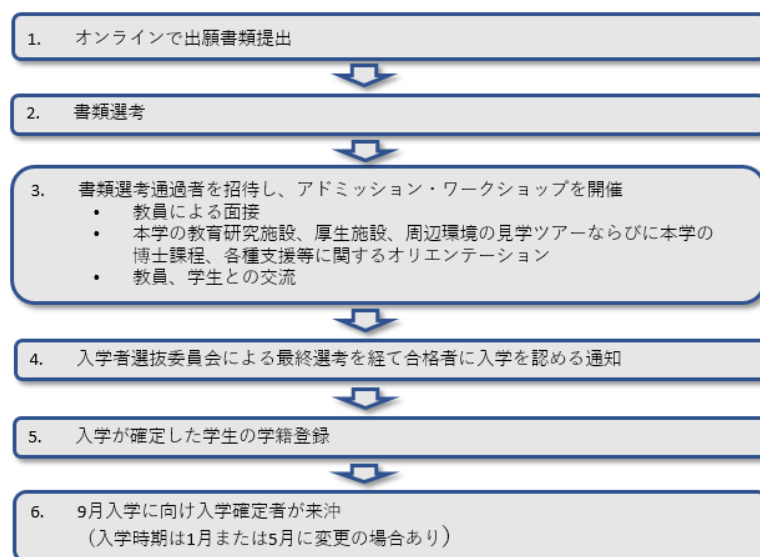
- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学では、ウェブサイトにおいてアドミッション・ポリシーとして「本学では国際科学コミュニティの主要な研究機関で重要な役割を担う研究者を輩出することを目指している」と明記し、周知を図り、国際舞台で科学研究の指導者となる可能性及び意欲を持つ優秀な学生を獲得することに絞って募集活動を行っています。【資料 2-1-1】

ここでの「優秀な学生」とは、本学で携わることできる先端研究の潜在的な可能性及びそのことに対する知的感動によって強く動機付けられている学生、自ら選んだ研究分野において卓越するために必要とされる好奇心と知的な能力を備えている学生及び自立的な研究及び独創的思考ができる素質を持った学生を指します。【資料 2-1-2】

本学では、図 2-1-1 で示す体制の下で学生選抜を公正かつ妥当な方法により実施・運用し、アドミッション・ワークショップ後に同選抜プロセスを検証するとともに、必要な改善を行っています。

図 2-1-1 学生選抜プロセス（2018 年 5 月現在）



本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、個々の学生が世界トップレベルの教育を受けることができるよう、1人の教員が指導する学生の人数を限定し、入学定員を50人としています。

本学の博士課程に出願する資格を有するのは、学士号、修士号、もしくは同等の学位を取得している、または入学日より前にその取得が見込まれる者で、入学者選考は、人種、肌の色、宗教、国籍、障害、性別等による一切の差別なく行われます。

入学希望者は、成績証明書及び学位記、「志望動機書」（英語400語以内で「出願者の科学的興味・関心」及び「OISTの博士課程で修得したいこと」について記述）及び出願者の学業面における業績に関する指導教官等からの推薦状（2通から5通）を添え、ウェブサイトから出願します。公表された論文、プレゼンテーションのアブストラクト等、学業の成果を示すその他の書類も任意の提出が可能です。出願時に提出が必要な書類の詳細は出願サイトの「出願」ページに明記されています。【資料2-1-3】

出願者から提出された全ての書類を複数の教員が審査し、入学者選抜委員会により80名～100名程度に絞り込まれた候補者を、2月、6月及び8月に本学にて開催されるアドミッション・ワークショップに招待します。

本学が学生に求めている資質は、標準試験のスコアでは簡単に評価できません。なぜなら、学生はそのような試験対策のための暗記学習ができ、高いスコアが必ずしも高い研究意欲、好奇心、自立した研究能力及び独創的思考力を反映するものではないからです。したがって、博士課程の学生の最終選考は、次のような入試ワークショップを通して行われ、面接による評価に重点を置いています。

- 入学者選抜委員会もしくはその分科会メンバーによる面接を行います。本学の博士課程で学ぶ目的や動機について面談します。委員会メンバーはさらに、学生の履修歴や志望進路についても学生と質疑応答します。学生にとっては、本学の大学院プログラムに関して質問する機会となります。この直接面接は記録され、委員会で使用されます。
- 学生に、本学の教育研究施設、厚生施設、周辺環境の見学ツアーの機会を提供します。
- 教員や在学生と触れ合う機会となる交流プログラムを提供します。

同ワークショップは、少なくとも丸2日間にわたって開催され、参加費、宿泊や食事は本学が提供します。

同ワークショップの結果に基づいて入学者選抜委員会が最終選考を行い、合格者にオファー・レターを発行することで合格を通知し、学生が同オファーを受け入れることで入学が決定します。

日本の大学で学ぶ学生と他国の学生のどちらも受け入れられるよう、9月入学を原則としていますが、学生個々人の事情を考慮し、5月あるいは1月の入学を許可する場合があります。

英語の能力に自信が持てない学生は入学前に語学集中講座に参加することができます。また、入学前にラボの経験を積み、博士課程に備えることも可能であり、語学研修の必

要性など個別のニーズをふまえ、海外の研究機関に派遣されることもあります。【資料 2-1-4】

本学の拡充計画は枠組み文書 II にて概要が説明されています。この計画には、新ラボ棟の建設、2014 年時の教員 50 名体制から 2023 年度の 100 名体制に向けた追加採用及び学生数の 2023 年度 300 人体制へ向けた募集拡大が含まれます。【資料 2-1-5】

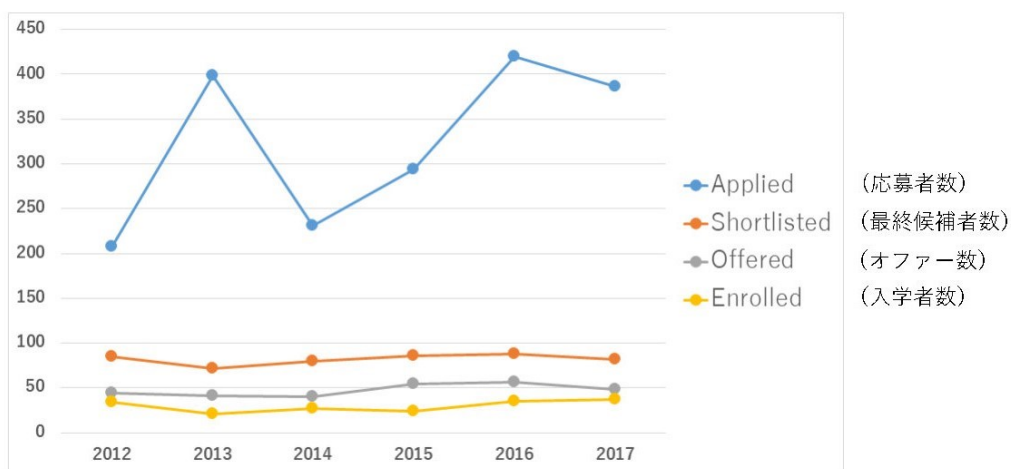
外部評価委員会からの高い評価を受け、政府より平成 27 (2015) 年度予算から拡大に係る予算が認められ、これに基づき、毎年の予算要求の過程で具体的な教員増及び学生増を確保しています。【資料 2-1-6】

これまでと同様、厳格な基準に照らした教員選考を実施し、既存の重点分野を更に強化しています。また、学生の選考においても厳格な選考基準を適用し、質の確保・維持に努めています。【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】

平成 30 (2018) 年度の教員採用活動では、研究ユニットを 70 まで増やすため、化学、細胞生物学、コンピューター・サイエンス、海洋科学の分野で卓越した教員の採用を目指します。また、新規学生 50 人を獲得する予定です。学生は本学の研究の成功には欠かせない存在です。教員数が増えれば、学生数もそれに応じて増やす必要があります。枠組み文書 II において、第 1 段階として平成 29 (2017) 年度の目標を学生 2 人に対して教員 1 人の割合としましたが、長期的には平成 32 (2020) 年度、目標比率 3 対 1 となるよう学生増を図っています。【資料 2-1-5】

下図 2-1-2 の実績が示すとおり、これまで定員を大幅に超える志願者を得ており、十分な人数の在籍学生を確保しています。これにより教育の質を低下させずに、3 : 1 の比率を維持することができると確信しています。この確信は、10 倍を超える志願倍率に基づいています。教員数の増加に比例して応募者数が増えていると言い換えることもできます。応募者数の着実な増加により、選りすぐりの学生を選別することができています。当初目標としていた 3 : 1 の学生教員比率に向け着実に歩みを進めています。

図 2-1-2 応募者、オファー数、入学者数の推移 (2018 年 5 月 1 日現在)



(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、科学技術分野において国際的なレベルで優秀な学生を国内外の候補者より選抜し、本学の博士課程に受け入れるため、以下のとおり日本及び世界各国で募集・獲得活動を展開します。

- 募集ツールとして、引き続き、研究科のウェブサイトを整備します。さらに、正確で分かりやすい学生募集パンフレットを発行します。特に、物理学や生態・進化生物学など、ターゲットを絞ったパンフレットを発行します。
- 日本の学部生を対象とした英語でのサイエンス・コンテストを開催し、本学において最先端の研究を体験してもらうワークショップに優勝者を招待します。
- 学修目的のために出身国や出身大学に赴く機会を利用し、本学の学生に当該地において本学について発表を行ってもらいます。
- 卒業生ネットワークを活用し、彼らから有望な学生に対して本学の紹介を行ってもらいます。

2-2 学修支援

《2-2 の視点》

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

アカデミック・サービス・セクションでは、実験実習室、必要な教育機器及び消耗品などの必要なリソースを管理・提供し、教授は教材・機材の準備に煩わされず、教授活動に集中することができます。本学では、授業や宿題を管理するために、大学全体のすべてのトレーニング（必修講習、一般及び特定の安全講習、機器トレーニング）を学修管理システム（eFront PRO）で行っています。教員と学生の比率が小さいため、平均クラス・サイズは5人です。これによりインタラクティブな学習が促進され、学生とコース・インストラクター間で活発な議論を可能にする緊密な関係が維持されています。

本学の学修及び授業支援に関わる方針

本学は、基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行なうことを目指しています。学生の個々の希望と適性を考慮しながら個別にカスタマイズされた履修プログラムを組みます。すべての学生の個性と独自性を尊重しながら、学生個々の博士課程プログラムが設計されます。同方針に基づく具体的な取り組みについては次のとおりです。

- 入学年度に新入生一人一人にアカデミック・メンターを任命します。メンターは課程開始前に学生と共に学生の希望と学歴背景を考慮しつつ、課程プログラムを設計しま

す。アカデミック・メンターは学生の相談に乗り、また定期的に学生との面談の機会を設け、学生が適切な学習研究環境を築き、向上できるよう努めます。この関係は修了まで続きます。

- 2年次以降、学生は共に研究計画書の立案を行う指導教員を選択します。アカデミック・メンターは引き続き学生の相談に乗り、また必要なサポートを提供します。2年次の後半にそれぞれの学生に対し3人から成る論文指導委員会が組織されます。カリキュラム・審査委員会は論文指導委員会が正しく機能し、学生の助けになるよう監督します。
- 本学では、カリキュラム審査委員会（CEC）の定期会議、研究科長による教授会での定期報告・諸問題に関わる議論、検討を通して教職員協働の下で学修支援及び授業支援に取り組んでいます【資料 2-2-1】。
- 本学は教員の教育活動を支援するため、教育資源利用促進コーディネーター及びスタッフによる実験資材の準備及び教室の手配等の取り組みをしています。設備の整った実験実習室の整備により、最新の研究機材・研究法に触れ、学ぶ機会を広げています。【資料 2-2-2】

課程の進捗に困難を認める学生に対して、本学はアカデミック・メンター及び指導教官の配置、学修指導コーディネーターへの相談受付や、「がんじゅうサービス（カウンセリング・サービス）（『がんじゅう』とは沖縄の言葉で健康・頑丈という意味）」によるメンタル・ヘルス・ケア等適切な支援環境が整えられています。これらの方針と取り組みにより学習への緻密なサポートを実現しています【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

科目を落第した学生は再履修することができます。個人的事情や疾患等で学業の継続ができない学生は長期の休学を取ることができ、履修は中断されます。休学は合計2年まで取ることができ、本学のキャンパスに留まる必要はありません。

学生への学修及び授業支援に対して、学生による授業評価アンケート調査や定期的な学生会メンバーとの会議等を通じて学生の意見をくみ上げる仕組みを整備し、学修及び授業支援の体制改善に適切に反映させています。【資料2-2-5】

中途退学者、休学者及び留年者への対応

2012年に博士課程の第1期生が入学して以来、8名の学生が休学し、11名の学生が博士課程を中途退学しました。退学者のうち4名は退学前に休学しています（病気療養を含む）。また、2名は修士号授与による退学でした。

これらの学生の一部は学業不振の問題を抱えていましたが、その理由や背景は様々でした。必要に応じてこれらの学生のメンター、論文指導教官、または、がんじゅうサービスと協力して個別に対応しています。CECは学生の学業進捗に問題があるときに通知を受け、改善のための措置について話し合います。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

全学生の代表である学生評議員会は、定期的に理事会、評議員会、学長、教授会、研究科長、研究担当ディーンと会い、学生から収集されたフィードバックや意見を提供し

ます。 本学は継続的にこれらのフィードバック・意見及びアンケートの結果を使用し、学習支援を強化します。

2-3 キャリア支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、研究者としてのキャリア開発支援を以下の具体的な方策を通じて必修の科目の中で明確に位置付けています。

「プロフェッショナル・ディベロップメントⅠ（PDⅠ）」及び「同Ⅱ」は、本学の修了生が、科学者としてのキャリアパスを歩むうえでの準備に資する授業科目であり、一連のセミナー及びワークショップとして実施されます。授業を通じて、コミュニケーション能力、メディア活用方法、さらにプレゼンテーション能力等が養成されます。また、研究費申請書作成、教育実習、就職準備（履歴書の作成等）も PD コースで扱われます。

ビジネス・パーソンや先端的科学研究のスペシャリストを外部から招聘し、経験談を聞いたり、ワークショップやセミナーを開くことで、科学に関わるキャリアへの理解が増進されます。また、こうした交流により、本学の優秀な学生と関連業界のリーダーとの接点が構築されることは、研究生活をどこで過ごすにせよ、修了生の将来にとって有益なことです。

なお、本学では、教育研究活動全般を通じて、アカデミック・メンター、研究指導教員ほか、全学の教員が学生の進路指導に関して責任を持ちます。このことは、研究職以外の進路を選択する学生に対しても同様です。

次に、正課外のキャリア・サポート体制については、最初のステップとして、学生の進路開拓を支援するため、アドミッション・キャリア開発セクションにおいて、情報提供を行うとともに、関連行事を開催しています。さらに、本学では求人情報の収集及びそれらの学内ウェブサイトや掲示板を活用した学生への提供並びに進路相談を充実させています。【資料 2-3-1】

また、毎年、博士課程プログラムのすべての学生と 1 対 1 のインタビューを行い、専門的能力の開発及びキャリアの志望の変遷をフォローします。インタビューでは学生の就職にあたり、志望するキャリアに向けてどんなスキルを伸ばしたいかを確認します。また、それに基づき研究科は教員担当学監オフィスや事業開発セクション等関連する部署と連携し、ワークショップやセミナーの拡充を図っています。

学生の就職活動への具体的な支援としては、インターネットの求人情報ウェブサイトの一覧表を作成・管理し、学生が自身の就職機会を容易に検索できるようにしています。これらのウェブサイト一覧は、進路相談・キャリアサポート・サイトに表示され、容易

にアクセスできるようにしています。このことにより、学生が各国の大学・研究機関等からの求人情報をワンストップで検索することが可能となっています。また、履歴書、カバーレターのテンプレート及びその他の就職関連の情報も提供しています。【資料 2-3-2】

本学は、正規の博士課程学生及び特別研究学生にティーチング・アシスタントとして経験を積み、技術を磨く機会を設けています。ティーチング・アシスタントとして、下記のような教育活動に貢献しています。

- ✓ 本学博士課程の授業の補助
- ✓ 本学主催の国際ワークショップ等におけるチューター活動
- ✓ サイエンス・フェスタ（オープン・キャンパス）、学校訪問、こども科学教室等のアウトリーチ活動への貢献
- ✓ 大学間協定による他大学での教育活動補助
- ✓ その他本学が主催する教育活動の補助

教育指導経験は、アカデミックな経歴を築きあげる上で重要です。各学生のティーチング・アシスタントとしての活動記録は、本学研究科が保存します。教育指導経験に関する記録は、PD 科目の履修中に学生がアドミッション・キャリア開発セクションのマネジャーに提出します。学生はまた、アドミッション・キャリア開発セクションがアレンジするティーチング・ワークショップに参加し、教育指導に必要なスキルの向上を図ることができます。

修了生の進路については、平成 30 年（2018）年 5 月 1 日現在、第 1 期生のうち 14 名が博士号を授与されています。うち 7 名が世界的に有名な大学でポスドクのポジションを得ています（ハーバード大学、ジョンズ・ホプキンス大学、ローレンス・バークレー国立研究所、東京大学）。

また、来年卒業予定の多くの学生が研究者として同様のキャリアパスを登っていくと期待されており、一部は産業界への就職を希望しています。【資料 2-3-3】

（3） 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 引き続き、グループ活動やプレゼンテーションの技術、研究倫理、キャリア開発、教育指導の実践に重点を置いたトレーニング、また、教育指導経験のある学生による講話等を内容とする PD 科目を提供します。
- また、他の大学での教育実習の機会や国内外の大学や研究機関のリーダー層とのネットワーキング、ポスドクのポジションや他の求人情報の提供などにより、キャリア開発活動を支援します。
- アドミッション・キャリア開発セクションは、博士課程プログラムのすべての学生と 1 対 1 のインタビューを行い、どのようなスキルを向上させたいのかを直接聞き、ワークショップ及びセミナーで提供する内容を見直し、関連するセクションの協力も得ながら強化していきます。学生の PD II 科目評価についても引き続き同様に見直し、強化していきます。

- 研究科では修了生一人一人に対しアンケートを取り、修了後の進路を辿れるようにしています。本学は定期的に修了生にコンタクトを取り、就労情報を含む修了生情報を更新していきます。
- 本学は、修了生及び本学退職者が参加することができる同窓会ネットワークを構築しています。修了生を含むメンバーは、各分野の信頼できるプロフェッショナル及び外部利害関係者の大きなネットワークに繋がることができ、このネットワークを通じ修了生が就職の機会を得ることも期待されます。

2-4 学生サービス

《2-4 の視点》

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学は、世界最高水準の国際的な大学院大学を創設することを使命としています。そのためには、世界トップクラスの優秀な学生が結集する必要があります。本学では、トップクラスの国際的な研究大学と同等の授業料や生活費等の経済的支援を行っています。

【資料 2-4-1】

経済的な支援

(1) 本学のリサーチ・アシスタント制度

リサーチ・アシスタント制度は研究を遂行し、教育研究活動の補助をする優秀な学生に与えられます。リサーチ・アシスタントとしての任期中、学生は、沖縄に滞在するフルタイムの博士課程学生である必要があります。

(2) 学外の奨学金制度及び賞金

本学では、学生への経済的支援制度を有する一方で、学生が学外の奨学金を申請することを強く奨励しています。インセンティブとして、本学のリサーチ・アシスタント制度またはティーチング・フェロー制度として本学が提供する報酬は、学外の奨学金と合わせ、標準を 60 万円上回る、総額 300 万円までとなっています。【資料 2-4-2】

(3) 授業料免除

本学は、すぐれた研究能力を有すると認められる者（日本学術振興会特別研究員に採用された者等）に対し、授業料が全額免除となる制度があります。選考及び決定はカリキュラム・審査委員会により行われます。

(4) 学習目的のための旅費支援

本学は、他の教育機関を訪問するための旅費（エコノミークラスの往復航空券の支給）を支援しています。当該旅行期間中に、学業及びリサーチ・アシスタント業務に支障が

ない限りにおいて、年次休暇及びその他の休暇を取得することができます。当該支援は、各年に1回利用することができます。

(5) 学会に出席する学生に対する旅費支援

学会等に出席する場合及びその他教育研究活動に伴う旅費を支援しています。

(6) 移転手当及び移転料

移転手当(日当)及び移転料が支給されます。

(7) 通学

通学手段が必要な学生はシャトルバスを利用するものとし、学外住居に住む学生で一定の条件を満たす者は、住居から大学までの距離を考慮した通学補助を受けます。

福利厚生

(1) 学生の健康及びカウンセリング

本学のクリニックでは、バイリンガルな医師、看護師、事務職員が常勤するクリニックを設置し、キャンパスにおいて学生の健康全般のニーズを満たしています。また、必要に応じて学生に地元の医療機関を紹介しています。メンタルヘルス・サポートの面では臨床心理士によるがんじゅうサービスを提供しています。【資料 2-4-3】

(2) 保険

学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険（略称「学研災」と「学研賠」）が付与されます。

(3) チャイルド・ケアを必要とする学生は、大学構内のチャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）を利用することができます。【資料 2-4-4】

(4) レクリエーション・文化・社会活動

本学では、レクリエーション活動、文化活動及び社会活動を企画し、推進することによって、学生の福利厚生を支援しています。

(5) 学生宿舎

キャンパス・ハウジングに住む学生には宿舎使用料が助成されます。すべての学生は、提供された学生宿舎に少なくとも1年は住むことを求められます。学内宿舎はすべて、居間と寝室に空調設備を備えており、日常生活に必要な基本的な家具や備品が一式揃っています。また、ビレッジ・センター1階の福利厚生施設（居住者支援デスク、リネン／ドライ・クリーニング・サービス、コンビニエンス・ストア、コイン・ランドリー、ジム、診療所、学生ラウンジ、電気調理器具一式を備えた共同キッチン及びミーティング／イベントルーム等）を利用することができます。公共料金は、学生の負担としています。【資料 2-4-5】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では外国人学生が大半を占めており、文化イベントの開催や日本国内の他大学に在籍する学生との交流の機会を設けることにより、日本文化に対する理解を促進しています。

本学は、引き続き、優れた学生の獲得を巡って競合する世界水準の大学と同程度の生活レベルを提供し、研究活動等に専念できるよう環境を整備します。

また、外部の奨学金等の情報を収集し、学生に対し情報を提供します。

2-5 学修環境の整備

《2-5 の視点》

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学のキャンパス整備は、以下の 3 つの基本コンセプトに沿って行われています。

- 最先端技術と環境の調和
- 学際的な交流
- 産学連携とネットワーク

メインキャンパスは、最先端技術を具現したものとするを旨としますが、周辺環境との共生関係を確保しつつ、沖縄の豊かな自然環境と可能な限り調和して建設されています。施設は、学際的教育研究の土壌となるよう、学生・研究者間の交流が最大限促進されるように設計されています。国際ワークショップや産学連携を目的として整備された施設によって、本学の世界的ネットワークの構築が推進されています。【資料 2-5-1】

本学メインキャンパスの校地 696,914.91 m²のうち、641,803.60 m²が恩納村から無償貸与されています。メインキャンパスは、教育研究活動の中心となる「ラボ・ゾーン」、学生・研究者の居住空間を主とした「ビレッジ・ゾーン」及び民間研究機関が入居する「産学連携ゾーン」が整備されています。

各ラボ及び関連する共有施設並びに本部機構のために、センター棟、第 1 研究棟、第 2 研究棟、第 3 研究棟の計 4 棟がラボ・ゾーンに建設されています（現在、第 4 研究棟建設中）。

センター棟は、講義室、図書室、医務室等の共同利用施設、また大学本部機構を有しており、学生、教員、研究員及び大学職員間の交流の中心となっています。

本学の学生は、ラボ科目及び博士論文研究のため、殆どの時間を研究棟で過ごします。複数の研究ユニットが共同で使用する間仕切りのない研究空間（オープン・ラボ）があり、そこが研究者及び学生の日々の研究活動の場となっています。これにより、研究者及び学生間の交流の促進並びに共用研究機器の集約化が図られています。

上記の研究スペース以外に、専任教員には各 1 室の個人執務室（19 m²）が与えられ、教員の個別及び共同研究、学生の個別指導に使用されています。学生は初年次からラボに配属され（ラボ・ローテーション）、全員が各自の机で自習できるようになっています。この他、学習室や講義室（グループ学習に利用可）等を備えています。学生ラウンジ（学

生休憩・控室) が動線の集中する玄関や階段付近に設置されていることにより、学生間、また学生・研究者間の日常的な交流が促されています。【資料 2-5-2】

表 2-5-1: 主な部屋数、収容人数等

センター棟	特別講義室 (150 人収容)、セミナー・ルーム 2 室 (各 60 人収容)、会議室 4 室 (各 16 ~20 人収容)、実験実習室、事務オフィス、学長室、図書室、メディア・センター、医務室、カフェ
第 1 研究棟	オープン・ラボ (各階複数)、講義室 6 室 (16~60 人収容)、学習室 2 室、学生ラウンジ 5 室、個人研究室 20 室
第 2 研究棟	オープン・ラボ (各階複数)、講義室 4 室 (12-20 人収容)、学生ラウンジ 6 室、個人研究室 16 室
第 3 研究棟	オープン・ラボ (各階複数)、セミナー・ルーム 1 室 (60 人収容)、講義室 6 室 (16-20 人収容)、会議室 11 室 (8-12 人収容)、個人研究室 24 室
第 4 研究棟	建設中
エンジニアリング・サポート棟	工作室、事務オフィス、倉庫、ラウンジ、会議スペース
マリン・サイエンス・ステーション	アウトドア・タンク、インドア・タンク、ウェット・ラボ、ワークショップ、教員オフィス 2 室、スタッフ・オフィス、ラウンジ兼会議スペース、取水施設
講堂及びカンファレンス・センター	講堂 (500 席、AV 機材)、講義及び会議室 3 室、ロビー・エリア
シーサイド・ハウス	会議室 3 室 (20 人収容)、セミナー・ルーム (60 人収容)、多目的室 (60-100 人収容)、個人研究室 1 室

学生の博士論文研究を先端的なものとするためには、最新の機器へのアクセスが重要です。センター棟及び第 1 研究棟は最先端の建物で、ゲノミクスの中核的研究施設、電子顕微鏡、ハイ・パフォーマンス・コンピューティングを備えた中心的研究施設となっています。各ラボもあらゆる研究ニーズを満たす優れた機器を備えています。学生はこのような自身の潜在能力を最大限に発現できる環境の下で研究に取り組んでいます。【資料 2-5-3】

本学施設内では、全職員が安全なワイヤレス・ネットワークに接続できます。また、ビジターもワイヤレス・ネットワークを利用できます。セミナー・ルーム及び会議室には、最先端のビデオ・オーディオ会議システムが装備されており、インターネットを介してグローバル会議が開催されています。管理の行き届いた、高セキュリティなサーバー・ルームを備えており、中断することのない接続を保証しています。

本学は、大学の発展し続けるニーズに対応するため、情報技術の基盤を継続的にアップグレードしています。

冷却及び無停電電源装置を含むサーバー・ルームの容量は、現在及び将来のリサーチ・コンピューティングの需要を満たすためにアップグレードされています。ネットワークは、研究機器からの大容量のデータ・フロー及び高性能コンピューティング基盤の高帯域幅要件を支えるように設計、実装、拡張されています。プライマリ・インターネット接続は 100G にアップグレードされ、国際的な面でも研究データの送信に十分な帯域幅を提供しています。

ビデオ会議機器は、多くの会議室に設置され、本学カレンダー・システムと統合されています。これにより、本学関係者は国内外を問わずビデオ会議を容易にスケジュールできる環境が整備されています。

本学図書館は、教育・研究活動に不可欠な本学のインフラストラクチャーの中核を成すもので、本学関係者に対し、多様な文献及びデータベースを図書館の施設とオンラインで利用することができる環境を提供しています。

本図書館では、本学の教育・研究活動を支える電子及び印刷資料を所蔵しています。当該資料には、学内での教育上及び一般的なレフェレンス・ニーズを満たす印刷物の他、費用面と収容スペースでの制約のため印刷物として提供することができない幅広い情報源として利用できるようにするために膨大な数の電子資料が含まれています。さらに、利用者は、学内及び学外のいずれにおいても電子資料にアクセスすることができます。

また、様々な用途に応じたスペース及び部屋を提供しています。学習机、図書館の蔵書目録及び電子資料にアクセス可能なコンピューター、快適な読書用椅子、コピー機、並びに利用者が操作する図書貸出機等がこれに含まれます。【資料 2-5-4】

本学のすべての施設は、日本の建築基準法に基づいて設計されており、障害者のために必要な整備を行っています。研究機器や研究設備についても、同規則に従って設置しています。また、本学内には、授乳等ができるファミリー・ルームやマザーズ・ルームも設置されています。

施設の防災・防火対策は消防法、建築基準法に基づいて行われています。また、本学の防災・防火計画に基づいて、防災・防火訓練の実施、災害時の対応手順の構築、自衛消防組織の編成が行われています。【資料 2-5-5】

施設内のオフィス家具、実験機器、パソコンなどの耐震対策は、本学の耐震対策手順に基づいて行われています。新規で購入する家具や機器の耐震対策は、基本的に購入時に設置する業者が行いますが、床固定、壁固定などが必要な場合は、設置後に本学施設管理担当者が調査を行った上で必要な地震対策を行っています。

枠組み文書Ⅱでは、フェーズⅠ（FY2017）の目標は学生対教員の比率が 2：1 であり、長期的には 3：1 を維持していくと述べています。この小さな比率により、各クラスの平均学

生数は5名となり、教員と学生間で活発な議論を可能にする密接な関係を維持でき、インタラクティブな学習を促進できます。小規模のクラスでは、受講生の既得習熟度レベルにかかわらず、教授が各学生の履修の進捗を調整することもできます。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

建設予定施設の設計前に、既存の施設の問題点等を洗い出し、改善するための調査を行っています。本学の教育施設は、国際的な基準に基づいており、日本を含む国際的なコンサルティング・チームにより、業務や研究に快適な環境を維持しながら、引き続き最先端の研究を行うことができるよう施設の整備を図ります。

2-6 学生の意見・要望への対応

《2-6 の視点》

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生全体の代表である学生評議員会は、理事会・評議員会、学長、教授会、研究科長、研究担当ディーン、建築・施設管理者と定期的に会合しています。教育環境、カリキュラム、財政的支援、その他の福祉問題など、学生に影響を与える事項について、直接的及び間接的にレビュー及びディスカッションを行います。【資料 2-6-1】

一例として、本学では、2018 年 2 月開催のアドミッション・ワークショップより、『博士論文研究機会』についてのファカルティ・トーク（“Faculty Talks on ‘Thesis Research Opportunities’”）と題する教授陣によるプレゼンテーションを、プログラムに追加しました。これは、少人数制を採用している本学において博士論文研究を行う研究ユニットと学生個人個人の適合性が重要であることを踏まえ、適合性確認の機会を入学選抜の段階で志願者に提供するものであり、学生評議員会の提案を受けたものですが、学生評議員会を通して集められる学生のフィードバック・意見に対応する本学の取り組みを示すものです。また、研究科長と学生評議員会との定期会合での話し合いの結果、学生の教育指導経験が、プロフェッショナル・ディベロップメント II の必須事項として規定されました。

さらに研究科では、学生数の増加に鑑み、より組織的、体系的に学生のニーズを把握し、対応に活かすべく、定量的に学生の満足度を図るための調査を計画しています。調査の設計、質問項目最終化には、学生評議員会も参加することになっています。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

大学の研究科長と学生評議員会との定期的な会合は、引き続き学生の満足度を理解する上で重要な役割を果たし、研究科長は、その成果をカリキュラム審査委員会、教授会及び理事会に報告し、改善に向けた対策を検討していきます。また、研究科では、学修支援、学生生活に係わる支援、学習環境など、本学が提供する各種支援についての学生の満足度を測るため、2018 年度中にパイロット調査を実施する予定です。学生数が増加し、規模が拡大することを踏まえ、学生の満足度をより定量的に測定するための手段として、当該調査を制度化することが最終目的です。制度として導入後は、毎年組織的体系的に満足度の測定を行います。

〔基準 2 の自己評価〕

優秀な学生の選抜は、本学の使命完遂に不可欠です。優れた学生を獲得し、必要な学力基準を満たし、自立した科学者になる資質を有する学生を選抜するために、革新的、かつ確実な選抜方式が確立されています。期待される学生像は PRP に詳述されており、本学のウェブページ、広く配布されているパンフレット及び小冊子に記載されています。また、国内外での大学紹介イベント、Web サイトや電子メディアを通した強力な Web プレゼンスにより積極的な募集を行っています。

学生の選抜は、成績やクラスでの順位だけでなく、学業成績に加えて独自の思考能力に焦点を当てており、英語による応募者の志望理由書及び少なくとも 2 通以上の教授からの推薦状等からの情報、さらに本学キャンパスにて実施される 5 名以上の教員によるそれぞれ 30 分の 1 対 1 の面接を通じて行われます。最終選考は、面接者の個々の所見と入学者選抜委員会による全ての資料の審査に基づいて行われています。入学者選抜委員会が合格の最終決定を行います。

入学する学生数は、入学定員に密接に結びついています。ただし、入学者の選抜は入学定員ではなく、本学が設定する基準に基づいており、選抜基準に達する学生が少ない場合は定員割れが生じる可能性があります。高い基準を維持するため、基準を満たした応募者のみが合格し、補欠及び欠員補充という考え方はありません。すべての学生はほぼ同時に博士課程プログラムへのオファーを受けます。本学の博士課程プログラムへのオファーを受けている学生の多くは、併願している他の海外有力大学からのオファーも同時に受けていることが多いため、学生の獲得競争が激しく、最終的な入学者数は年々変動します。したがって、このシステムでは定員数と入学者数をきっちりと合わせることはできません。しかし、平均して入学者数は適切に管理されています。

学生の学修を支援する包括的なシステムが確立されています。学生一人一人に対しアカデミック・メンター、論文委員会及び研究ユニットの選択肢を学生に提供するラボ・

ローテーションが割り当てられています。正式なカリキュラム審査委員会は教員と事務スタッフによって構成され、個々の学生の学修進捗、試験成果、試験に関連する手続きについて討議しています。

学部課程を持たない本学では、教育実習の機会は限られています。授業は教員によって教えられます。しかし、学生は授業で教員のティーチング・アシスタントを務めたり、ワークショップ、課外課程などで教育経験を積んでいます。

本学は、キャリア・ガイダンスとプロフェッショナル・スキルを学生に提供するための新しい方策を積極的に開発してきました。本学では、キャリア開発担当部門が設置されています。加えて、博士課程プログラム全期間にわたり科学者としての職能開発を積極的に行うプロフェッショナル・ディベロップメント（PD）コースを提供しています。

経済的な心配なしに学業に専念させるため、本学は学生の生活に優れたサポートを提供されています。全ての学生に対し財政的支援が提供されており、快適で安価な学生宿舎がキャンパス内にあり、学生は最初の1年間はキャンパス内で生活する必要があります。心理カウンセリングと診療サービスは、キャンパス内、そして近隣で当該サービスを利用しています。

本学は充実した設備を備えた優れた教育環境を学生に提供しています。建物はコミュニケーションの機会を提供すると共に熟考のための静かな空間を備えています。図書館には、膨大な数の書籍と電子ジャーナルのサブスクリプションがあります。また様々な実験分野のスペシャリストによって整備された実験実習室群があります。すべての施設は障害者のアクセスに関する法令要件を満たしています。授業は少人数で行われており（平均学生数約5名）、インタラクティブな学習の機会を提供しています。

授業内容や教授に関する学生の意見や要望は毎学期集められており、その内容は教授にフィードバックされます。学生評議員会も活発に活動しており、代表者を教授会に参加させています。また、大学執行部、学生評議員会及び研究科長による月例会議がもたれており、学生は理事会や評議員会、臨時で開催される審査委員会にも参加を求められています。学生からの要望には、教員や幹部職員が必要に応じて対応しています。

よって、上記主要項目について報告しているとおり、基準2「学生」の基準を満たしていると判断します。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

《3-1 の視点》

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

本学は学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。本ディプロマ・ポリシーはウェブサイトにて学内外に公表・周知されています。

学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語で口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。【資料 3-1-1】

単位認定

本学の授業科目には、プロフェッショナル・ディベロップメント (PD) 科目、基礎科目、専門科目があり、合計 20 単位取得します。ラボ科目にはラボ・ローテーションと研究計画書作成指導があり、合計 10 単位とします (ラボ・ローテーションは必ず 3 つ経験しなければならず、合計で 9 単位となっています)。修士の学位を持たない学生は選択科目を 9 つ履修します。選択科目 (基礎科目と専門科目) は 2 単位認定され、35 時間以上の授業時間と授業時間外の演習課題や文献閱讀等が課せられます。自主研究、特別課題演習等の授業はそれぞれ 1 単位が認定され 15 時間以上の教授が課せられています。【資料 3-1-2】

履修順序の概要は次のとおりです。【資料 3-1-3】

【1 年次】

- ✓ アカデミック・メンターの選任
- ✓ 1 年次と 2 年次の履修計画 (ラボ・ローテーションを含む) の作成
- ✓ PD I
- ✓ 履修が承認された基礎科目と専門科目の履修

- ✓ 3つのラボ・ローテーション

【2年次】

- ✓ 研究計画書の作成準備
- ✓ 必要に応じ、履修が承認された専門科目と基礎科目の履修
- ✓ PD I に続き PD II を履修
- ✓ 研究指導教員・論文指導委員会メンバーのノミネート
- ✓ ノミネート・フォームと研究計画書の提出
- ✓ 博士論文研究開始のための口頭試問（内部審査員1名と外部審査員1名による）

【3年次～5年次】

- ✓ 博士論文研究
- ✓ 引き続き PD II を履修
- ✓ 外部の学会やワークショップへの参加、ワークショップ・コースの履修
- ✓ 論文提出意向の届出
- ✓ 論文審査委員のノミネートと任命（学部審査員2名）
- ✓ 論文提出
- ✓ 本学において論文発表及び口頭試問

【学位論文審査】

- ✓ 論文提出意向の届出
- ✓ 論文審査委員のノミネートと任命（学部審査員2名）
- ✓ 論文提出
- ✓ 本学において論文発表及び口頭試問

さらに、成績評価については、筆記、実技または口頭の試験手段で、もしくは継続的なアセスメント（授業への参加状況、宿題の提出状況等）で、もしくはその組み合わせにより実施されます。

進級要件【資料 3-1-4】

博士論文研究開始要件

博士論文研究開始に先立って、本学の全学生はカリキュラム審査委員会（CEC）より博士論文研究の作成準備が整っているかどうかを審査されます。ここで研究計画書の審査と共に学生が研究計画書に計画された研究を遂行できる準備が整っているかを見極めます。

論文指導委員

研究指導を監督するため、研究指導教員の職階・経験に関わらず、学生毎に論文指導委員会を設置します。論文指導委員会のメンバーは、研究指導教員（2人以上で研究指導を行う場合は、共同研究指導教員）、アカデミック・メンター、さらに、研究科長が学生及び研究指導教員に相談のうえ任命する1名の教員で構成されます。

研究指導教員／論文指導委員会メンバーの承認プロセス

学生は指導教官を選ぶ必要があります。また論文指導委員会の第三のメンバーについて提案することができます。

学生は、研究指導教員予定者、アカデミック・メンター及び論文指導委員会メンバー予定者と相談して、研究指導教員と論文指導委員会メンバー・ノミネート・フォームを作成し、研究計画書とともに研究科長に提出します。当該研究指導教員がアカデミック・メンターである場合には、利益相反を避けるため、研究科長は新たにアカデミック・メンターを選任します。学生が研究を開始する前に研究計画書と論文指導委員会が研究科長により承認されます。

博士論文研究開始の審査

博士論文研究開始の資格審査は、学生が論文テーマに関連する分野及び専攻分野に対する十分な基礎知識を持ち、その知識を的確に整理、適用、伝達し得る能力を有しているかを判断することを目的としています。

CEC は、学生の履修内容と本学における授業及びラボ・ローテーションの成績、研究計画書、そして審査試験の成績を踏まえて評価を行います。研究計画書の審査は試験の主要な位置を占めることになります。研究計画書は学生が独力で作成したものでなければならず、研究課題に対する学生独自の貢献が明確に示されていなければなりません。博士論文研究開始の資格審査は学生からの要請により行われ、通常は2年次の終わりに、遅くとも博士論文研究の準備開始から12ヶ月以内に行われます。

CEC は以下の資料を基に学生の評価を行います。

- 学生の研究計画書
- 審査パネルによる審査結果の報告書
- 学生の本学における学業成績
- ラボ・ローテーションの報告書
- 当該学生の研究指導予定教員、アカデミック・メンター、論文指導委員会メンバー予定者による、当該研究計画書についての承認
- その他、適切と認められる追加資料

CEC は、所定書式により以下の3つのいずれかに結論をまとめ、その結果を学生の学業成績に記録します。【資料 3-1-5】

- 合格：学生は博士候補生となります。委員会は授業科目の追加履修や研究計画書への微修正を要求する場合があります。
- 修正・再提出：学生の学術的資質が十分であることを認めるが、研究計画書が現状のままでは受け入れ難く、大幅な修正によって承認可能な場合にのみ、この結論が適用されます。研究計画書は再度、口頭試問によって審査され、委員会は合格、不合格いずれかの結論を出さなければなりません。委員会は修正された研究計画書の提出期限と再審査の日程を決定します。学生が期限までに再提出できなかった場合、結果は不合格となります。

- ▶ 不合格：これは学生の学術的資質が不十分である、研究計画書が再審査に値しない、または再審査の結果、基準に満たないと認められた場合の結論となります。不合格の場合、再審査は認められません。

研究計画書の口頭試問

CEC は研究指導予定教員の推薦を考慮に入れつつ外部審査員を任命します。本学で学生が履修した授業科目に精通した本学教員も審査パネルに含まれます。研究科長に任命された CEC の委員が審査パネルの議長を務めます。学生の研究指導予定教員及びアカデミック・メンターは審査パネルに入ることができません。

審査パネルは研究計画書の口頭試問を含む、3 時間の口述試験を行います。審査パネルには計画書の研究分野における学外識者も招聘されます。通常、試験は本学の試験会場に全員臨席のもと行われます。

試験の約半分は研究計画書の口頭試問によって行われます。学生は論文研究開始に必要な高度な知識と理解を有していることを立証し、また計画している研究に主体的、独創的に関わっている事を示すことが求められます。

後の半分は論文研究に関連する分野の基礎知識の審査です。学生は論文研究を行うに足る基礎知識をその範囲と深度において有していることを立証する必要があります。審査パネルは研究指導予定教員からの提案を踏まえて審査を行います。提案とは、審査に必要とされる知識と範囲に関するもので、試験前に CEC から学生及び審査員に到達されます。委員会の勧告に基づき口頭試問の前に筆記試験が追加される場合もあります。

学位授与

【ディプロマ・ポリシー】

本学は、学生による独創的な、科学的知見に大きく寄与する研究の完了をもって、博士の学位を授与します。学位は、特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、適切な程度の独立性をもって学生により遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と、体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語で口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。学生は、独自の研究を学位論文にまとめ、口頭試問において発表しなければなりません。【資料 3-1-6】

【学位論文要件】

学位論文は、科学的知見に大きく寄与する、独自の仮説に基づいた研究を提示しなければなりません。学位論文は、首尾一貫した叙述形式で、問題提起、関連文献の学術的レビューを含むとともに、研究手法の詳細、結果、考察及び結論を論述するものでなければなりません。本学の学位論文作成ガイドライン (OIST Guidelines on the Preparation of Theses) (以下、「ガイドライン」) に従って章立てされた学位論文を提出しなければなりません。【資料 3-1-7】

学生は、研究結果に基づいた査読済みの科学論文を適時 (学位論文提出前が望ましい) 国際学術雑誌に発表することが強く奨励されます。このような論文を発表することは、科学的知見に貢献した証拠であり、学位論文の審査員により考慮されるとともに、将来のキャリア

にも不可欠です。発表済み、アーカイブ済み、投稿済みの論文については、当該学位論文の別添資料とすることができます。該当する論文がない場合は、学術雑誌に投稿可能なレベルの、学生自身により執筆された論文の原稿を最低一つ、当該学位論文に添付するものとします。

【最終審査】

学生は、執筆した論文及び口頭試問の両方において審査されます。審査プロセスは厳秘とします。

単位が不足している場合、学生は、必要とされる授業を最終審査までに追加して修得しなければなりません。

【学位論文審査パネルの任命】

CEC は学位論文提出意向書を受領後、学内外から論文審査員を任命し、次の構成員からなる学位論文審査パネルを発足させます。

- 当該学位論文の研究分野における専門家であり、かつ学外の者から、それぞれ所属機関の所在国が異なる国から選任した審査員2名。研究指導教員の推薦を受け、CEC が審査員を任命します。CEC は、査読付きの国際学術誌に掲載された論文を考慮し、被推薦者が当該分野の専門家であるかを判断する責任を担います。
- 博士論文審査に関わる学内基準や規程について知識のある本学教員から選任された議長1名。

CEC は、利益相反がある者、または利益相反があるように見える者を、論文審査員として任命しません。本学教員においては、当該学生の研究指導に関係している場合、あるいは共同研究を行っている場合に、利益相反があるとみなされます。本学教員以外の者については、下記に該当する場合に利益相反があるとみなされます。

- 当該研究に関わっている
- 現在または過去5年以内に、当該学位論文の研究が行われている研究室と共同研究を行っている
- 過去に当該学位論文の研究指導教員と同じ学部にも所属していた、当該学位論文の研究指導教員の学位論文、またはポスドク時の研究指導教員であった（またはその逆の立場であった）、当該学位論文の研究指導教員と過去5年以内に共同執筆した論文等や外部資金獲得実績がある、など客観性を損なうような関係性があると思われる場合
- 過去に当該学生と同じ学部にも所属していた、当該学生の教育やプロジェクトを指導していた、また時期を問わず、当該学生と共同執筆した論文等や外部資金獲得実績がある、など客観性を損なうような関係性があると思われる場合

【学位論文審査】

2人の学外審査員は、論文を査読し、博士論文としての要件を満たしているかについてそれぞれ個別に報告をまとめ、各々、学位論文審査パネルに以下のいずれかを勧告します。【資料3-1-8】

- i. 合格、口頭試問へ進む
- ii. 合格、口頭試問へ進む（一部修正を条件とする）
- iii. 修正のうえ再提出（大幅な修正を加えたうえ再査読を行い、合格となった場合に口頭試問へ進む）
- iv. 修士の学位の授与を検討
- v. 不合格

学位論文審査パネルの議長は両学外審査員の勧告を検討します。議長は、必要があると判断した場合、当該分野の知識を有する他の本学教員に対し、学位論文の研究に関する助言を公式に求めることがあります。

両学外審査員が（i）もしくは（ii）を勧告した場合、口頭試問へと進みます。

1名以上の学外審査員が（iii）、（iv）、もしくは（v）を勧告した場合、議長は学位論文審査パネルによる遠隔会議を招集します。学位論文審査パネルによる勧告は両学外審査員による勧告と共に CEC に提出されます。その後、CEC が上記（i）～（v）のいずれかの判定を下します。

口頭試問に先立ち、必要な勧告・報告のいずれかが欠けている場合、議長は参加可能な学位論文審査パネルの構成員による遠隔会議を招集し、上記のいずれかの判定を下します。

【口頭試問】

学位論文審査パネルは、学内において、3時間を上限とした非公開の口頭試問を行います。

口頭試問には、審査員全員の参加が求められます。審査員が沖縄に不在の場合、研究科長は、該当審査員が遠隔会議により参加することを例外として一人まで認めることができます。研究指導教員と論文指導委員会の構成員は傍聴者として口頭試問に立ち会うことはできますが、審査に参加することはできません。口頭試問終了後、学位論文審査パネルは非公開で協議を行い、以下のいずれかに勧告をまとめます。

- 合格
- 修正条件付合格
- 不合格

議長は、学位論文審査パネルの全構成員によって承認された報告書をまとめ、研究科長に提出します。報告書には上記のいずれかの勧告と、その決定の証左となった議論のポイントを記載します。【資料3-1-9】

「合格」の場合、研究科長によって結果が告知され、学生は研究論文の最終稿を研究科オフィスに提出しなければなりません。

「修正条件付合格」の場合、修正箇所を指摘した報告が作成されます。修正の指摘は審査員による報告を引用する場合もあります。必要な修正箇所は研究科長より学生に伝えられます。学生から修正稿が提出されると、学位論文審査パネルの議長は最終稿として受理するか、もしくは、更に修正が必要な場合には差し戻しを行います。必要に応じて、議長は学外審査

委員に修正稿の評価を求めることができます。最終稿が合格と認められた場合、研究科長によって結果が告知され、学生は研究論文の最終稿を研究科オフィスに提出しなければなりません。

勧告が「不合格」の場合、結果の理由をまとめた報告が CEC に付託されます。CEC は修士の学位授与もしくは不合格を決定します。論文審査に不合格となった学生は、異議を申し立てることができます。異議申し立ての手続きについては別に規定されています。

【学位授与】

学生は各々、CEC により学位授与に必要な修了要件を満たしているとの認定を受けた後、必要な修正を全て施した製本済み学位論文とその電子コピーを大学の記録として収蔵するために大学図書館に提出します。

CEC事務局は、製本済み学位論文の受領を確認後、教授会に当該学生への学位の授与を推挙します。学位授与の推挙は電子的に行われます。3就業日以内に異議の申し立てがない場合、推挙は異議なく教授会にて承認されたものとみなされます。

教授会が推挙を承認した後、教授会の議事録に推挙された学生の氏名、日付、論文題目を記録します。学生の学籍簿は翌就業日に更新するものとし、全ての学位授与条件が満たされ、学位が授与された旨が記載されます。学籍簿には日付、論文題目、研究指導教員の氏名及び論文指導委員会委員の氏名を記録します。

学生各々には学籍簿が更新された時点で学位の授与が通達され、次回の学位授与式において修了（欠席にての修了も可）できる旨が通知されます。学位記は、学位授与式において学長から授与されます。学位授与式を欠席にて修了するという選択をした学生に対しては、学位授与式後に学位記が送付されます。

学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表します。【資料3-1-10】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

CEC は今後とも引き続き教授会からの委任を受けて、カリキュラムに関する事項や博士課程における個々の学生の進捗、学生個々のプログラム（プログラム提案書のレビュー）、進捗状況（年間進捗状況報告書のレビュー）、研究計画書の承認及び博士論文研究開始の承認、研究指導教員及び論文指導委員の任命、審査員の任命、学位の授与を適正に審議します。委員会は隔月で招集され、必要に応じて上記に係る改善案について PRP に則り、研究科の助言とサポートを得ながら審議・検討します。

3-2 教育課程及び教授方法

《3-2 の視点》

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- | | |
|-------|---------------------------|
| 3-2-③ | カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 |
| 3-2-④ | 教養教育の実施 |
| 3-2-⑤ | 教授方法の工夫・開発と効果的な実施 |

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施（非該当）
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学は、基礎科学を基盤とした高度な学際的教育を行なうことを重視し、学生の個々の希望と適性を考慮しながら、それぞれにカスタマイズされた教育課程を編成することを明確にしています。本カリキュラム・ポリシーはウェブサイトにて学内外に公表・周知されています。【資料 3-2-1】

本学においては、学位は特定の授業の履修や一定の在籍期間、または一研究員として指示を受け行った研究活動に対して授与されるわけではありません。学位のための研究は、学生自身により適切な独立性を確保しつつ遂行された、科学的知見に寄与する独創的な研究と体系的な学究により構成されたものでなくてはなりません。加えて、学生は、研究結果や研究手法について説明する能力を、英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。そのため、本学のカリキュラムは、独自の科学的思考を促進し、研究を行うことによって学ぶように設計されています。最初の 2 年間は、論文研究に着手するまでの柔軟性を持たせた準備期間で、ラボ・ローテーションと一般的な授業を組み合わせ構成されます。論文作成の準備が整った後、3 年間の論文研究に入り、上記のディプロマ・ポリシーに則った論文審査を経て修了します。

学士課程修了者、修士課程修了者とも、下図のとおり、博士課程 1 年次の内容からプログラムを開始し、ラボ・ローテーションを含む必修科目を履修しなければなりません。学士課程を修了して本学に入学する学生は、通常、課程修了に 5 年を要します。既に修士号を保有する学生は、研究経験豊富で必修単位数も少ないため、5 年未満で博士課程を修了することもできます。

図 3-2-1 博士課程の構成

1 年次 3 箇所の異なるラボ（研究ユニット）をローテーションし、基礎科目、専門科目を履修します。	ローテーション1 ローテーション2 ローテーション3	基礎・専門コース	プロフェッショナル ディベロップメント科目 専門的な知識をもとに、プレゼンテーションや教育実習など、スキル向上のための実践的な経験を積み、卒業後のキャリアに備えます。
2 年次 所属する研究ユニットを選択し、博士論文研究テーマに関する研究を開始します。並行して、博士課程修了要件の科目を引き続き履修します。2 年次の終わりに、博士論文研究開始のための口頭試験が行われます（早期に要件を満たした者には繰り上げ実施もあり）。	博士論文計画案 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 試 験		
3・4・5 年次 最終論文発表及び口頭試験に向けた博士論文の完成と提出を目指し、研究を続けます。	論文研究 ↓ ↓ ↓ 学位審査		

単位及び科目構成

5年一貫制博士課程のうちの最初の2年間は、学生が柔軟に自身の博士論文研究の準備ができるようラボ科目と講義科目を組み合わせることになっています。最初の2年間に学生は基礎科目と専門科目を組み合わせで個別のプログラムを履修します。

学生は卒業までに 30 単位以上を修得しなければなりません。授業科目には、プロフェッショナル・ディベロップメント (PD) 科目、基礎科目、専門科目があり、合計 20 単位取得します。ラボ科目にはラボ・ローテーションと研究計画書作成指導があり、合計 10 単位とします。国際ワークショップに参加し、単位を修得することもできます。10 単位を上限に他の大学院で修得した単位を卒業単位として認定することができます。

原則として、基礎科目及び専門科目は各 2 単位認定されます。自主研究及び特殊課題演習は課題ごとに各 1 単位が認定され、複数回履修することができます。

また、学生一人一人にアカデミック・メンターが選任され、授業科目の選択について助言や指導を行い、個別の履修計画作成をサポートします。

必修科目

教育課程の柔軟性を維持するため、ラボ科目（ラボ・ローテーション及び研究計画書作成指導）を除いた必修科目は、次に述べる PD I 及び PD II の 2 科目（各 1 単位）のみです。PD 科目は大学院プログラムの修了に不可欠な知識、経験、能力を養成し、また、世界トップレベルの研究機関への就職に向けて学生が準備できるよう構成されています。

PD Iは、研究倫理、研究発表、コミュニケーション能力、研究助成金申請、そして分野を超えた学際プロジェクト等を取り扱う必修科目です。

PD II は、学生が科学技術分野の仕事で効果的に、責任感を持って働けるよう準備させる必修科目です。科学技術に関連するビジネス、行政機関からの客員講師、研究成果の実用化・商業化に関する専門家、経験豊富な研究施設のトップ及び科学コミュニケーター

一による、一連のセミナーとして実施されます。科学分野でのビジネス・キャリアにとって重要な題材を取り上げ、学生が既に一定の研究経験を積んでいる博士論文研究期間に履修します。

ラボ・ローテーション

ラボ・ローテーションは、大学院プログラム1年次の学生の勉学の主要な部分を形成します。それぞれのローテーションごとに、学生は一学期間かけて特定の研究課題に取り組み、その後、別のラボへと移動します。

ラボ・ローテーションは異なるラボでの様々な経験を通して様々な分野、技術、思考法への理解を拓けるものであり、ローテーションによっては、理論的研究、モデリング、研究室の実験台での作業も経験することができます。これは、博士論文研究に最も適したラボや研究課題の選択の助けになります。

学生は博士論文研究テーマを決定する前に3箇所のラボをローテーションし、合計で9単位認定されます。3つのラボ・ローテーションを終えて、なお研究課題の選択が困難な場合は4つめのラボでのローテーションが可能です。4つめのローテーションに対し追加の単位は認定されません。

学生は大きく2つに分けられた研究分野グループ（生物科学と物理科学）の両方からラボを選択しなくてはならず、希望する専攻分野から大きく離れた研究ラボを選ぶことになり、分野を超えた研究経験を積むことができます。

研究科は学生の希望に基づき、各研究室の人員的余裕、指導教員の都合及びラボ・ローテーションでの教育目標を考慮の上、ラボを割り当てます。

それぞれのローテーションで有意義なプロジェクトを実行します。担当教員が学生の興味やラボの機能を考慮し、学生と共に研究計画を練ります。それぞれのローテーションの中で学生は次のタスクに取り組みます。

- ✓ 研究課題の計画書作成
- ✓ 課題の修了
- ✓ ラボ所属メンバーに対する口頭発表
- ✓ 研究課題についての報告書の提出

ローテーションの評価はラボを担当する教員が行い、学生が作成した研究報告書を、成績とともにカリキュラム審査委員会に提出します。各ローテーションでの学生の進捗と成績はカリキュラム審査委員会で審査され、この委員会を通じて学生指導に関する教員同士の協力体制が整備されます。

科目編成の工夫

➤ 履修順序（配当年次）

1年次には、基礎科目及び3つのラボ・ローテーションを履修します。1年次の学生は、既に十分な予備知識があれば、専門科目の履修が認められます。また初年次に学生はPD I（実験ノートの取り方、科学コミュニケーション、研究倫理を含む）を履修します。

学生は、「研究計画書作成指導」を受講するまでに3つのラボ・ローテーションを修了しなければなりません。これら複数のラボで得られた知識や経験を基に博士論文研究を行うラボを選択することができます。

2年次では、博士論文研究の準備期間となります。2年次の学生は、通常、専門科目を履修しますが、個々の学生の必要に応じて、基礎科目の履修も認められます。学生は、2年次に研究計画書を作成します。研究計画書は学内審査員及び学外審査員の試験官で構成される審査パネル（指導教官及びメンターは内部審査員になることはできません）によって審査されます。CECは審査パネルからの報告、学生の成績と研究の進捗を審査し、博士論文作成段階への進級の可否を決定します。こうしたプロセスを経ることによって、学生は、そのための準備が整ってはじめて博士論文研究に着手することとなります。

3～5年次では博士論文研究が中心となります。また、博士論文研究と平行して、一連のセミナーとして実施されるPD IIの履修が義務付けられます。さらに、適切と認められるワークショップへの参加も可能です。博士論文に必要なデータが得られた後、学生は論文を執筆、提出し、外部審査員2名を含む審査パネルによる口頭試問に臨みます。

本学の少人数構成のクラスは学生と教員との非常に密接な交わりを可能にします。これにより教員は学生の経歴や習熟度合いを考慮しつつ、学生個々に合わせた授業を教授することができます。例えば2種類の演習や宿題、または難度の高い追加課題を用い、進捗度合いの高い学生を更に伸ばすことができます。

成績評価において本学の教員は記述評価で定性的に学生を評価します。加えて国際基準に準じて4段階評価を行います。専攻分野外の学生に対しては進捗度合いを評価する相対評価を与えることができます。

ラボ・ローテーションにおいては、教員は学期の最初に取り組むプロジェクト・課題について学生と詳細に話し合うことで、学生各々のレベルに応じた課題を設定することができます。

➤ 3学期制の考え方

本学は、1学期当たり15週の3学期制を採用し、ラボ・ローテーション毎の研究課題を意味のあるものとして完結させるために十分な時間を確保できるように工夫されています。

➤ 学年暦

学年暦は、国際的に最も普及している9月入学を採用しています。これにより、世界中からの学生獲得を容易にしています。1学期は9月から12月、2学期は1月から4月、3学期は5月から8月までとなっています。日本の祝祭日に加え、各学期間にそれぞれ2週間の休暇があります。研究活動は2週間の休暇期間も続けられます。

自由科目

PD 科目のうち、次の3つの科目を修了認定単位外で整備しています。これらの科目は博士課程開始前に履修するもので、本学の英語による授業に適応するための実習、語学トレーニングです。

「ラボ入門」は、ラボでの実習経験が少ない学生を対象とした自由科目です。基本的な研究設備の操作、試薬の扱い方、計測、解析及びラボでの様々な研究手法を紹介しています。数学や計算科学等、ラボでの実経験が必修でない分野で学位を取得した学生には、博士課程プログラムに入る前にこの科目の履修が推奨されています

「大学院レベル科学技術英語」は、英語を母国語としない学生を対象とした博士課程開始前の自由科目です。双方向的個別指導方式を重視した本学のプログラムでは、授業時、ラボ・ローテーション中、また研究指導の際に生じる英語での議論に学生の能動的な参加が求められるため、本学の教育課程を順調に修了するためには高い英語力が不可欠となっています。

「外国人研究者のための必須日本語」は、日本語を母国語としない外国人学生を対象とした博士課程開始前の自由科目です。本科目の目的は、外国人研究者が日本のラボで安全かつ効果的に活動するために必須の日本語力と日本文化への理解力を向上させることです。また、外国人学生が日本での就職を望む場合には有利に働きます。

本学の教育プログラムは、学生の潜在能力を最大限に高め、科学的に卓越し、自立性に富んだ人材として養成することを主たる目的とします。この目的に基づいて、学生の個性を尊重し、個々の研究志向、履修歴、目下の関心に応じた履修計画が個別に編成されます。教育課程編成の基本的な考え方は、自立した科学的思考を促すこと及び研究を通して自ら学ぶことです。単一の学際的なプログラムにおいて、学部、研究室等の障壁はありません。

学生は、一流の研究機関や大学におけるポスドク研究者の道へ通じる PD、基礎、専門及び自由科目が統合された博士課程に、修士課程を経ず直に入学することになります。標準在学期間を5年としたこの博士課程は、課程制大学院制度を踏まえたものであり、3学期制が採用されています。博士論文研究に柔軟に備えられるよう、学生は1年次にラボ・ローテーションと講義・演習を組み合わせ受講します。2年次には、講義・演習を受講するほか、博士論文研究を行うこととなるラボを選択し、研究計画書を作成、提出します。研究計画書の審査に合格後、通常、3年次に3年間の博士論文研究に取り掛かり、5年次に論文を完成させ、審査に合格することによって修了することとなります。

研究科長は、教員をコース・コーディネーターに任命し、各コースをどの教員が担当するかを決定します。コース・コーディネーターは、コースの内容、指導及び試験要件の監督を担当します。

各コースには、コースの目的、コースの詳細、クレジット数、評価、使用する教材を明記したシラバスがあります。すべてのシラバスはオンラインで公開されています。

【資料 3-2-2】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員増に伴い、カリキュラムやコース内容の拡充に向けて取り組みます。

CEC はカリキュラム内容を監督し、様々な経歴を持った学生に対し最大限の学習機会を提供できるよう研究科長に対し提言します。

特定トピック（数学、コンピューター・プログラミング等）の短期コース及び客員研究者による特別なコースを設け、博士課程学生が必要とする研究技術を学ぶ機会を増やします。

また、本学では、教員の教授力を強化するために、学生評議員会で得られた評価や意見、アンケート調査の結果を引き続き活用していきます。教員による勉強会が定期的で開催され、教育問題について話し合っています。これらの勉強会では、学生代表が意見を述べることができます。時には外部講演者が招待され教授法や理論に関するセミナーを開催します。

デニューア・レビューとユニット・リサーチ・レビューの一環として、（学生による）教授評価が実施されます。

研究科長は、新しい教授が任命されたときに、必要に応じてアカデミック・プログラムのワーキング・グループ会議を開催します。これらのアドホック・ワーキング・グループには、物理学、化学、神経科学などの特定分野の教員が含まれ、他の分野の教員も参加可能です。

3-3 学修成果の点検・評価

《3-3 の視点》

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

カリキュラム審査委員会（CEC）は、本学の学術的成果を俯瞰する上で最も重要な機関です。この委員会は毎月開催され、プログラムの全ての段階における学習の進捗状況を監督します。研究計画書審査においては、相応な資格を有する外部審査員と内部審査員による一貫した試験基準の維持に努め、また、博士号学位に関して研究科長に助言します。【資料 3-3-1】

授業を履修する学生は、毎学期末にコース担当教授によって評価され、成績評価は 4 段階（ABCF）方式及び記述方式の両方で行われます。【資料 3-3-2】

2 年次の終わりには、学生が博士論文研究に進めるか CEC による審査が行われます。CEC は学生の成績と研究計画書を審査し、学生が博士論文研究に進む準備ができているかを判断します。CEC による審査は、本学の全学生に対する一貫した学術評価基準を担

保する上で重要です。論文研究段階（3～5 年次）の学生は、少なくとも一年に一度は論文審査委員会（アカデミック・メンター、指導教員、副指導教員）に研究進捗状況を正式に報告します。研究の進捗が不良な場合は、必要な対策を検討するために CEC に報告されます。

第 1 期生 34 人のうち、博士号を 7 人、修士号を 1 人に授与しました。退学した 3 人を除き、残りの 23 人の学生は研究計画書とおりに最終試験に臨む予定です。その多くは博士号を授与され修了する見込みです。

すでに博士号を取得した 7 人のうち、4 人が学究のためトップクラスの大学/研究室（ハーバード大学、東京大学、ジョン・ホプキンス大学、ローレンス・バークレー国立研究所）にポジションを得ています。他の 2 人は自国の実業界でのポジションを検討しており、1 人は沖縄での起業を検討しています。これらの結果は、想定していた進路とほぼ合致しています。

現在、本学博士課程の第 1 期生が修了し始めたばかりです。研究科では第 1 期修了生グループに簡単なオンライン登録フォームを送り、連絡先と就職先の情報を収集しています。【資料 3-3-3】

学生は、各学期末に履修授業の内容を評価します。この情報は、教員それぞれにフィードバックされ、現場の声に対応した教育内容の改善につなげます。また、研究科全体として、教員側と事務サポート間の一貫性を維持するために使用されます。【資料 3-3-4】

学生会は、研究科とは別に学生の学生満足度に関するアンケートを実施しています。学生会は学生代表として毎月、研究科長と会議の場を持ち、教育や学生支援に関する学生の意見等の情報を共有しています。

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

研究科は、学生、教務データベース、統計分析からのフィードバックを踏まえて、学生の学習進捗状況をフォローします。この情報は CEC、教授会、BOG にも提供され、改善計画が検討され、実施に向けた取り組みが行われます。また、修了見込み学生や修了生の就職の詳細を把握するためのアンケート調査を行い、世界の科学界で重要な役割を担う科学者の育成、輩出という本学の教育目標の達成度を測定していきます。

【基準 3 の自己評価】

平成 23（2011）年の大学の設置以来、設置計画履行状況調査期間の終了まで、すべての教員は文部科学省による教員審査を個別に受け、承認されています。修了要件が制定され、本学の PRP に掲載されています。カリキュラム・ポリシーは、教授会と CEC によって作成され、各研究分野の専門家である外部審査員の委任などにより、入学から修了までの博士課程の全段階で高い国際基準が適用・維持されています。学生の学業進捗状況はモニターされ、学生は研究計画書審査と最終試験に合格する必要があります。取得単位要件、審査員の選定、審査員の報告書への対応などの基準は、CEC の監督の下、教授会の最終承認を得ながら厳格に適用され、修了認定に至ります。

教育カリキュラムは、各学生の専攻分野の基礎学習に強固な基盤を提供するという原則に基づきつつ、他に類を見ない学際的研究の機会を提供しています。独立した科学的成果を達成できる人材を世に送り出すことを目的とし、個々の学生の教育プログラムの作成時には、学生の願望と能力を考慮しています。

また、プログラムの目的に則り、学位のための研究は適切な程度の独立性をもって学生により遂行された科学的知見に寄与する独創的な研究と体系的な研究方法で構成されます。加えて、学生は研究結果や研究手法について説明する能力を英語を用いて口頭及び書面の両方で効果的に示さなければなりません。そのため、本学のカリキュラムは、独自の科学的思考を促進し、研究を行うことによって学ぶように設計されています。

プログラムの教育成果は、CECにより、また個々の学生に対し任命されたアカデミック・メンターにより継続的にモニターされています。学生の成績は、アカデミック・メンターに報告され、指導教官及び指導予定教官も閲覧することができます。これらの措置により、履修に問題がある学生を早期に発見するよう努めています。

教育成果へのフィードバックが多くのレベルで行われています。各クラスでは公式なアンケートが実施され、さらに、学生は学生評議員会や学生集会を通じてフィードバックすることが奨励されています。教授会には学生代表者が参加します。教授による勉強会では、教育内容、方法及びガイダンスの議論に学生からの意見が反映されています。

さらに、カリキュラム編成のためのアドホック・ワーキング・グループの会合が随時開催され、特定の分野（物理学、細胞生物学、化学、神経科学など）に焦点を当てて行われます。これらのプロセスにより、教育内容、手法、指針には常に改善が加えられています。

よって、上記主要項目について報告しているとおり、基準3「教育課程」の基準を満たしていると判断します。

基準 4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

《4-1 の視点》

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学を運営するための効果的な体制の確立は学長・理事長の責務であり、業務運営及び財務運営の観点から説明責任が果たされ、国や民間からの資金の利用について透明性の高い監督が行われています。

本学ではその発展度合に応じ運営体制を改善し、2018 年 5 月現在、図 1-2-1 で示した組織になっています。また、エグゼクティブの承認のもと、必要に応じてディビジョン内においてもセクション間の機能の再編を行っています。

エグゼクティブは、学長・理事長、COO（Chef Operating Officer）、首席副学長（技術開発イノベーション担当）・副理事長、監事、統括弁護士、5 ディビジョンの各副学長、最高情報責任者/副学長（情報技術担当）、3 人のディーン（研究担当ディーン、教員担当学監、研究科長）です。

各担当の役割及び責務は下表 4-1-1 のとおりです。

表 4-1-1 エグゼクティブの職位及び役割/責務

職位	役割/責務
学長・理事長	➤ 大学全体及び学内の全ての部署のマネジメント、施設の管理運営、大学の業務全般を統括します。 ➤ 理事会による審議及び決定を必要とする大学の運営費及びその他関係費の年度予算を作成し、理事会に提出します。 ➤ 定期的に計画の進捗状況やその後の見通しに関する報告、その他の必要な報告を作成し、理事会に提出します。

COO	➤ 各エグゼクティブと綿密に連携しながら、施設、情報、財務、人事・人材育成、政府関係機関との調整等の教務以外の運営業務を監督・調整し、学長に報告します。
首席副学長（技術開発イノベーション担当）・副理事長	➤ 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、その職務を代理し、またはその職務を行います。 ➤ 首席副学長は、大学のミッションである沖縄の自立的発展をサポートするすべての事業を統括します。
監事	➤ 監事は、学園の業務及び財産の状況を監査し、それらについて、理事会と評議員会に対して、当該会計年度終了後、報告書を提出します。また、理事会に出席し、学園の業務または財産の状況について意見を述べます。監査の結果、学園の業務や財産に関し不正の行為または法令、寄附行為に違反する事実を認めたときは、これを、理事会等に報告しなければなりません。
統括弁護士	➤ 本学の業務の運営に関する法的な事項について、意見を述べ、または助言を行い、外部の機関が関わる法的な事項について本学を代表します。
副学長（財務担当）	➤ 本学の予算及び会計・経理の全般について所管します。また、入札、定例的な調達、学内の物品供給を含む調達全般についても責任を負います。
副学長（施設管理担当）	➤ 工事計画から、入札・契約を経て、工事の実施、建物の竣工に至るまでの全ての新たな建設に関する業務を所管します。また、本学の建物の改修を含め、建物、施設、敷地の維持管理の全ての業務についても所管します。
副学長（広報担当）	➤ 広報全般について広く責任を負います。その範囲には、地域、沖縄県内、国内外のコミュニティとの交流についても含まれます。また、メディアや報道関連の業務全般についても所管します。さらに、各種ワークショップ、シンポジウム、講演会、式典、公開イベント等、本学の行事のロジスティクスに関する業務を所管します。
副学長（男女共同参画・人事担当）	➤ 本学におけるすべての男女共同参画に関するイニシアチブの企画、実行及び検証に責任を負います。 ➤ 人材のマネジメントに関するすべての業務を管理し、全ての教職員が質の高い成果を上げることのできる制度、環境をサポートします。本学におけるワーク・ライフ・バランスの向上にも努めます。保育園など大学の教職員の厚生福祉も管轄します。
研究担当ディーン	➤ プロボストとして他のディーンとの連携調整を図りま

(兼プロボスト)	す。 ➤ 個々の研究ユニットやその他の研究グループ単位で管理される直接経費（補助金、競争的研究資金、寄附金等）及び各ユニット等によって管理される研究施設（含・ラボ）に関する業務を所管します。 ➤ 研究用コンピューター設備、研究安全と法令遵守及び共同研究機器等、研究活動に必要なサポート機能全般についても責任を持ちます。
教員担当学監	➤ 教員に関する全般的な下記の事項について責任を負います。 ✓ 教員の任用及び昇進、教員の報酬、休暇・休業・休職、苦情 ✓ 研究ユニット評価に関する事務、教授会及び代議員会の行政運営サポート、教員情報の管理 ✓ 教員ハンドブックに関する事務 ✓ 効果的なコミュニケーションを醸成しつつ、新しい基本方針を定めるための他の大学や委員会とのコミュニケーション
研究科長	➤ 研究科の学生をサポートする業務やプログラムの実施全般について所管します。 ✓ 学生の募集・選考から、学生の修了、そして、修了後の進路選択に至るまで、計画立案や学生へのサポートの提供等の全ての側面について責任を負います ✓ 各教員への指導科目の割り振りを含め、教育課程全体を統括します。
最高情報責任者／副学長（情報技術担当）	➤ 最高情報責任者は、本学の情報・サイバー・セキュリティ・プログラムに関して責任を有します。 ➤ 副学長は、IT インフラストラクチャーの構築・保持及び大学教育、研究、運営に必要な業務サポートを提供します。

学長によるリーダーシップのもと、大学の意思決定の場であるエグゼクティブ委員会会議が隔週で開催され、エグゼクティブ間の情報共有及び組織的な意思決定を促します。教授会代表者出席のもと、同会議では本学の教育・研究に係る重要事項が議論されます。

人材配置における最優先課題は、最高レベルの教員の採用及び研究・教育活動を支援するための十分な人材の提供です。枠組み文書Ⅱでは、本学の10年計画として、平成35（2023）年までに教員／研究室を100に増加することが明記されています。

この目標を指標として、次年度の人件費要求について審議する 運営予算小委員会（PEREX Budget Subcommittee/PBSC）、年度初めに承認された人件費予算及び各人事ボ

ジションの配分を行うための予算配分小委員会（Resource Allocation Committee/RAC）が設置されています。

また、年間を通じて個々の人材分配や配置の調整が審議され、PBSC の提言に基づいてエグゼクティブが議論し承認します。事務職員数に制約のある中で、この方式により透明性、公正性を十分に確保しています。

教授会は本学の全教員からなる自治組織で、大学に関する情報を教員に提供するとともに、大学運営に関して学長との闊達な議論の場となることを主たる目的としています。学長の助言機関である教授会は、大学運営上重要と認めた問題を直接学長に提起できます。効率的な運営のため、教授会は互選により代議員会を組織します。代議員会は、教授会議長が同じく議長となり、教授会の幹事会となります。教員は、コモン・リソース諮問委員会、動物実験委員会、人対象研究審査委員会、バイオセーフティ委員会等様々な委員会において管理運営に携わる義務も有しています。

このように委員会活動は大学の管理運営に関わることから、委員会への教員の選任は、学長、首席副学長（技術開発イノベーション担当）、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーンが行います。

代議員会は、教授会で互選された者からなる組織であり、その役割は教学面また運営面に関して学長に助言することです。議長は、審議事項を設定するに当たっては、学長、首席副学長（技術開発イノベーション担当）、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーンに事前に相談し、代議員会合に招聘します。他の事務職員も必要に応じて出席します。この会合は、本学の役職者と教員との信頼関係及び協力関係の構築、維持を図る場であり、本学の教学マネジメントの健全性の確保に必要不可欠です。

本学の幹部組織は、使命・目的を達成するため、学長、首席副学長、COO、研究科長、教員担当学監、研究担当ディーン、施設管理担当、財務担当、広報担当、人事・男女共同参画担当、情報担当で構成され、各幹部組織のもとで下表のセクション等により適切な事務体制が構築され、効果的に業務が運営されています。【資料 4-1-1】

各ディビジョンの体制は、下表 4-1-2 のとおりです。

表 4-1-2 ディビジョンの組織体制（平成 30（2018）年 5 月 1 日現在）

ディビジョン	職員数	セクション等
プレジデント・オフィス	15	総括弁護士、がんじゅう（心療クリニック）を含む
COO オフィス	12	総括安全衛生管理者を兼任及びそれに伴う業務。法令セクション、政府機関関係セクション、内部コンプライアンス・セクション
技術開発イノベーション・センター	19	事業開発セクション、技術移転セクション、R&D クラスター・プログラム・セクション
教員担当学監オフィス	13	ディーンズ・リサーチ・グループ、ライブラリー・セクション、アカデミック・デベロップメント・セクション
研究科長オフィス	23	アカデミック・サービス・セクション、教務運営サポート・セクション、学生支援セクション、アカデミック・キャリア開発セクション
研究担当ディーン・オフィス	78	研究担当ディーン室、実験動物セクション、DNA シーケンシング・セクション、イメージング・セクション、機器分析セクション、メカニカル・エンジニアリング&マイクロ・ファブリケーション・セクション、沖縄マリン・サイエンス・サポート・セクション、科学計算&データ解析セクション、外部研究資金セクション、安全衛生管理セクション、保健センター、診療所を含む
財務	44	予算セクション、経理セクション、調達セクション
施設管理	34	キャンパス建設セクション、施設管理セクション、施設運用セクション
広報	21	カンファレンス・ワークショップ・セクション、地域連携セクション、メディア・セクション、ランゲージ・エデュケーション・セクション、デジタル・サービス・セクション
男女共同参画・人事	56	人事マネジメント・セクション、多様化・職場厚生支援セクション、教育訓練セクション、人事採用サポート・セクション、CDC、リソース・センター
IT	25	サービス・サポート・セクション、ネットワーク・&コネクティビティー・セクション、インフラストラクチャー・セクション、エンタープライズ・アプリケーション・セクション
監事	1	

本学の全ての職員は、職位や職種に関わらず、大学コミュニティの健全で生産力の高い状態を保ち、その発展と向上に努める義務があります。本学は、その達成に向けて、職員として、また、大学コミュニティの一員として行動する上で情報保護や利益及び責務の相反などについての規範を定めています。【資料 4-1-2】

本学は、国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行うことを目的としています。研究・教育は英語で行われ、半数以上の教員、学生が 50 か国以上の国・地域から訪れています。また、教員・学生の半数以上を外国人が占めるなど国際的な環境の下、①沖縄の振興と自立的発展、②世界の科学技術の向上に資するため、世界最高水準の教育研究を行う研究者の支援等を担う職員が採用されています。

本学は、多様性が世界水準レベルの大学における基本的概念として理解しています。50 か国以上から教員、研究員、学生が集まり、文化、宗教、民族、言語などの面では多様性がたいへん豊かです。しかし、ジェンダーにおいては未だバランスの配慮が必要であり、男女平等が本学のダイバーシティー及びコミュニティの一体性に関する大きな課題と考えています。

また、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、本学すべてのメンバーが各々の潜在的能力を発揮できる環境の整備を目指しています。ファミリー・フレンドリーな職場を目指し、その弊害となる事項をできるだけ除くよう取り組んでおり、下記のように男女共同参画を促進しています。

- チャイルド・ディベロップメント・センター (CDC)
質の高い託児サービスや、日英バイリンガルでの幼児教育、アフタースクール（学童保育）、ホリデー・プログラムを提供しています。
- 出張に係るサポート
特別な事情がある場合、育児中の教職員が職務上、会議や講演のため出張しなければならない際に子供の交通費もしくはベビーシッター経費を一部助成しています。
- 「Stop-the-clock Policy」
テニユア・トラック教員は、出産、養子縁組、育児に関する保護者としての責任を果たすため、雇用契約の延長及びテニユア審査の延期を求めることができます。
- オムツ交換台（育児支援室・休憩室）
小さな子供のいる家族のために学内に配置されています。
- マザーズ・ルーム（育児支援室・休憩室）
子供に授乳ができる部屋を配置しています。
- 共働き夫婦支援
共働きの夫婦のニーズに応えるべく、サイエンス・テクノロジー・グループによる支援など、最大限の配慮を行っています。

➤ ファカルティ採用委員会

採用過程で男女共同参画の促進を行っています。(ダイバーシティー・オフィサーの任命、採用委員会のメンバーへの無意識偏見トレーニング実施等)

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学園では、国内法人の伝統的な在り方とは異なり、学園法及び学園の寄附行為に基づき、学外理事を中心として理事会を構成しています。理事会は学園及び大学院大学の業務運営に関して最終的な責任を負います。

評議員会は、地域社会の声を含め、幅広い意見を本学園及び大学院大学の業務運営に反映させます。これらの二つの合議体が、法令及び本学園の寄附行為に基づき、本学園における透明で効果的なガバナンスを確保するために重要な役割を担っています。

これに対し、理事長・学長は、事業計画の実施についてリーダーシップを発揮し、理事会及び評議員会に対し説明責任を果たします。このように、理事会及び評議員会と理事長・学長との関係を適切に保つことによって、引き続き特色あるガバナンスを維持します。また、学園の監事は業務運営の適切性・効率性が確保されるよう引き続き厳格な監査を行います。

4-2 教員の配置・職能開発等

《4-2 の視点》

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員組織の編成の基本的考え方及び特色

本学は卓越した教員を任用することにより、世界最高水準の地位の確立に向けて鋭意取り組んでいます。教員の少なくとも半数は外国人であり、また国際的な経験と見識を持ち合わせた教員を迎えることにより、国際性を実現しています。全教員は英語で教育を行っています。

本学が目指している高度なレベルは、学際的かつ協力的なアプローチによって達成できるとの考えから、教員については、物理学や化学はもとより、ゲノミクス、細胞生物学、神経生物学、生態学といった研究分野に対応しています。

教員は、卓越した研究及び成果発表を継続すること、本学の教育課程全般に貢献すること、学生の研究プロジェクトを指導すること、また本学の教育スタッフとして相応の

職務を担うことが期待されています。国際的に通用している3職階にならい、本学教員は、上位からプロフェッサー、アソシエイト・プロフェッサー及びアシスタント・プロフェッサーのいずれかとしています。

専任教員に加え、本学の授業科目及び研究に重要な貢献ができるような卓越した、国際的に著名な研究者である兼任教員及び客員教員を教育スタッフとして迎えています。専任教員にこれらを加えた全教員と学生の比率は、将来的には1対3の比率に上げていく計画です。【資料4-2-1】

教員配置

研究科長は、各授業科目を主宰するコース・コーディネーターを指名するとともに、授業科目毎に参画する教員を決定します。コース・コーディネーターには、その授業科目が取り扱う分野の専門知識を有する教員を配置し、同コーディネーターが授業内容、教育方法、試験方法等を統括します。2名以上の専任教員が一つの授業科目を担当することもあり、兼任教員が授業科目の一部を担当することもあります。

教員組織の構成

本学の教員採用方針としては、教員の年齢構成バランスに配慮しています。これにより、本学の教員組織に将来性のある若手研究者、既に実績のある研究者がともに含まれることが保証されます。本学はアファーマティブ・アクションを採用し、候補者の性別、年齢、国籍に関わらず、広く門戸を開放しています。【資料4-2-1】

研究ユニット（教員の研究体制）

各ラボは、本学における研究の運営単位（研究ユニット）です。アシスタント・プロフェッサーを含む全専任教員は、独立した研究ユニットの主宰者となり、水平的で非階層的な教員組織と研究分野毎の部門を有しない構造は、ユニット間の交流やスペース、設備及び専門知識の共有を促し、学際的研究活動を促進します。

研究ユニットは、スタッフ・サイエンティスト、ポスト・ドクトラル・スカラー、リサーチ・スペシャリスト、技術員、またはリサーチ・アシスタントを任期付きで任用できます。【資料4-2-2】

本学の教員採用、任命、昇進、評価及び退職に係る基準等は次のとおりです。【資料4-2-3】

教員の採用・任用等

教員採用はアメリカのシステムを参考にすることで、海外の他の大学や研究機関からの移動を容易にし、適切なレベルの教員採用を可能とし、また教員の水準を世界レベルに維持し、それにより最高水準の教育、研究が可能になります。教授陣は公開競争で厳格な基準に照らし合わせて審査を受けます。

- 採用基準：第1の基準は、当該個人の学識及び研究が、その職位・キャリア開発のレベルにおいて、世界中の同僚の中でも上位5から10%以内に位置することで

す。学外の評価者からの書簡は、そのような評価の明らかな根拠となるものでなければなりません。第2の基準は、候補者が、質の高い授業を計画し、実施していくことができることを明確に証明することです。候補者を客観的に評価するために、国際的に著名な研究者に学外の評価者として、候補者の適性を評価する書簡を書いてもらうよう依頼します。学外の評価者の過半数は、候補者の密接な共同研究相手や、候補者の指導教員となったことのある者以外の者でなければなりません。

- 採用プロセス：教員採用委員会による書類選考、面接、学外評価者からの書簡の分析のほかに、委員会が選定した候補者について、本学教員による審議がなされます。その後、教員採用委員会によって最終候補者が選ばれます。最終候補者は、学長による審議を経て、理事会に諮られ最終承認を経てから採用のオファーが出されます。
- 採用活動：採用広告は国内外の専門性の高い学術誌やウェブサイトに広く掲載されています。平成28（2016）年度には毎年開催される国際的なカンファレンスに参加し、広報活動を行いました。平成27（2015）年度と平成28（2016）年度には、オープンサーチ（広告掲載時、分野を絞らずに公募する方法）を行った結果、約1,500名の応募者があり、49名が面接を受け、15名にオファーが出されました。

本学では「テニユア・トラック・システム」に基づき教員を採用しています。昇進、契約の更新等は外部評価委員会の助言に基づいて行われます。テニユアによって、教員は定年退職までの雇用が保証されますが、研究資金が保証されるわけではなく、テニユア付き教員は他の教員とともに、約5年周期で研究ユニット審査を受け、研究資金の配分を巡って競争することになります。

教員の評価

教員評価には、研究ユニット審査、昇進審査、テニユア審査があります。これらの審査は臨時の委員会により行われ、一貫性のある厳しい評価基準が用いられます。また学外評価者からの書簡は、客観的な評価を行うために必要な手続きです。学外の評価者の過半数は、候補者の密接な共同研究相手や、候補者の指導教員となったことのある者以外の者でなければなりません。審査の結果、テニユアを付与する場合は、学長及び理事会の承認が必要です。

➤ 研究ユニット審査

プロフェッサー、テニユア付き准教授、アジャнкт・プロフェッサーが総括する研究ユニットは、5年の周期で学外審査委員会による審査を受けます。審査結果によって、研究ユニットに配分される予算が決定されます。研究ユニット審査は本学外の国際的な専門家で構成される委員会により実施されます。

厳しい審査基準に基づいて国際的に著名な学外の科学者で構成される委員会は、研究結果、研究資金の使用、研究ユニットの今後の研究計画及び予算計画について評価を行います。同委員会は、研究ユニットの研究員の質、さらに研究ユニットが提供するトレーニングやメンタリングについても意見を述べます。

➤ テニユア審査

アシスタント・プロフェッサーは契約 6 年目にテニユア審査を受けます。テニユア付与を可とする審査結果が出た場合、アシスタント・プロフェッサーはテニユア付きアソシエイト・プロフェッサーに昇進します。テニユア付与を不可とする審査結果が出た場合、任期満了日に契約が終了します。特別な場合、テニユア無しアソシエイト・プロフェッサーに任用されることがあります。テニユア無しアソシエイト・プロフェッサーは契約 4 年目にテニユア審査を受けます。テニユア付与を可とする審査結果が出た場合、テニユアを付与され、さらに高い推薦が行われた場合は、プロフェッサーに昇進します。テニユア付与を不可とする審査結果が出た場合、任期満了日に契約が終了します。

第 1 の審査基準は、当該個人の学識及び研究が真に卓越しており、その職位・キャリア開発のレベルにおいて、世界中の同僚の中でも最高レベルの成果を出していることです。第 2 審査基準は、候補者が質の高い授業を計画し、実施できることを明確に証明する質の高い教育歴です。その他、大学運営への貢献などの要素も考慮されます。

➤ 昇進審査

テニユア付きアソシエイト・プロフェッサーは、契約 4 年目にプロフェッサーへの昇進審査を受けます。最初の昇進審査に失敗した場合、少なくとも 3 年間、次の昇進審査は行われません。

昇進の第 1 の基準は、当該個人の学識及び研究がその職位・キャリア開発のレベルにおいて世界中の同僚の中でも上位 5 から 10%以内に位置することです。第 2 の基準は、候補者が質の高い授業を計画し、実施できることを明確に証明する質の高い教育歴です。第 3 の基準は、学内の委員会業務やその他の貢献、さらに国際的な科学コミュニティに寄与するなど、最も広い意味で大学に寄与することです。

テニユア審査と昇進審査では、外部評価者による候補者の学識及び研究に対する客観的評価、本学での授業記録、大学運営への貢献が考慮されます。

教員の資質・維持向上

卓越した教育を提供し、個々の学生の多様な学修・研究ニーズに応えるため、本学は、次のような教員の資質の維持向上（FD）に取り組んでいます。

- 教員担当学監及び研究科長は、学生の教育及び研究指導に関わる教員の資質向上のためのガイドラインを策定、更新し、教員に配布しています。【資料 4-2-4】

- 学生は、各授業科目修了時にその授業科目を評価し、その結果が教員に配付され、また学生にも公表されます。アンケート結果は、研究科長に報告されます。

【資料 4-2-5】

- 教員は、授業担当教員の同意の下、他の教員による授業を参観することにより、互いの資質向上に努めています。参観日程は研究科長オフィスを通じて各教員に伝達されます。参観後には、参観者と授業担当教員が同僚として参考となるような意見を述べ合います。【資料 4-2-6】

- 学生の個別指導を行う論文指導委員会には、若手と経験豊富な教員が含まれるようにし、研究指導に関する知識やスキルが若い世代に引き継がれるようにしています。

【資料 4-2-7】

- 教員担当学監及び研究科長は、本学の FD を促進するため、教員の研修会、専門的な外部講師を招いたセミナー、ワークショップ等を開催しています。トピックは幅広く、リサーチ・メンタリング、外部資金への応募、産学連携、ジェンダーの平等などがあります。【資料 4-2-8】

- 学内での他のセクションと協同で、定期的に FD に関する会議を開催しており、FD を強化する戦略を話し合っています。また、学内の人材を活用したワークショップやセミナーも開催しています。研究倫理や研究安全に関するセミナーは定期的に日英両言語で行われています。人事ディビジョンでは教職員に対して、目標設定や業務評価に関するセミナーも開催しています。【資料 4-2-9】

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

平成29（2017）年10月には、国際的に著名な科学者6名から構成される研究展望委員会が本学に集結し、今後5年で教員数を100名体制に拡充するあたり、どのような戦略を取るべきかを議論し、助言を行いました。急成長する研究分野についてだけでなく、それらをどのようにリードしていくかなどの戦略について議論が行われました。議論の結果、現在のグルーピングを継続して拡大しながら、特定の研究領域全般をカバーできるようなチーム形成に向けて採用活動を促進することが推薦事項として挙げられました。また、研究に係る意思決定プロセスに事務系サポート・スタッフが関与することの重要性が強調され、それにより同スタッフは教員との一体感を持って将来的な本学のビジョンを考えていくことになります。

本学教員や研究者のマネジメント・スキル及び教員能力の向上を図る計画の一つとして、アカデミック・デベロップメントを強化するシニア・マネジャーの採用があり、採用プロセスを始めました。教員担当学監とともに、教員の能力向上のための様々な対策を取ります。

若手教員が経験豊富な教員の支援を得ながら、教育・研究に関する知識やスキルを向上できるよう、メンター・システムを強化していきます。テニユア無し教員は、雇用6年目のテニユア審査に向けて、雇用3年目の終わりに研究の進捗や課題についてメンター

及びAPC（任用と昇進検討委員会）と話し合い、教員担当学監に「進捗レポート」を提出することとなります。

4-3 職員の研修

《4-3 の視点》

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD（Staff Development）をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学は多数の教職員のための研修の機会を設けています。同研修には本学で働くために必須の知識、現在携わっている業務の業績をあげるために必要なスキルや新しい知識を学ぶもの、将来のキャリア・アップに向けたものが含まれます。

平成 29（2017）年度に教員ディベロップメントとマネジメント・フォーラムという二つの大きな研修プログラムに取り組みました。

教員ディベロップメント研修は教員が自分の研究ユニットのメンバー、予算、設備機器などを管理するために必要な項目をカバーしています。研修内容は管理の基本理念、理論、実践に役立つノウハウを学ぶものです。【資料 4-3-1】

マネジメント・フォーラムは本学内のラーニング・センターとして、事務系マネジャーが効率的かつ効果的に成果を出すためのチームを作り、リードしていくために必要なスキルや知識を提供しています。研修はネット上で提供されるセミナーやドリルと本学でのコーチングを中心としたグループ・ディスカッション・セッションから成り立っています。本学でのセッションはネット上で個人個人が自分のペースで学習したことをマネジャー間での意見交換を通じて本学の仕事に効果的に適用でき、またチームメンバーにも知識を共有できます。【資料 4-3-2】

男女共同参画・人事ディビジョンは、職員研修プログラムを総括し、調整する責任を持ち、研修プログラムについての情報をすべて把握し提供する役目を果たしています。本学職員は下記の研修プログラムを学内ポータルサイトで検索・受講することができます。

定期的実施する研修プログラム

- 新入職員オリエンテーション（新入職員には必須）
- 知っておくべき日本法における厳しい規制（薬物、飲酒運転、銃刀携帯、刑事手続、国外強制退去、本学における懲戒）（全教職員学生必須）
- 能力評価及び期首に設定した目標等の達成に係る目標管理研修
- Microsoft Office 研修（入門から高度レベル）
- HEART（組織内財務・人事）システム（IT と共同）

- セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント等防止対策研修（教職員全員必須）
- 教員採用委員会メンバーに対する無意識のバイアス研修
- 上司の立場にある職員が行うべき業務についての説明会
- ヘルス・チェック（ヘルス・センターと共催）

必要に応じて実施する研修プログラム

- スーパーバイザーのための効果的なコミュニケーション術
- 産休明けの職員の管理
- 女性研究者のためプロフェッショナル・デベロップメント
- 禁止薬物と飲酒に関する日本の法律（総括弁護士のオフィスと共催）
- 社会保障制度の説明会

研究安全に関する研修プログラム

- 健康安全総括オリエンテーション（教職員必須）
- 健康安全アップデート・セッション（教職員必須）
- 輸出入規制
- 廃棄物管理
- 実験室利用者に対する特別健康安全オリエンテーション
- 実験室利用者に対する健康安全アップデート・セッション
- 実験室利用者に対する実験安全に関する基本と基礎知識

その他の研修プログラム

- 公的資金の不正使用を防ぐ研修（教職員必須）
- 本学教職員の多様性を考慮し、異文化コミュニケーションに関するセミナー
- 心身の良好な健康状態と最適な仕事パフォーマンスに対する心配り
- 基礎的ライフサポート研修（セクションごと最低一人）
- 職員とその家族向けに提供される英語及び日本語クラス
- ビジネス起業研修

また、学外の研修業者のリストを用意し、職員あるいはマネージャーからの要望にこたえて、最適な研修プログラムを紹介しています。

教員担当学監オフィスでは、研修専任の“ポストドク・キャリアー推進コーディネーター”が若い研究者の将来の独立に備えて必要なスキル及び知識などの研修を提供しています。

年次人事業績評価の一環として、自己改善・向上の努力が評価されます。研修については人事トレーニング・セクションが教職員の研修修了状況を追跡し、上司に報告します。部署ごとの研修修了状況はエグゼクティブ委員会で報告・比較され、それぞれの部

署の長には 100%の修了率を促します。必須の研修を修了しなかった場合には、その職員の業績評価にマイナスとなります。

人事業績評価サイクルの初めにすべての事務系職員は年次目標を立てますが、目標の一つは個人の SD プランです。年間を通じて目標に向けての業績について上長と職員が定期的に面談を行います。その進捗具合によっては、年度途中で目標の調整を行います。【資料 4-3-3】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では今後も職員のニーズ、管理職及びスタッフからの要望に応じ、それぞれの職階に必要な技能・スキル研修を継続的に提供します。また、本学の発展度合に応じて、変化する研修ニーズを把握するため調査やインタビュー等を実施していきます。

4-4 研究支援

《4-4 の視点》

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学は研究環境の整備に向け、必要な職員を確保した上で、研究支援体制を下記のとおり構築しています。研究支援ディビジョンは、7つの技術系セクションと2つの事務系セクションを監督しており、本学の研究者と学生に対して優れた共用研究施設と研究支援サービスを提供することによって研究と教育に貢献しています。

技術系のセクションは、共用機器／施設の維持管理、操作方法のトレーニング、当該機器使用に係る公平なアクセス、実験デザインや手法／機器の選択に関する相談、データ取得や解析に関する技術支援などを担っています。事務系のセクションは、外部研究資金への応募、共同研究、安全衛生、その他の研究活動への支援を担っています。【資料 4-4-1】

- 実験動物支援セクション
- DNA シーケンシング・セクション
- 沖縄・マリン・サイエンス・サポート・セクション
- イメージング・セクション
- 機器分析セクション

- メカニカル・エンジニアリング&マイクロファブリケーション・サポートセクション
- 科学計算及びデータ解析セクション
- 安全衛生セクション
- 外部研究資金セクション

本学では最先端の研究支援セクションを有しています。各セクションは技術的な専門家で構成され、9つの部署に計62名が在籍しています。本学の研究者、学生及び共同研究者は各セクションのリソースを原則無償で使うことができます。支援セクションの職員は研究者や学生に対して必要なトレーニングを提供しています。各セクションは関係する研究者や学生に対して開かれている1つまたは複数のユーザー・グループを取りまとめ、施設の運用や戦略的発展について定期的に議論を行っています。

毎年度、共通機器・設備への投資を行っており、ユーザー・グループはその優先順位付けに関与しています。平成29(2017)年12月にはオーストリアのInstitute of Science and TechnologyとイスラエルのWeizmann Instituteと合同で研究設備の管理を含む大学運営管理に関するワークショップを開催しました。

また、研究支援を行うセクションの国際ピア・レビューを行っています。平成29(2017)年度までに科学計算及び解析セクション、DNAシーケンシング・セクションと沖縄マリン・サイエンス・サポート・セクションを含む海洋科学のレビューを行いました。科学計算及び解析セクションと沖縄マリン・サイエンス・サポート・セクションのケースにおいては、レビューの委員が直接ユーザーと面談し、現場の声を聞き、評価結果に反映させました。DNAシーケンシング・セクションのケースでは、レビューの一部として、研究者と学生からの調査を実施しました。【資料4-4-2】

平成30(2018)年度もユーザー調査を含む2つの支援セクションの国際ピア・レビューを実施予定です。

科学計算及び解析セクションのレビューにおいては、レビューアーの提案を踏まえ、共通クラスター・サーバーの利用を促進し、研究者が個別にクラスターを構築することを抑制する仕組みを設けました。また、研究者数の増加に伴い、計算やストレージ能力の拡張ができるよう計画を行いました。

DNAシーケンシング・セクションのレビューにおいては、ユーザー・アンケートを踏まえ、ユーザー・グループミーティングにおいて、新しい機器やサービスに関する情報共有の強化を行いました。

研究活動は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを認識し、研究者は常に正直かつ誠実に判断、行動し、責任ある研究活動に従事しなければなりません。本学は、科学者の行動規範（平成25年 日本学術会議）及び研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年 文部科学大臣決定）、その他関連する指針等に沿って、責任ある研究活動を推進するとともに不正行為に適切に対応するための仕組みを整備しています。

遺伝子組換え実験等の特定の実験は、事前に関連諮問委員会で審査され、事前に研究担当ディーン承認を得ることが必要です。また、研究活動で利用する試料・機器の中には、法令やガイドラインで入手、取扱い、保管、記録、廃棄等が規制されているものがあります。これらは、関連する法令やガイドラインに沿って適切に処理されています。

加えて、データと試薬のアーカイブに関するポリシーを作成しました。これにより、本学で論文発表されたすべての研究の元となるデータがアーカイブされ、将来、研究倫理に関係する問題が発生した際には、適切な調査を実施することができます。

また、本学に属するすべての研究者（教員、グループ・リーダー、ポスト・ドクトラル・スカラー、スタッフ・サイエンティスト、リサーチ・スペシャリスト、技術員、特別研究員、サイエンス・アンド・テクノロジー・アソシエイト）、学生及び職員は研究倫理教育を受講しなければなりません。研究倫理教育は、少なくとも5年に1回以上受講する必要があります。それ以外の部署の職員も研究倫理教育を受講することが強く奨励されます。共同研究等のため外部の研究者や学生が一時的に本学で研究活動を行う場合、受け入れ研究ユニットや関係セクションは、当該研究者及び学生等が研究倫理教育を受講していることを確認しなければなりません。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

各教員への研究支援の観点では、本学は日本国内だけでなく、国際的にも例外的であると言えます。教授の採用を行う場合には、スタートアップ・パッケージとして、研究スタッフ（ポスドク、技術員）、バイリンガルの事務員、その分野において妥当な規模の運営費、スタートアップに必要な機器とスペースを提供しています。先述したとおり、研究者と学生は、研究支援施設を無償で利用することができます。

各教員は5年毎に国際的なピア・レビュー委員により評価を受けます。レビュー委員には、予算執行や研究の進捗に関する情報と新しい予算・研究計画を提供します。ピア・レビューの結果を踏まえ、新しい5年間の教員への予算が決定されます。各教員に配分される予算には旅費も含まれており、研究者や学生が国際学会に参加したり、他の研究機関を訪問したりすることができます。外部の共同研究者を招聘することもできます。

また、本学では外部研究資金セクションに6名のスタッフを配置しています。平成28（2016）年度に、科研費申請のサポートを強化するプログラムを立ち上げました。具体的な取組みとしては、外部のコンサルタントによる以前の申請書についてのフィードバックや新しい申請書の書き方への対応や、学内、学外の経験豊富な研究者を集め、申請者と申請内容について議論をする場を設けました。この取組みにより採択数が大幅に増加しました。平成29（2017）年度においても同様のプログラムを実施しました。

外部研究資金セクションはPRESTO（さがけ）やAMED（日本医療研究開発機構）のプログラム等のワークショップを開催しました。これらは、採択にもつながり、PRESTOでは2件、AMEDではクライオ透過型電子顕微鏡施設へのサポートとして、大型案件の採択がありました。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

（3）4-4の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究者やビジティング研究者が沖縄のユニークな環境で研究ができるよう、海洋科学に対する支援を更に強化します。また、陸上の生態学に関しても、既存のOKEON

美ら森プロジェクトのフィールド調査地点ネットワークの運用を核とした支援部門を新たに整備します。この案は、OKEON 美ら森プロジェクトの国際評価パネルから推薦されたものです。その他の研究支援セクションについても国際ピア・レビューを順次行ってきます。外部研究資金セクションでは研究者の競争的資金への応募を支援するとともに、大学として機関申請を行う大型の競争的資金に少なくとも1つ以上応募ができるよう支援をします。

〔基準4の自己評価〕

本学の使命・目的に沿って策定された枠組み文書Ⅱの達成に向け、理事会との密で良好なコミュニケーションを図り、さらに、理事長・学長のリーダーシップの下、適正なガバナンス体制を構築しています。開学以降、拡大する組織規模及び教育・研究ニーズに応じて、タイムリーな組織改編及び業務所掌の見直しを図ってきました。

特に、平成28(2016)年度において、本学の究極の使命・目的である「沖縄の自立発展への貢献」に向けた体制を強化するため、首席副学長のもとに「技術開発イノベーション・センター」設置し、沖縄の自立的発展をさらに促進するための産学連携の取り組みを推進しています。

本学では、急速な発展を遂げる中で、世界レベルの教育と研究の維持に取り組んでいます。平成23(2011)年の設立以来、基盤整備機構時代に採用された全ての教員は、国際的な専門家による審査を受けてきました。設立時に採用された教員も国際的な専門家による審査を受けてきており、これまで全ての審査で優れた結果が出ています。設立以来、准教授3名が教授へ昇進し、テニユア無し教員3名がテニユアを付与されました。また今年度中に教員5名がテニユア審査を受ける予定です。

本学が目指す学際的研究は支持されており、教員と学生の比率を低く抑え、懇切丁寧な指導が期待できる教育方法はいくつか課題は残るものの、成果を出しつつあります。

本学の教員及び研究員は非常に生産性が高く、ここ数年の数字を見ると、1日あたり1件、本学から論文が発表されていることになります。

教員採用については、採用ポジション数が10にも満たないにも関わらず、毎年数百件の応募があることから、多くの研究者にとって魅力的な大学だということが言えます。幅広い分野から候補者を選定する優れた採用システムも確立されてきており、本学が得意とする分野の研究を行うのに必要最小限度の人材が確保される予定です。大学拡充には事務的な負担が伴います。拡大を視野に入れながら、教員の支援と管理システムを大幅に改善していく計画です。

本学の教職員数が年々増加するに伴って、多様な研修ニーズが出てきました。初期には、それぞれの部署が基礎的な研修プログラムを当面の必要に応じて提供していました。平成28(2016)年には人事のトレーニング・セクションが全体の研修プログラムをまとめたサイトを立ち上げ、学生及び教職員が必要なプログラムを検索し、受講できるようになりました。平成29(2017)年には人材トレーニングの専門家をトレーニング・セクションのマネジャーに迎え、実施中の研修プログラムを系統的に評価しました。今後は

本学の発展に伴う新しいニーズに対応できる研修プログラムを戦略的に構築していきます。

本学の教員に与えられる人員、研究、機器購入のための予算は、国内及び海外の大学と比較しても例外的だと考えられます。これにより、本学は研究を実施するために非常に魅力的な大学となっています。それに加えて、研究支援を行う部門では、技術的な専門家によるトレーニングを行い、研究者が最先端の共有機器を利用できるようにしています。これらによって、真に学際的で野心的な研究計画を広く行うことができるようになっています。本学では、卓越性の風土を維持するために、教員一人ひとり及び研究支援に用いるコア・ファシリティについて、国際的に著名な外部の専門家によるピア・レビューを行っています。

よって、上記主要項目について報告しているとおり、基準4「教員・職員」の基準を満たしていると判断します。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

《5-1 の視点》

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の中長期展望・計画は、平成 26（2014）年 7 月に策定された「枠組み文書Ⅱ」において下記の各章ごとにまとめられ詳述されています。【資料 5-1-1】

第 1 章 ビジョン、建学の理念、法的基盤、ガバナンス

第 2 章 沖縄科学技術大学院大学の現況

第 3 章 大学院大学の拡充

第 4 章 建設予算・運営予算概算

第 5 章 10 年後に期待する成果

本学の基本的価値観は、教職員等の活動や振る舞いの基礎となる高潔さ、誠実さ、公平性、他人への思いやり、そして本学のミッションへの貢献であり、これらの価値観に基づいて大学を運営しています。

また、多様性が尊ばれ、人種、肌の色、宗教、出身国、祖先、心身の障害、健康状態、結婚歴、ジェンダー、性的指向、年齢に関係なく、本学のコミュニティに属する全ての人に対して等しく機会が与えられています。【資料 5-1-2】

さらに、本学は、次の 3 つの基本方針によって示される理念に基づき運営されています。

- オープンな研究環境
- 互いに尊重しあう職場の実現に向けた基本方針
- 学生に対するコミットメント

実際の大学運営に当たり、本学の年度事業計画においては、内閣府令（沖縄科学技術大学院大学学園法施行規則（平成 23 年内閣府令第 59 号））を踏まえ、(1) 教育研究に関する事項、(2) ガバナンス及び業務運営の透明性・効率性に関する事項、(3) 財務に関する事項、(4) 沖縄の自立的発展への貢献に関する事項、(5) キャンパス整備・大学コミュニティの形成及び安全の確保、環境への配慮に関する事項の計 5 つの章から構成されています。各章の項目毎に「目標」と「取組」を記載し、本学の使命・目的の実現へ向けて継続的に取り組んでいます。【資料 5-1-3】

学園の寄附行為に基づき、事業計画案は評議員会にて審議された後、理事会において決定されます。また、学園法に基づき、内閣総理大臣による認可を申請します。国から学園に対する財政支援は、学園が認可された事業計画を適切に実施することが前提となっています。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

本学は、特別な法律に基づいて設立され、国からの補助により運営される法人として、事業計画を着実に実施するとともに、その状況を含む業務運営の状況について、国民に対して説明する責任があります。

事業年度終了後、理事長・学長は、理事会及び評議員会に業績を報告し、その評価を受けます。評価の結果は、世界最高水準の大学院大学の実現という目標を達成するための次のステップを検討する基礎として、以後の事業計画の立案や実施に適切に反映させ、建設的に活用しています。また、事業実績は、翌年度の 5 月末までに、それに対する理事会等の評価の結果と併せてウェブサイトで公開し、透明性を確保しています。【資料 5-1-6】

本学では、一連の安全一般に関する意識向上プログラム、研究及び特定の業務に関連する安全教育・訓練、そして健康プログラムを通じて、学生、教職員、そして本学コミュニティに属するその他の人々の安全衛生を推進しています。

また、本学では、キャンパスを囲む豊かな自然環境を維持・保全しながら、教育研究やその支援業務が行われるよう努めています。このような取組には、有害廃棄物その他の廃棄物の地道なリサイクル活動や適切な取扱いと処理、また省エネルギーの取組等があります。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

加えて、沖縄は地震、津波、台風その他の自然災害の被害を受けやすい地域にあることから、本学では、学生及び教職員を対象に、詳細な災害・緊急対策の計画を定め、また、訓練を行っています。【資料 5-1-9】

人権保護の観念は、先述の本学の基本的理念に深く根付いています。

包括性は世界レベルの大学における基本的概念として理解されています。本学ではすべてのメンバーが各々の潜在的能力を発揮できるような組織的な環境の確保に努め、その妨げになるような見えない壁や偏見を最小限にとどめるために様々な措置を取っています。(例えば、各フロア及び各棟に車椅子で使用可能なお手洗いを常備し、イスラム教徒のための祈りの部屋を設置。教授、学生、職員が育児のために評価や昇格が不利益にならないような規定、教員の採用活動における差別禁止の規定等を制定。)

これらの成果として本学には 50 か国以上から文化、言語、民族、肌の色、宗教、性的指向等において多様性に富んだ人材が集まっています。このような多様な環境において、互いに違いを理解し、共に働くことが求められています。

先進国では、科学技術における女性の参加を促すための様々な取り組みがなされています。また、科学は経済発展の基礎となるものであり、科学の進歩には男性と女性の両ジェンダーからの観点が必要であることが研究でも示されています。本学では男女共同参画の概念を開学当初から重要視しています。

平成 25 (2013) 年 3 月、理事会、副学長、教職員、研究員、学生からの代表者からなる男女共同参画タスクフォースが学内に設置され、その提言は平成 26 (2014) 年 5 月の本学理事会で承認されました。下記はタスクフォースの提言から引用したものです。

- 男女共同参画に関する本学の目標
- 性別、年齢または家族の状況に関わらず、すべてのスタッフにとって魅力的で支えとなる職場環境の構築
- 平成 32（2020）年までに本学のすべての職務カテゴリーとレベル（役員、執行部、管理職、教員、研究員、学生）において女性の比率が 30%以上という男女のバランスを達成。一部のカテゴリーについては、平成 32（2020）年より前に女性の比率 30%を達成

タスクフォースにて提言する最優先項目として、大学の執行部最高レベルの男女平等の促進を実施するため、人材多様化セクションの新設及び男女共同参画担当副学長の任命が掲げられました。平成 27（2015）年 4 月 1 日、同副学長に就任し、平成 28（2016）年 2 月、同副学長として新たな責務と職位が与えられました。また、この組織編制は本学職員の人権の保護を強化するものです。

本学における女性の参加を支援するため、主要な観点として下記の 3 項目が考えられます。

- ファミリー・フレンドリーな職場・キャンパス環境
- ワーク&ライフ・バランスを促進する規定
- 目に見えない障壁、偏見の排除

本学は上記 3 項目について提言し、本学の男女平等における取組みの主な実施項目はパンフレット「男女共同参画とダイバーシティー」に記載されています。【資料 5-1-10】

また、教員の採用では、さらに全応募者に対し平等な雇用機会を確保するための措置が取られています。採用委員会の委員の一人がダイバーシティー・オフィサーに任命され、すべての採用過程において、常に公平な評価を行っていることを確認しています。

【資料 5-1-11】

また、無意識バイアス・トレーニングは、平成 28（2016）年に開発され、「無意識バイアス・トレーニング・ツール」採用審査が始まる前から、全採用担当委員に対して無意識バイアスのトレーニングを実施しています。【資料 5-1-12】

本学は、利益相反、内部通報及び研究不正、パワー・ハラスメント、その他不適切なふるまい等の人権の侵害に係る苦情や係争に対応するための規定、ルール、手続きを確保しています。【資料 5-1-13】

これらの規定・ルールは、起こりうる全観点から人権を保護するものであり、これらは継続的に改正されています。

本学は IT リソースのセキュリティを保護するために合理的なセキュリティ対策を講じています。本学は、電子メールを含むあらゆる IT リソースの使用状況を制限なく監視する権利を有し、IT リソースのセキュリティと整合性を確保するために必要なあらゆる措置をとる責任を有します。

日常のシステム管理業務や事案の報告により、規程や日本の法令に対する違反が認められた場合、本学は、必要または指示された調査と情報資産を保護する処置を実施するとともに、調査に関する情報を提供します。

本学は、アーカイブ及びレポート用のために情報資産を保持する義務を有します。加えて、学長または統括弁護士の指示と最高情報責任者（CIO）またはは最高情報セキュリティ責任者（CISM）の同意のもと、訴訟やその他の法的目的のために情報資産を一定期間保管することがあります。

本学における情報セキュリティは情報資産を不正なアクセスやそれによる損害から保護し、すべての適用される法令、規制及びコンプライアンス要件を遵守することを目的としています。

本学は、IT リソースにアクセスして利用しようとする外部から絶えず攻撃を受けています。本学のすべてのネットワーク、システムに対してセキュリティ・スキャンを定期的に実施し脆弱性を自己監査し、適宜対応・運用しています。また、情報セキュリティに関わる全てのイベントを一元管理・監視するシステムを構築・運用し、情報セキュリティ・インシデントの発生や証拠保全が必要になった際の体制を再構築しています。

その他、昨今のクライアント PC に対するマルウェア感染リスクの深刻化を考慮し、人工知能を搭載した最新のマルウェア対策ソフトを導入しました。これによりこれまで発見されなかったマルウェアが検知され、被害を未然に防止しています。

本学の基幹業務システムは、3 年間のプロジェクト「人事、教育、財務会計、研究、変革プロジェクト（HEART）」の一環として整備されました。HEART は、組織として最も役立つ業務システムを提供し、国際性を有しています。同システムは、本学のシングル・サインオンを使用し、単一のシステムとウェブ・インターフェースの下、財務会計と人事の機能を一元化しています。同システムは、購入依頼の承認プロセスを非常に容易にしたことで、管理者や承認者は承認依頼が適切に評価・承認できるようになり、コンプライアンスを向上させました。

また、複雑で紙ベースだった人事業務領域を、本学職員自身がデジタルで実行できるように、同システムはセルフサービス機能も追加しました。マイ・ナンバーなどの個人情報情報は、本学のポリシー及び個人情報保護法に準拠し、保管及び暗号化され、システムのセキュリティ・レベルは大幅に向上しています。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長はリーダーシップを発揮し、理事会及び評議員会に対し説明責任を果たしつつ、両者との関係を適切に保つことによって、特色あるガバナンスの下で経営規律を維持します。また、質の保証に向けて、関連法令及びガイドライン等について PRP に適正に反映させ、引き続き遵守します。

学園の監事は業務運営の適切性・効率性が確保されるよう引き続き厳格な監査を行います。

危機管理については、これまでは各担当副学長及びディーンが案件に応じて情報共有をしつつ、連携を取りながら個々に対応してきましたが、今後は COO（平成 30（2018）年 4 月配置）を核とした大学全体の業務運営体制のもとで、危機管理スペシャリスト（平成 30（2018）年 2 月配置）を中心に、よりシステマティックな危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

5-2 理事会の機能

《5-2 の視点》

5-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学園と大学院大学は、学園法の規定に従いながら、一体的なマネジメント体制を構築しています。理事会は、学園の運営管理に関する最終決定権及び責任を有します。学園により遂行される全ての業務及び計画の実行を監督する理事会は、学園の最高意思決定機関です。【資料 5-2-1】

本学は欧米型のマネジメント方式を採用しているため、理事会の責任と権限が日本の他大学と比べ強く、より戦略的な意思決定ができる管理運営体制を整備しています。【資料 5-2-2】

理事会は、理事長・学長と副理事長・首席副学長を含む、10 人以上 20 人以下の理事により構成されています。理事には、その選任の際に学園の役員または職員でない者がその定数の過半数とならなければなりません。学長と首席副学長を除く理事より、議長及び副議長が選任されます。【資料 5-2-3】

理事会には、定例理事会と臨時理事会の 2 つの会合があります。定例理事会は毎年 5 月、9 月及び 2 月に開催され、臨時理事会は必要に応じて開催されます。理事会は議長によって召集されます。【資料 5-2-4】

理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者（ノーベル賞受賞者他）、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者（琉球大学名誉教授他）、大学の経営に関して高度な知識及び経験を有する者（国際的な研究機関長他）等が含まれ、教育・研究における学際性の推進や沖縄の自立発展に向けた貢献等、本学の使命・目的の達成に向けて戦略的に意思決定ができる体制を整えています。【資料 5-2-5】

理事会には、次の常任委員会が設けられており、理事長による意思決定過程を補佐する体制を構築しています。

- 運営委員会：理事会の業務を迅速に執行させる責任
- 事業・財務委員会：長期計画、設備投資予算、年次運営予算、建物建設費の積算及び投資に関する検討を含め、大学の事業計画及び財務計画の基本方針に関する責任
- 研究・学務委員会：研究・教育に関する責務を担い、教員の採用や昇格等について検討
- 監査・コンプライアンス委員会：大学の財務諸表、内部監査及び外部監査、危機管理、コンプライアンス、業務報告等に関する権限及び責任

理事会事務局は理事会及び評議員会議長と協働し、会議の議題作成、文書作成、理事会及び理事会が設置した小委員会との調整を行います。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会及び評議員会は、その機能を十分に発揮するために委員会及び分科会を設置します。理事会事務局は引き続き同委員会及び分科会の活動に対して、十分な事務的サポートを行います。

なお、理事会及び評議員会の審議は、引き続き、ウェブ・電話会議システムを活用し、効率化を図るとともに、遠隔地の理事・評議員の積極的な参加を促します。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

《5-3 の視点》

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学は、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園が運営する大学組織です。学園の管理運営に関する最終決定権と最終的な責任は理事会にあります。理事会は学園の理事長を選任し、理事長は本学の学長も兼務します。【資料 5-3-1】

学長によるリーダーシップの下、大学全体の運営に関連する主要な組織的手続き及び規定の決定事項を準備し、情報共有を行うために、隔週でエグゼクティブ委員会会議が開催されています。エグゼクティブ委員会は、学長・理事長を議長とし、その他全エグゼクティブ及び教授会議長によって構成されています。

本学の寄附行為において、理事、監事及び評議員会について規定しており、監事は、学園の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）または評議員以外の者であって理事会において指名した候補者のうちから、評議員会の同意を得て理事長が選任し、内閣総理大臣の認可を受けます。

また、本学は、寄附行為の規定に基づいて、監事による監査を実施しています。監事監査を通じて、適切且つ効率的な本学の業務運営及び適正な会計経理が担保される仕組みを整えています。

監事監査は、関係する法令、寄附行為及びこれらに基づいて定められた本学の規程を基準として行われています。また、監事は、監査の実施に当たって、本学における教育研究が自主的に行われる必要があることを十分考慮して行われています。

本学では、評議員会は本学の業務運営や財産の状況、そして理事及び監事の業務執行の状況について理事及び監事に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または理事及び監事から報告を徴することができます。

評議員会は、理事長及び副理事長を含め 21 人以上 41 人以下の評議員から組織されています。評議員会の議長及び副議長は、評議員会の本学役員を除いた評議員の中から理事会により選任されます。評議員は理事会より選任されます。評議員の任期は 3 年と定められていますが、再任が認められることがあります。

評議員会は以下の事項について、理事会開催前に、学長・理事長へ意見や報告を述べなくてはなりません。【資料 5-3-2】【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

- 予算、借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積算金の処分
- 事業計画
- 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄、寄附行為の変更
- 合併
- 目的たる事業の不成功による解散
- 寄附金品の募集に関する事項
- その他学園の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

本学では、定例のエグゼクティブ・ミーティング、ファカルティ・アッセンブリー（教授会）、ファカルティー・カOUNシル（代議員会）、マネジャーズ・ミーティング等の階層別会合を通じて相互に運営管理をチェックする体制を整えています。

他方、チャイルド・ディベロップメント・センター（以下、CDC）関係者会議やIT連絡会（学生含む）、またカフェ委員会等目的別の個別委員会を通じて、意見やニーズをボトムアップで上層部が把握できる体制を確保しています。

本学の教員組織の管理運営体制においては、教授会が教員自治及び教務を担っています。教授会には、幹事会として代議員会が置かれています。【資料 5-3-5】

教員担当学監は上記教授会及び代議員会の運営及び教員統括します。

研究担当ディーンは、研究支援ディビジョンを率い、コモン・リソース（共同資源）、共有機器、研究助成金及び研究用コンピューター等を管理し、研究倫理の普及を促進し、研究プログラムが最高水準の倫理規範を順守するよう努めています。また、各セクションは担当する分科会を率い、安全分野及び他の研究関連領域について必要に応じ教員担当学監及び研究科長と連携しています。

研究科長は本学の研究科を運営しています。研究科長は、任期を3年とする教授間での輪番制の職位で、学長の裁量により再任が可能となっています。

教授会は教員のガバナンスや学術関連事項に関して責任を持ちます。教授会は代議員会を組織します。教員に関する全般的な事項に関しては教員担当学監が責任を負います。教授会は本学の全教員からなる自治組織で、大学に関する情報を教員に提供するとともに、大学運営に関して学長との闊達な議論の場となることを主たる目的としています。教授会は学長に対する諮問的な組織であり、大学運営に関わる事項に関して学長と直接

議論することが可能です。効率的な運営のために、教授会は互選により代議員会を組織します。代議員会は教授会議長が同じく議長となり、教授会の幹事会となります。教員はコモン・リソース諮問委員会、動物実験委員会、人対象研究審査委員会、バイオセーフティ委員会等様々な委員会において管理運営に携わる義務も有しています。

このように委員会活動は大学の管理運営に関わることから、委員会への教員の選任は、学長、首席副学長（技術開発イノベーション担当）、研究科長、教員担当学監及び研究担当ディーンが行います。

理事会での議論は各種委員会で検討され、代議員会はその検討結果を学長に進言します。このように、理事会や各種委員会での水平的な議論がボトムアップされ、それを踏まえて学長のリーダーシップが発揮される管理運営体制が整備されています。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

理事長・学長、副理事長、他の副学長等によるエグゼクティブ・ミーティングを定期的に開催し、情報共有を促進するとともに、業務運営の状況を確認しつつ、重要事項について意思決定します。また、大学の幹部と教授会による会議を引き続き隔月毎に開催し、上層幹部と教授間の情報の流れを改善していきます。

理事長・学長は、人数・規模拡大の中で上記のようなボトムアップ体制を適切に維持・改善しつつ、日常的な業務運営の全ての面で引き続きリーダーシップを発揮し、事業計画を着実に遂行します。

監事は、事前に作成する監査計画に基づき、内部監査や会計監査とも連携しつつ、予算執行、調達・入札、法令順守の状況を始め、業務全般について厳格な定期監査を実施するとともに、必要に応じて、臨時の監査を行います。監事は、引き続き、適切な形で中立性を維持しつつ、担当副学長を通じて、他の役員や幹部職員との効果的なコミュニケーションを図ります。監事には、その活動に必要な十分な情報及び人的サポートが提供されます。監査結果については、理事会での報告等を通じて、その後の業務運営に反映させていきます。

5-4 財務基盤と収支

《5-4 の視点》

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の財務に関する中長期計画は、本学の持続的な成長及び発展の展望をまとめた「枠組み文書Ⅱ」「第4章 建設予算・運営予算概算」に記載の予算収支計画に相当します。当該予算収支計画は、平成27（2015）年度の教員数55名から平成35（2023）年度の教員数約100名への規模拡充等を基本に想定しています。【資料5-4-1】

予算支出の内訳は、学園運営費と資本支出に当たる建設費に大別され、研究機関として5年、大学として3年の間で培った運営経験をもとに支出額が積算されています。

予算収入の内訳は、政府から交付される運営費補助金、施設整備費補助金及び外部資金に大別されています。中長期計画の約10年間の政府からの補助金による収入規模は、年間200億円規模を想定しています。今回の中長期計画においては、付帯事業収入、借入金、資産運用の計画はありません。

中長期計画に基づく適切な財務運営の確立にあたって、各事業年度開始前に、補助金概算要求書をベースに、年度の予算収支計画、予定貸借対照表、予定損益計算書を策定し、年度事業計画書に記載しています。この年度事業計画書は、評議員会及び学園の財務運営について最終決定権を有する理事会において審議決定されます。【資料5-4-2】

この年度事業計画実現のため、必要な補助金額を国へ概算要求し、交付された補助金を期首の予算編成に基づき適正に予算配分します。また、期中において適宜予算配分を見直し、適正な予算執行を進め、組織全体で予算執行管理を推進しています。予算執行状況は理事会に報告されます。【資料5-4-3】

以上のことから、本学は中長期的な計画に基づく適切な財務運営が確立されています。

本学は、学園法に基づいて設立され、年度事業計画に基づく予算要求により、政府から運営費補助金と施設整備補助金の交付を受けています。平成28（2016）年度予算収支実績では、当該補助金額は全体収入の97%を占めており、安定した財務基盤の確立が図られています。【資料5-4-4】

収支バランスの面では、直近の平成28（2016）年度予算収支実績を例にとると、収入の内訳は、運営費補助金15,869百万円、施設整備費補助金4,441百万円、その他の収入685百万円、収入合計20,995百万円となっています。

支出の内訳は、人的経費5,401百万円、学務経費831百万円、教育研究費3,033百万円、共通経費6,227百万円、管理経費932百万円、施設整備費4,441百万円。支出合計20,865百万円となっています。その結果、資金収支は130百万円の収入超過となりました。

平成28（2016）年度損益計算書では、経常収益合計15,928百万円に対し、経常費用合計は15,896百万円となり、経常利益は32百万円となっています。臨時損益5百万円を加算した当期総利益は37百万円となっています。【資料5-4-5】

本学の中長期計画及び年度計画は、安定した政府からの補助金収入がベースとなっており、事業運営は本学の補助金交付要綱の規定に基づき、国が認める経費に対し補助金交付額の範囲内で予算を執行しますので、本学の収支のバランスは常に確保されています。【資料5-4-6】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

上述のとおり、中長期計画を達成するためには、事業運営費として毎年度 200 億円規模の政府からの安定的な運営費補助金の交付と、大学規模拡充に向けた施設建設整備のための施設整備費補助金の交付が必要条件となります。今後も継続して必要な補助金交付を受けるため、期待される研究及び教育の成果を出すことと同時に、科研費、各種研究助成金、産学官連携による受託研究費の獲得、寄附金の獲得に努めることにしています。

5-5 会計

《5-5 の視点》

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学は内閣府所管による唯一の学校法人であり、内閣府によって定められた独自の学園会計基準に基づき会計処理し財務諸表を作成しています。

決算は年度決算の他に月次決算を実施しています。月次決算は会計検査院法第24条の計算証明書規則規定第2条に基づき、毎月の所定期間経過後30日を越えない期間に会計検査院に到達するよう、合計残高試算表及び添付書類を毎月提出しています。【資料5-5-1】

年度決算に当たっては、寄附行為第15条の規定に基づき、会計年度終了後2ヶ月以内に貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類（案）、収支決算書を作成します。

監事は、その財務諸表の概要について監査を行い、監事報告書を作成し、理事会に提出します。その監事報告書を添えた財務諸表概要は、理事会で報告され、評議員会の意見を踏まえ、理事会で審議及び承認されます。その後、本学は付属明細書を含めた財務諸表を作成し、会計年度終了後3ヶ月以内に独立監査人の監査報告書と合わせ財務諸表を内閣総理大臣へ提出します。【資料5-5-2】

また、本学のホームページで財務諸表を公開しています。

会計の適切な処理に当たっては、予算収支報告の観点からも留意が必要です。予算管理責任者は、予算額と決算額が著しく乖離することがないように、適切な予算執行管理を行うことが求められますが、学園運営の進捗と共に、当初予算配分と実績に乖離が見込まれる場合は、期中に予算配分の見直しや財源の振替が発生し、必要に応じて財務修正による会計処理を行います。

固定資産のタグを Radio Frequency Identification (RFID) タグに置き換えたことで、固定資産の追跡を自動化し、年次の固定資産実査の工数を削減しました。

RFID とは RFID タグと呼ばれる媒体に記憶された情報を、無線通信によって読み書きをおこなう自動認識システムです。RFID の据え置き式リーダーを出入口に設置しました。その据え置き式リーダーが RFID 資産タグを検知すると資産情報、検知場所、検知時間を記録します。携帯用 RFID リーダーは半径約 1～3 メートルの範囲にある RFID 資産タグを検知することができ、その資産情報、検知場所及び時間を記録し、またその情報を固定資産管理システム（FAME）に同期します。これにより資産がいつでもどこで検知されたかの履歴を参照することが可能です。

以上のことから、会計基準及び予算執行管理において、会計処理は適正に実施されていると評価します。

会計監査の体制整備として、本学は学園法第12条の規定に基づき、会計監査を監査法人へ委託し、監査法人の監査報告書を財務諸表と共に内閣府総理大臣へ提出しています。平成29（2017）年度の監査法人の人員体制は、公認会計士5人（監査責任者2人、監査補助者3人）で年間700時間程度の監査を計画しており、本学の事業規模に対して適正な会計監査体制となっています。【資料5-5-3】

会計監査の実施にあたり、監査法人は、当該年度の監査実施前に、監事並びにCOO及び財務担当副学長に対して、監査計画書の説明を行います。その説明の中で、監査の概要、監査チームの体制、年間監査スケジュール、本学の事業リスクと財務諸表に与える影響等について意見交換します。

期中監査においても、監査法人は、監事並びにCOO及び財務担当副学長と密に連携し、監査上必要な情報収集に努めると共に、本学に対して有用な情報を積極的に提供し、リスクに焦点を当てた実効性のある監査を行っています。

期中の監査の基本アプローチは、事業環境の理解等を通じて固有リスクを識別・評価し、各リスクに対応する手続きを選択・適用します。具体的には、毎月の予算の執行状況や残高試算表の月次推移から、金額において重要な変化や異常点を見つけ、不正な会計仕訳や証票書類等に不備がないか確認します。また、固定資産台帳及び固定資産実査結果をもとに固定資産計上ミスや不適切な処理がないか確認しています。他には、規定の整備や決裁手続き等の管理全般に関する内部統制の実効性も確認しています。

決算期には、カット・オフ・テストの実施により、現金預金、その他資産の期末残高や仕訳について確認します。また、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の勘定科目組み替えや表示にミスがないか確認します。その他、利益の処分に関する書類（案）、業務実施コスト計算書、注記事項、附属明細書の表示監査を行います。これらの監査を経て、監査法人は、決算終了後の6月中旬ごろ独立監査人の監査報告書を理事長に提出します。【資料5-5-4】

監査報告書の提出の際に、監査法人は、監事並びに理事長、COO及び担当副学長に対してマネジメント・レビューを行い、ガバナンスや内部統制の観点から忌憚のない意見交換を行い、大学経営に対して課題が認識された場合は、改善提案を行ないます。

監査法人による会計監査の他に、コンプライアンス・セクションによる期中及びアドホックな内部監査及び監事による期中及び期末の監事監査を実施しています。

内部監査は、社内情報収集や会計検査院の検査報告等の情報を参考に、各部門と連携し社内調査及び実地検証を実施し、その監査結果に基づき助言及び提言を行なっています。

監事監査は、監事2人を置き、寄附行為第15条の規定に基づき監事監査を行っています。期中は、担当副学長から業務運営の方法を聴取し業務監査を実施します。決算期は、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、収支決算書の書類を閲覧し、会計監査を行っています。

これらの結果は、監査報告書として決算終了後2ヶ月以内に理事長に提出され、理事会で報告されています。

以上のことから、会計監査体制は整備されており、厳正に実施されています。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、内閣府所管の大学であり、他の大学と異なる独自の会計基準を採用しているため、ベースとなる独立行政法人会計基準や国立大学会計基準に改正があった場合、臨機応変に対応できない可能性があり、この問題について内閣府と協議し改善していきます。また、補助金の執行にあたっては、今後も大学の規模の急速な拡大に伴い、研究棟や宿舍の建設が続くことから、適切な予算執行が行えるよう、これまで以上に関係部署と情報共有し、十分な連携が取れる体制を強化していきます。

〔基準5 自己評価〕

本学は、学園法に基づき設立された特別な学校法人であり、その財務・経営においては毎年度、沖縄振興予算の枠組みの中で必要額を確保してきており、これまでのところ、今後の拡大計画を含めてほぼ順調に進んできています。

会計処理については、内閣府により認定された会計基準に従い適切に処理され、また、監査については、内部監査及び監査法人の監査、監事の監査を受け厳正に実施されています。

よって、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断します。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

《6-1 の視点》

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証に向けた評価事業は大きく分けて三つ（業務実績報告、ピア・レビュー、認証評価機関による評価）あります。

業務実績報告は、各年度の事業計画に対する達成状況を自ら点検する自己評価（内部評価）です。実施体制については、エグゼクティブ・コミッティーの主導により、COO の下、政府機関関係セクションが中心となり、各部署とコミュニケーションを図りながら各年度の業績を取り纏める作業を通して自己点検・評価を実施しています。

上記に加え、本学が主要な目的を達成するための要素を確立できているか、また適切な将来計画が立てられているかという中長期的な観点から開学 3 年目の平成 27（2015）年 7 月時点において、高い見識を有する専門家による外部評価が学長室主導により実施されました。外部評価委員会は、大学での研究や経営に豊富な経験を持つ専門家で、以下のとおり国際的なメンバー構成となっています。【資料 6-1-1】

- オラフ・キューブラー教授（議長）
 - スイス連邦工科大学チューリッヒ校元学長
 - 科学協会－ブランコ・ワイスフェローシップ（スイス・チューリッヒ）元理事長・ディレクター
- ハイム・ハラリ教授
 - ワイツマン科学研究所元学長、同名誉教授
- カール・ダイセロス教授
 - スタンフォード大学 生物工学教授、精神医学、行動科学教授
 - ハワード・ヒューズ・メディカル・インスティテュート研究員
- 郷通子教授
 - お茶の水女子大学元学長、同名誉教授
 - 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事（非常勤）
- 川合眞紀教授
 - 理化学研究所 理事長特別補佐
 - 東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授
- エルヴィン・ネーアー教授
 - マックス・プランク生物物理化学研究所 元所長、同名誉教授
 - ノーベル生理学・医学賞（1991 年）

機関別認証評価については、学校教育法に基づき認証評価機関により 7 年に一度のサイクルで実施される第三者評価です。実施体制については、業務実績報告の取り纏めと同様です。

なお、上記評価以外に、内閣府において本学の今後の諸課題について検討するため、「沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会」を定期的に開催し、年度の事業計画、予算案及び業務実績報告等について内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に対して専門的見地から助言を行っています。【資料 6-1-2】

また、事業報告書（含・業務実績報告）、ピア・レビュー報告書及び自己点検評価書は、理事会での承認後、ウェブサイトで公開し、透明性を確保しています。【資料 6-1-3】

（3）6-1 の改善・向上方策（将来計画）

毎年度の計画立案－実施－自己評価－フィードバックという事業サイクルは効果的に適切に実施されています。

今後も引き続き、年度毎の業務実績報告及び必要に応じて実施される外部評価に関して、担当部署間で密に連携しながら役割分担を考慮し、有機的な組み合わせのもとで評価業務を一体的に実施できる体制を構築していきます。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

《6-2 の視点》

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

（2）6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR（Institutional Research）などを活用した十分な調査・データの収集と分析

上記 6-1 で示したとおり、業務実績報告においては、毎年度基準指標を設定し、客観的な情報・データに基づいて達成度合いを定性的、定量的に自己点検・評価を実施しています。

具体的には、毎年度末、担当副学長及びディーン主導の下で、事業計画に沿ってそれぞれの目標を達成するために設定された取り組みに関して、各担当部署において関連データを 1 次レビューし、さらに、学長が各部署から提出された自己評価結果を総合的に 2 次レビューしています。最終的には学長より理事会及び評議員会に報告され、承認をえた後、ウェブサイトを通じ学内外に公開されています。【資料 6-2-1】

また、業務実績報告については、理事会で確定した後、内閣府において上記検討会が開催され、本学の教育・研究及び管理運営に関わる評価内容が共有され、これにより評価の誠実性が確認される体制が確立されています。

平成 27（2015）年に実施されたピア・レビューは、先述のとおり、開学後 3 年目の時点において、本学が主要な目的を達成するための要素を確立できているか、また適切な将来計画が立てられているかという観点から、外部の学術に造詣の深い専門家により実施されました。受審に当っては、研究ユニットの概要や論文等、また、統計情報等の参考データを事前に収集・分析した上で、同外部評価委員による 3 日間に及ぶ実地調査が実施されました。その結果、下記のとおり、外部評価委員会は、卓越性を測る全ての主要な基準（8 基準）において傑出した成果が見られると評価しました。本報告書は、ウェブサイトを通じ学内外に公開されています。【資料 6-2-2】

外部評価委員会は、卓越性を測る全ての主要な基準において傑出した成果が見られると評価する。こうした基準に照らすと、OIST は、2014-2015 年の「The Times Higher Education」または「Academic Ranking of World Universities（世界大学学術ランキング）」で最も高い評価を受けているトップ 25 大学と肩を並べている。

卓越性を測る基準は以下のとおり

- 物理的キャンパスのインフラ整備
- 管理運営体制及びプロセス
- 学術プログラム及び教員の採用
- 博士課程
- 機器
- 研究成果に達するまでの経過
- 技術移転
- 福利厚生、社会的・文化的支援プログラム

外部評価委員会は、いくつかの特筆すべき功績に対し、以下の称賛を特記する。

- 高い協調性、活力、持続性、効率性があり、極めて創造的な物理的キャンパスのインフラの設計・建設・実行・利用
- 研究機関から世界トップレベルの大学院大学への移行に欠かせない、実効性の高い運営管理体制及びプロセスの構築に向けた多大なる努力
- 随時文書化し、証拠を収集し、教員の意見を聞き、必要に応じて改定を行う方針を表明した管理運営プロセスの構築
- 福利厚生、社会的・文化的支援プログラムの実施

このような強固な基盤が構築されており、外部評価委員会は、枠組み文書 II（2014 年 7 月）で説明されている OIST の将来の発展に向けた計画を支持する。OIST の将来に関する包括的かつ中核的な提言に加え、付属的な 6 つの提言をまとめた。また、現段階での OIST の運営の改善に向け 2 つの小事項を提案する。

- 外部評価委員会は、OIST 管理運営側から提案のあった、今から 10 年後の 2020 年代半ばまでに種々の研究分野のバランスがとれた約 100 の傑出した研究ユニット及び数百名の学生規模の大学院を目指すという拡張計画を支持する。10 年後までに更なる OIST の拡充が 審議・計画されるべきである。

大学の成長が十分計画され、秩序立ったものであることを確実にするために、外部評価委員会は以下の付属的な提案を行う。

- 新たな建物の建設予算は必ず採用活動の段階に先立って確保されるべきである。
- 2025 年までに 100 研究ユニットのスペースを確保するための建設予算は、2020 年までに全額が配分され、2023 年までに全額が執行されるべきである。
- OIST に対し複数年に亘る予算指標が提供されるよう何らかの調整が行われるべきである。
- 継続的に更新される 5 年程度の正式な運営及び建設予算見込みを OIST のマネジメントが保持するべきである。
- 特定の未使用資金については翌年度に繰り越されるべきである。
- 収入源を多様化すべきである。

現在の運営を最適なものにするために以下の小事項を提案する。

- 大学院生及びポストドクにアカデミック・ティーチングの経験機会を提供し、その機会増加に引き続き取り組むこと
- 全ての共有機器・設備に対するアクセス・サポートを均一・高いレベルで提供できるように継続的に取り組むこと

以上、「沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 要旨」より引用。

認証評価については、認証評価機関により設定された評価基準に沿い、自己点検評価報告書及び同機関が指定する「エビデンス集（データ）」を取りまとめ、客観的なデータに基づき自己点検・評価を実施し、内部質保証を確保しています。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

研究内容及び研究成果については、認証評価機関による評価基準に含まれていませんが、本学においては、創立間もないため組織横断的な当該データ及び情報の収集・蓄積が十分でないため、今後は更なるデータ収集・蓄積等その改善に向けて取り組みます。

大学の情報・データを一元的に収集・分析する IR 機能を所管する部署は設置していませんが、必要に応じて担当部署が連携しながら、当該情報・データの収集・分析に取り組んでいます。

6-3 内部質保証の機能性

《6-3 の視点》

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

先述してきたとおり、本学の内部質保証のための自己点検・評価は、学園法や梓組み文書Ⅱに沿って、毎年度、事業構想及び事業計画策定・実施、業務実績報告及び改善という PDCA サイクルの中で自己点検・評価の結果が十分に活用される仕組みが確立されています。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

この PDCA サイクルは内閣府との綿密な協議・調整のもとで進められ、その進捗は年 4 回の定例協議会で共有されており、評価の結果に関しても本学の教育・研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みとして構築され、機能しています。【資料 6-3-4】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルは上述のとおり、内閣府のチェック機能をも活用しつつ確立されており、今後もこのサイクルに沿いながら適正な事業運営管理に取り組んでいきます。

〔基準 6 の自己評価〕

本学では、年度ごとの業務実績報告及び必要時に実施される外部評価を通じて、PDCA サイクルに則って適切に教育研究事業を実施、運営、管理しています。

年度ごとに実施している業務実績報告及び平成 27（2015）年に実施した外部評価時等のエビデンス情報・データなども踏まえ、自己点検・評価の材料としてそれらを効率的にまた有効に活用し、本学の内部質保証に努めてきています。

よって、基準 6「内部質保証」の基準を満たしていると判断します。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 沖縄の自立的発展への貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

A-1-② 沖縄の自立発展に向けた地域貢献に関する方針、組織体制、取組み及び成果

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果

本学の主な目的の一ひとつは、沖縄の自立的発展への寄与とその推進です。この沖縄の発展へのコミットメントを強化するために、日本政府は、科学、テクノロジー、イノベーションは日本の輝かしい未来のための錨であり原動力であると認識し、本学及びその他の機関を中心とする沖縄における国際的な知的・産業クラスター（R&D クラスター）形成の推進政策を含む「経済財政運営と改革の基本方針（下記、抜粋）」を発表しました。

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力をかし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽けん引役となるよう、引き続き、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。国家戦略特区の指定や那覇空港の滑走路増設も踏まえ、観光ビジネス振興やイノベーション拠点の形成を図るとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の規模拡充に向けた検討や、OIST等を核としたグローバルな知的・産業クラスターの形成の進展を図る。また、西普天間住宅地区について、関係府省庁の連携体制を確立し、国際医療拠点構想の具体的な検討を進めた上で、同地区への琉球大学医学部及び同附属病院の移設など高度な医療機能の導入をはじめとする駐留軍用地跡地の利用の推進を図る。

このような背景の下、本学は平成 26（2014）年 7 月に沖縄の自立的発展オフィスを発足させ、平成 28（2016）年 9 月には「技術開発イノベーション・センター ～沖縄の自立的発展を目指して～」(略称 TDIC)へと名称を新たにしました。

TDIC の使命は、以下 3 つの主な活動を通じて、本学と沖縄の自立的な経済成長を加速するイノベーションを育成することです。

- 本学の研究から生まれたアイデアの技術開発と商業化
- 県内及び日本国内外の機関との戦略的パートナーシップの構築による沖縄のイノベーション推進
- イノベーション成功のための要素を理解し、社会や経済へのインパクトを測定するメカニズムの開発

イノベーションの枠組み

イノベーション基盤、イノベーション・パートナーシップ、イノベーション分析という3つのテーマが本学と沖縄のイノベーションを育成するためのTDICの主な活動指針における概念的枠組みとなります。

➤ **イノベーション基盤**

学園設立からの5年間、本学は「イノベーション基盤」構築のための投資を行ってきました。これは、本学の研究から生じたアイデアの技術開発や商業化の促進には不可欠となる主要なサービスと施設を相互に結びつける基本セットになるものです。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

基礎研究から生じた発見と産業界や市場へ導入にはしばしば技術的なギャップが存在します。このギャップを認識した上で、本学から生まれたアイデアの発展や実用化を加速させるPOC（概念実証）研究を支援するためのプログラムを構築しました。

基礎知識を強化し実用化のための重要課題の解決や社会的ニーズに取り組むPOC研究の支援は、本学のイノベティブ・テクノロジー研究（ITR）プログラムを通じて行います。このプログラムは発明や特許へとつながる極めて革新的な研究に焦点を置いています。

発明が実用化へ向けたステップへと移行すると、ライセンス契約企業や共同研究パートナーなど産業界の興味を惹きつけるようなプロトタイプや実用最小限の製品の製作のため、さらなる研究が必要となります。このステップにおいて、本学では平成27(2015)年にPOCフェーズⅠ／フェーズⅡプログラムを創設し、さらに平成29(2017)年にはテクノロジーや製品コンセプトの実現可能性を検証するため、同プログラムを拡張し、期間限定の競争的資金を提供することとしました。

POCプログラムの特徴は研究者に対し、1) テクノロジーの商業化の初期段階において豊富な経験をもつ産業界からの外部専門家とのメンター制度、2) 潜在的市場の把握のための委託調査、3) プロジェクト・マネジメント、ビジネス・プランニング、起業家育成といった商業化を目指す研究プロジェクトに必要なスキル強化を目的としたワークショップや研修など実践的な指導を行います。【資料 A-1-3】

先端技術研究、資金調達、実践的指導、そして人材開発支援の組み合わせは世界中のPOCプログラムとは異なる本学の環境に適したものとなっています。【資料 A-1-4】

➤ **イノベーション・パートナーシップ**

本学と沖縄の成功は相互に結びついているため、外部の利害関係者との連携は本学の使命を達成する上で重要となります。本学単独または孤立した状態では、沖縄の発展へのインパクトは限定的なものになってしまうため、パートナーシップは不可欠なのです。TDICはイノベーションを加速させ、沖縄の経済成長のシーズを育て、本学における産学官連携における主導的役割を果たします。

TDIC では民間企業や公共機関による本学訪問を主催することで情報交換や連携に向けての共通の関心分野を模索します。さらに、新しいテクノロジーの共同開発（上記では産業界との共同研究及び受託研究と記載）における民間企業とのパートナーシップに加えて、複数の沖縄県内及び国内の企業とベンチャー育成や R&D クラスタ開発促進に関する覚書を取り交わしました。

➤ イノベーション分析

本学におけるテクノロジー開発とイノベーション関連の推進業務に加えて、TDIC はイノベーションがもたらす社会的、経済的環境へのインパクトについても検討を行っています。大学の研究成果と経済的インパクトの相互関係は非常に複雑なため、イノベーション成功への要素を理解した上でプログラムの成功を査定し、長期的な戦略を提供することが重要となります。

その基礎を提供するべく、TDIC では、各種チャートやデータ、リソースなどの電子データ（ウェブで検索可能な日英二ヶ国語でのオープン・データなど）を用いて本学や沖縄での科学技術のリソースや可能性を指標化し、長期または特定の期間の分析を可能にするプロジェクトを始動しました。この指標は沖縄の科学技術系企業の健全度を測り、また意思決定の際の分析基準にもなります。

経済学や社会学、公共政策などイノベーションを取り巻く広範囲な経済研究を必要とする社会科学の分野において、本学は専門知識を有していません。しかし上記の指標はコンサルタントに必要なデータや分析を提供します。近い将来、本学は社会学分野の客員研究員とともに沖縄におけるこれらの分野をさらに探求していく予定です。

イノベーションのための運営構造

TDIC の指揮監督には役員クラスの役職者が任命されているため、TDIC は本学の幅広い戦略、運営計画や価値判断機会などに直結し、ひとつ屋根の下で、POC 研究、技術移転、そして R&D クラスタ形成を推進しています。

また、TDIC には地元企業や沖縄県庁から任期制で出向している専門家が在籍し、本学と沖縄県内の関係機関との大切な窓口を果たしています。

TDIC において特筆すべきは、イノベーションを支える様々な業務がひとつのセンターに集約されている点です。他の大学では、特許、産業界との連携、応用研究プログラム、スタートアップ支援、経済発展関連の活動は各担当部署に分けられ連動することは稀です。これらの事業要素は互いに緊密に連携しており、各要素をひとつの組織ユニット下に統合することで、本学では効率の最大化と常に変化するイノベーションの状況への柔軟な対応を実現しています。

現状及び成果について

➤ 知的財産

本学の研究者による発明件数は年々増加しています。また、取得特許数の増加は発明及び特許出願内容の質の高さを示しています。【資料 A-1-5】

➤ **企業との共同研究**

民間企業とのネットワーク拡大や研究者のテクノロジーの商業化への興味の高まりに伴い、本学と産業界との共同研究件数は順調に増加しています。

進行中のプロジェクトは、産業界とのパートナーを含め 20 件です。本学の研究ユニットの約 20%が企業との共同研究を行っています。【資料 A-1-6】

➤ **イノベーションのための外部資金について**

産業界のパートナーや政府機関からの助成金など本学のイノベーション活動のための外部資金の獲得金額は順調に増加しています。公的機関からの外部資金は、おもに沖縄県庁、科学技術振興機構、文部科学省からとなっています。さらにソニーや富士通など日本を代表する大手企業との共同研究も締結されました。

また、平成 29 (2017) 年には英国に拠点を置く海外の民間企業とはじめて共同研究契約を締結し、これは本学にとって非常に画期的な出来事となりました。【資料 A-1-7】

➤ **POC (概念実証) 研究プロジェクト**

本学は POC 研究の支援を通じて将来的に企業とのライセンス契約やベンチャー立ち上げの可能性を持つ強固な技術パイプラインを構築しました。【資料 A-1-8】

➤ **起業家育成教育及びスタートアップ**

本学では研究成果の商業化実現のため本学研究者の奨励と支援を行っています。起業家精神の高い研究者のために TDIC では起業家育成教育や日英 2 ヶ国語での助成金申請のサポートを提供しています。

起業家育成教育

リーン・スタートアップ (Lean Startup) 起業家育成ワークショップ：

本学では平成 24 (2012) 年より、顧客開発や実用最小限の製品 (MVP) 製作に焦点を置くリーン・スタートアップ方法論を用いた製品やサービスの組み立てを研究者に指導する起業家育成ワークショップを 5 回主催しました。このコースはアメリカ国立科学財団、I-Corp プログラム認定インストラクターが主導します。

(https://www.nsf.gov/news/special_reports/i-corps/)

平成 24 年 (2012) 年の開始以降、約 80 名の学生や研究者やスタッフがこのワークショップに参加しました。

専門的能力開発ワークショップ：

本学では研究者の技術強化や彼らの画期的技術のさらなる前進を目的としたワークショップを開催しています。研究者を対象に毎年以下のワークショップを開催しています。

- ・ 研究者向けのプロジェクト・マネジメント
- ・ マイクロソフトのプロジェクト・ソフトウェア・トレーニング
- ・ ビジネス・プランニング
- ・ リーン・スタートアップ
- ・ 学生を対象とした知的財産に関するコース

イノベーション・セミナー・シリーズ：

TDIC ではイノベーション・セミナー・シリーズの一環として経験豊かな発明家や起業家による講演を年に 2~3 回行っています。

- Dr. Gwilym Roberts、Kilburn & Strode LLP パートナー（英国）
- Dr. Scott Brown、Nexxon 社 CEO（英国）
- Dr. Nancy Hecker-Denschlag（ドイツ）
- Dr. Richard Roberts、New England BioLabos 社 CSO（米国）
- 本蔵俊彦、カンタム・バイオシステム社 CEO（日本）

スタートアップ

本学発のベンチャー第 1 号は、学園設立から 2 年で誕生しました。沖縄を拠点に分子構造解析サービスを展開する沖縄プロテイン・トモグラフィ株式会社は、文部科学省の「大学発新産業創出拠点プロジェクト（START）」を活用した本学発のベンチャー企業です。現在 8 人の職員が在籍しており、これまでに 1 億 4 千万円以上の資金を調達しました。さらに平成 29（2017）年には、産業・農業排水の処理技術において 2 件目となる START プログラムの助成金を獲得しました。

【資料 A-1-9】

将来のイニシアチブ

本学は成長・発展の新しい段階へと移行しつつあります。60 の研究ユニット設立、高度な研究施設や学際的な博士課程プログラム、最新鋭の研究機器などへ投資を行い、本学はいま沖縄における R&D の原動力へと成長しました。これは平成 29（2017）年の安倍晋三首相との会談の中でグルース学長が発言した「アイデアを製品・市場開拓へと導き、未来の雇用基盤を提供するイノベーション・エコシステムを沖縄で実現する」という本学のビジョンそのものです。

➤ イノベーション・インキュベーター

沖縄におけるイノベーション・エコシステムの実現のための重要なステップとして、本学キャンパス内にスタートアップのためのインキュベーター施設を建設し、本学発のベンチャーのために優秀な起業家や革新的なスタートアップ企業、投資家やグローバル企業をここ沖縄に引き寄せるプラットフォームの役割を担います。

またインキュベーター施設は沖縄の人材を県内に留める磁石の役割も果たします。本学では現在数百人もの研究者を育成しています。毎年本学でのプロジェクトを終えた 100 人以上の研究者が新たな雇用機会を求めています。県内の限られた雇用機会という理由から実績ある研究者の多くが沖縄を離れているのが現状です。

インキュベーター施設、そして周辺に広がるイノベーション・エコシステムの形成により、起業家精神あふれる研究者たちがここ沖縄で引き続き研究する機会が与えられます。重要なのは優秀な人材を沖縄にとどめるだけでなく、新しいベンチャーの成功が県内の新たな雇用機会を創出し、継続的なサイクルを生み出す事です。

➤ スタートアップ・ベンチャー・アクセラレーター・プログラム

上記で述べたとおり、スタートアップのためのインキュベーター施設建設の目標へ向けての取組みのひとつとして、本学はインセンティブを提供し県外や海外からの才能ある起業家を惹きつける新規ベンチャーのためのアクセラレーター・プログラム創設に向けた活動を始動しました。このプログラムは世界中のアクセラレーター・プログラム（現在 3,000 件以上）からの成功事例を参考にしていく予定です。

本学では科学・テクノロジー分野において革新的アイデアを持った起業家を採用し、沖縄でのベンチャー設立に向けてのインセンティブやサポートを提供していきます。このプログラムに選ばれた起業家にとっての最大の魅力は、本学との緊密な共同研究を通じたベンチャー設立が可能性となる点です。本学にとって、このプログラムは多様な分野からの才能ある人材と本学研究者との交流を拡大します。さらに沖縄にとっても幅広い科学やテクノロジー分野のスタートアップ企業の増加が期待できます。【資料 A-1-10】

➤ 主な研究施設及び機器の共用

本学では学内の専門的な研究施設や機器を沖縄県内さらには国内外のサイエンス・コミュニティとも共用するためのメカニズムを検討しています。これらの研究リソースへのアクセスは、初期段階のスタートアップがより高度なプロトタイプ、イメージング、分析を行うにあたり特に重要となります。さらに本学施設や機器へのアクセスを付与することで、能力のある起業家の沖縄でのスタートアップ設立にもつながります。

A-1-② 地域貢献に関する方針、組織体制、取り組み及び成果

沖縄の自立的発展に貢献し、地域に開かれた大学院大学を目指して、キャンパス・ツアーの実施や様々な一般公開イベントを開催するとともに、地元で開催される行事にも積極的に参加・交流しています。また、児童、生徒及び学生が科学に興味を持ち、理解を深めることを目的に、教員、研究員及び学生などによる講演や科学実験教室を開催し、地元の科学教育への貢献に取り組んでいます。

地域連携に関する取組

- 県内の他機関との交流の機会を設け、大学コンソーシアム沖縄や県による科学技術と産業の推進プログラム、関連テーマを扱う座談会等により知的・産業クラスターのコミュニティの発展に向け取り組んでいます。【資料 A-1-11】
- 中部病院や南部医療センター、琉球大学医学部等地域の核となる医療機関との交流プログラムを実施し、科学講演会を開催しています。
- 本学キャンパスでサイエンス・フェスタ（一般公開）を実施するとともに、地域の中・高校生や地域住民の参画を促進しています。
- 沖縄県内の児童・生徒に、世界最先端の研究環境を体感し、科学技術分野での進学または就職への関心を高めてもらうことを目的として、県内学校からの本学キャンパス訪問を積極的に受け入れています。特に、沖縄県教育委員会や県内各高等学校と緊密に連携し、県内の全ての高等学校を対象とする訪問プログラムを推進しています。【資料 A-1-12】
- 県や観光組織との連携により、高度な科学技術教育プログラムを行う本土のスーパー・サイエンス・ハイスクールの本学への訪問を実施・強化しています。
- 全ての学年の児童・学生に対して、本学の教員や外部の著名な科学者による講演会を開催しています。また、地元の恩納村と協力して、恩納村・OIST こども科学教室を開催しています。【資料 A-1-13】
- 地元コミュニティとの一体感を高めるために、本学では、ジャズ・コンサート、クラシック・コンサート、美術展等、地元アーティストを招いた文化イベントを開催しています。これらの活動は、地元アーティストに発表の場を提供するだけでなく、多くの地域の方々が本学を訪れ、芸術を楽しむ機会ともなっています。【資料 A-1-14】
- 地元の学校で実施される英語講座への本学関係者の参加促進等により、子供達の英語力及び異文化理解を深めるための協力をしています。
- 米国総領事館及び沖縄県と連携し、沖縄で主要な科学教育競技の一つとなっている、高校生を対象とした起業のための研究能力を競う科学イベント「SCORE」を実施しています。【資料 A-1-15】 【資料 A-1-16】

上記の取り組みに対する具体的な成果としては、市民が大学を身近な存在と感じ大学が開催するイベントに多くの市民が参加し、大学の設置意義についても十分理解していることが挙げられます。

また、科学離れ理系離れが叫ばれる中、地元沖縄の児童・生徒のみならず、沖縄県外のスーパー・サイエンス・ハイスクール指定校の生徒も含め、小学生から高校生までを対象とした各種科学プログラムを企画実施しています。その際、外国人教員、研究員を活用することにより楽しく科学に接する機会を提供すると同時に英語に触れる機会も提供し、次世代の研究者・科学者となる若者の育成に貢献できていると考えます。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

沖縄の自立的発展に寄与するという学園法に定められている設立目的を反映し、知的・産業クラスター（R&D クラスター）の形成を推進するため、本学は平成 26（2014）年度に沖縄の自立的発展担当首席副学長オフィスを設立しました。その後、平成 28（2016）年度に技術開発イノベーション・センターへと発展させ、本学の研究室から生まれた発明を同定し、特許化を促進しつつ、知的・産業クラスター（R&D クラスター）の構築に向けて取り組んできました。

今後も引き続き、既存の企業との共同研究開発プロジェクトを更に発展させるとともに、本学の知的財産を基にしたスピン・オフ企業の輩出を奨励していきます。商業化に向けた本学の発明開発を支援するために、POC プログラムを強化し、国内企業パートナーと既に構築したネットワークに加え、国際ネットワークを発展させることを目指します。

一方、地域コミュニティや地域の学校とも連携・交流をさらに深め、キャンパスを地域の文化的活動やコミュニティ活動の拠点とするとともに、科学教育面での地元の児童・生徒に対する貢献に向けて取り組んでいきます。

〔基準 A の自己評価〕

本学は、沖縄におけるイノベーション・インフラを強化するため、R&D クラスターの形成を通じて、教育、研究、産業の拠点育成に取り組んできています。将来的には、このような取り組みは、新規雇用、多様な人材の流動や独創的な発想等、具体的な沖縄の自立発展につながることを期待されますが、これは長期的なスパンで達成できるものであり、なお達成途上にあります。これまで、首席副学長（技術開発イノベーション担当）オフィスの機能強化によるさらなる R&D クラスター形成に向けた体制を整備するとともに、POC プログラムの導入・実施等による産学連携を促進してきました。

一方、地域に開かれた大学院大学として、キャンパス・ツアーや様々な一般公開イベントを開催するとともに、地元の児童、生徒及び学生に対する科学教育面での貢献に向けて、本学教員、研究員及び学生などによる講演や科学実験教室等に取り組んできました。地域貢献については、前述のとおり世界各国出身の教員、研究員等に参加してもらい科学プログラムを実施することで、科学教育のみならず国際化教育の点でも沖縄の人材育成に貢献していると考えます。人材育成こそ地域の自立的発展の重要なカギとなります。

よって、これまでの本学の活動実績などから、基準 A「沖縄の自立的発展への貢献」の基準を満たしていると判断します。

V. 特記事項

1. LEED にてシルバー認証を取得

本学の研究棟はその画期的な設計と建築手法により、平成 25（2013）年 3 月、国際的な建物環境性能評価指標である LEED（Leadership in Energy & Environmental Design）の新築建物を対象としたグリーン・ビルディング認証（シルバー認証）を取得しました。国内での認証例はわずか 32 件で、沖縄初の新築建物であり、全国で唯一の教育施設です。敷地の開発に係る自然保護、排水再利用による節水の取組及び室内の空気浄化の取組が高く評価されました。

2. 他大学の事務国際化支援

本学では、平成 27（2015 年）度より、「事務国際化研修」を通じて、国際化の推進に取り組む他大学の職員に対し、本学の国際的な組織・事務環境の中で業務に従事する機会を提供することで、当該大学の事務の国際化に貢献しています。

具体的には、他大学より 1 年程度研修職員を受け入れ、本学のバイリンガルな事務環境におけるオン・ザ・ジョブ形式による研修、定期・不定期に開催される各種国際イベントへの参加、さらに、英語クラスの受講を組み合わせ、実践と座学のバランスを取りながら英語運用能力の向上を支援しています。

これまで、東北大学より 3 名、大阪大学より 1 名、計 4 名の研修職員を受け入れ、好評を得ており、今後は他大学からも積極的に研修職員を受け入れる方針です。

3. 優秀な若手研究者の確保と国際コミュニティー支援

海外から優秀な若手研究者を採用するためには、信頼できる幼児教育や家族の生活環境の整備が欠かせません。

本学のチャイルド・ディベロップメント・センター（CDC）では、教職員、特に外国人の若手研究者や職員の子供たちを対象に日英バイリンガルで幼児教育を提供しています。（平成 25（2013）年度：47 名、平成 26（2014）年度：73 名、平成 27（2015）年度：100 名、平成 28（2016）年度：121 名、平成 29（2017）年度：105 名に増えました。

一方、国際コミュニティーのよろず相談所的なリソース・センターでは、主に外国から赴任した学生や職員とその家族の方々がより快適に生活ができるよう、自動車の購入・売却・修理・車検等の手続き、携帯電話やインターネット契約・解約手続き、役所での手続き（引っ越し手続き、住民票の取得、年金手続き）、住居関連（引っ越し、住居でのトラブル）、配偶者の就職支援など、多岐にわたる生活サポートを提供しており、毎日 50 件程度の問い合わせや相談に対応しています。

また、ランゲージ・エクスチェンジやクッキング・クラスの開催など、OIST コミュニティーメンバーの為の交流イベントも企画・実施運営しています。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	同条に規定された大学の目的に沿って教育研究に取り組んでいる。	1-1
第 85 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	1-2
第 87 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-2
第 88 条	○	同条に基づき本学の定めるところにより、科目等履修生の制度を設けている。	3-2
第 89 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	3-2
第 90 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 92 条	○	同条に基づき組織編成し、教職員は同条に規定された職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	同条に基づき教授会を設置し、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べられるようにしている。	4-1
第 104 条	○	同条に基づき学位を授与している。	3-1
第 105 条	○	本学の学生以外の者を対象とした特別な課程は編成していない。	3-1
第 108 条	—	本学は学部を設置せず、科学技術研究科のみを設置する 5 年一貫制の博士課程を有する大学院大学であるため。	2-1
第 109 条	○	同条に基づき、大学の運営状況等について自己点検及び評価に取り組んでいる。	6-2
第 113 条	○	同条に基づき、事業報告書等により教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	同条に基づき、事務職員及び技術職員はそれぞれ当該職務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、高等専門学校卒業生に対して編入学を認めていないため。	2-1
第 132 条	—	本学は専修学校終了者に対して編入学を認めていないため。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	同条に基づき学則に規定事項を記載している。	3-1

沖縄科学技術大学院大学

			3-2
第 24 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	同条第 5 項に基づき、退学、停学及び訓告の処分の手続を規定している。	4-1
第 28 条	○	同条に規定された「表簿」を概ね備え、規定された期間保存している。	3-2
第 143 条	○	同条の 1 に基づき代議員会等を設置し、代議員会の議決をもつて、教授会の議決とすることができるよう規定している。 同条の 2 に基づき一部施設を他大学の利用に供している。 なお、本学は大学の規模拡大途上にあり、大学本体の研究施設に加えて他の研究施設を附置する段階にない。	4-1
第 146 条	○	同条に基づき本学の定めるところにより、科目等履修生の制度を設けている。	3-1
第 147 条	○	第 147 条に基づき卒業を認定している。	3-1
第 148 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 149 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 150 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 151 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 152 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 153 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 154 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 161 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 162 条	—	同条で規定する「転学」制度を有していないため。	2-1
第 163 条	○	同条に基づき始期及び終期を設定している。	3-2
第 164 条	○	同条で規定する「特別課程」を編成していない。	3-1
第 165 条の 2	○	同条の 2 に基づき当該 3 方針を一貫性を持って策定している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

沖縄科学技術大学院大学

第 166 条	○	同条に基づき点検評価体制を整備している。	6-2
第 172 条の 2	○	同条の 2 の規定に基づき当該情報を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	同条に基づき学長が学位記を授与している。	3-1
第 178 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1
第 186 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	設置基準より低下した状態にならないよう、また、その水準の向上に向けて内部質保証に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学選抜委員会を設け、公正かつ妥当な方法により適切に入学者の選抜を実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	適切な役割分担の下で教員と事務職員等の協働により職務を遂行している。	2-2
第 3 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 4 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 5 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2
第 6 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、学部を有していないため。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を配置し、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制している。教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮し、採用している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目については原則として専任の教授又は准教授が担当している。また、演習、実験、実習等を伴う授業科目については、必要	3-2 4-2

沖縄科学技術大学院大学

		に応じてティーチング・アシスタントが補助している。	
第 11 条	○	同条に基づき、教育研究上必要であるため、本学では授業を担当しない教員を置いている。	3-2 4-2
第 12 条	○	同条に基づき、本学教員は専任教員として専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第 13 条	○	同条に係る別表第一及び第二で規定された収容定員及び専任教員数の条件を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	同条の規定する「学長の資格」に基づき選考している。	4-1
第 14 条	○	本学教授は同条で規定されている条件を満たしている。	3-2 4-2
第 15 条	○	本学准教授は同条で規定されている条件を満たしている。	3-2 4-2
第 16 条	—	本学では講師を配置していないため。	3-2 4-2
第 16 条の 2	—	本学では助教を配置していないため。	3-2 4-2
第 17 条	—	本学では助手を配置していないため。	3-2 4-2
第 18 条	○	同条の規定に基づき収容定員は学則で規定されている。	2-1
第 19 条	○	同条の規定に基づき教育課程編成方針を策定している。	3-2
第 20 条	○	各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成している。	3-2
第 21 条	○	同条の規定に基づき、講義・演習、実験・実習それぞれにおいて必要時間を計算し、授業科目の単位数を定めている。	3-1
第 22 条	○	1 年間の授業を行う期間は、規定で定められた 35 週の原則を満たしている。	3-2
第 23 条	○	同条の規定に基づき、1 学期当たり 15 週の 3 学期制を採用している。	3-2
第 24 条	○	教育効果を十分あげられるよう、少人数構成のクラス編成を基本とし、学生と教員との非常に密接な交わりを可能にするとともに、教員は学生の経歴や習熟度合いを考慮しつつ、学生個々に合わせた授業を実施している。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学生に対して、授業の方法・内容・年間授業計画を明示し、また、学修成果の評価に当たっては、その基準を明示し、当該基準にしたがい、必修科目については成績評価を 2 段階（PF）並びに選択科目については成績評価を 4 段階（ABCF）方式及び記述方式の両方で評価している。	3-1
第 25 条の 3	○	授業の内容及び方法の改善を図るため、全教員に対して FD セミナ	3-2

沖縄科学技術大学院大学

		ー/ワークショップを開催する等、組織的な研修及び研究を実施している。	3-3 4-2
第 26 条	—	本学では、現在のところ、昼夜開講制により授業を行っていない。	3-2
第 27 条	○	シラバスで明示しているとおおり、試験により単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	原則、1 つの学期中に履修できる授業科目は 4 つまでであるが、通常、学生は自身の学習や読書、ローテーションでの研究活動のための時間を確保するために 1 つの学期につき基礎科目又は専門科目を 3 つ以上履修することはない。	3-2
第 28 条	—	本条で規定する単位振替制度を有していない。	3-1
第 29 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 30 条	○	修士の学位保持者の場合、10 単位以下を修得したものとみなし、20 単位以上を修得することを修了要件としている。	3-1
第 30 条の 2	—	当該事情による修業年限の延長を認めていないため。	3-2
第 31 条	○	非正規学生カテゴリーの中で科目等履修生として受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 33 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 34 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 35 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 36 条	○	同条に基づき、学長室、研究室、図書館等専用の施設を備えた校舎を有している。第 5 項の体育館については、第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため、有していない。	2-5
第 37 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 37 条の 2	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 38 条	○	同条で定められた教育上必要な資料及び図書館施設等を有している。	2-5
第 39 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、同条の規定する附属施設設置が義務づけられている「学部」を設置していないため。	2-5
第 39 条の 2	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条の規定する「学部」を設置していないため。	2-5
第 40 条	○	同条に基づき必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	本条に基づき、二以上の校地において教育研究を行っている。	2-5
第 40 条の 3	○	これまでのところ、内閣府を通じ必要な経費を確保しており、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4

沖縄科学技術大学院大学

第 40 条の 4	○	世界最高水準に相応しい名称（「沖縄科学技術大学院大学」）となっている。	1-1
第 41 条	○	本条に基づき、専任の職員を置く適当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生支援セクション及び健康管理センターにおいて厚生補導を行うための専任職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	フラットな組織体制の下、組織間の有機的な連携を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	各職種のニーズに応じた研修等の機会を提供し、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質向上を図っている。	4-3
第 43 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-2
第 44 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 45 条	—	本学では本条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 46 条	—	本学では本条の規定する「共通学科」を有していないため。	3-2 4-2
第 47 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 48 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 49 条	—	第 58 条「学校教育法第百三条に定める大学には適用しない」ため。	2-5
第 57 条	—	本学は外国に当該組織を設置していないため。	1-2
第 58 条	○	本学は第百三条に定める大学である。	2-5
第 60 条	○	大学規模の拡大に応じて段階的に整備している。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であるため。	3-1
第 10 条	○	研究分野を特定せず、「学術」としている。	3-1
第 13 条	○	ディプロマ・ポリシーに基づき、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めている。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 35 条	○	理事 18 名（うち、理事長 1 名）及び監事 2 名を置いている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学園法第 5 条に基づく事項（理事長以外の理事をもって理事会の議長に充てることができる）を除き、同条に基づき寄附行為及び理事	5-2

沖縄科学技術大学院大学

		会運営規則を定めている。	
第 37 条	○	同条に基づき寄附行為及び理事会運営規則を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、理事及び監事を選任している。	5-2
第 39 条	○	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはいない。	5-2
第 40 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、理事及び監事の定数を確保している。	5-2
第 41 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員会を設置している。	5-3
第 42 条	○	同条で規定された項目に従って、理事長は評議員会の意見を聞いている。	5-3
第 43 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員会は、本学の業務、財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴している。	5-3
第 44 条	○	同条に基づき寄附行為を定め、評議員を選任している。	5-3
第 45 条	○	同条に基づき、寄附行為変更の際、文科省の認可を受けている。ただし、文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、その旨を文科省に届け出ている。	5-1
第 46 条	○	理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	本学では、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成している。	5-1
第 48 条	○	会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日である。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	同条に規定された大学の目的に沿って教育研究に取り組んでいる。	1-1
第 100 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で科学技術研究科を設置している。	1-2
第 102 条	○	同条に基づきアドミッション・ポリシー、学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	同条 1 の第 7 及び 8 項に基づき、学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	○	同条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 157 条	○	同条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

沖縄科学技術大学院大学

第 158 条	○	同条に基づき点検及び評価を実施している。(結果公表予定)	2-1
第 159 条	○	同条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1
第 160 条	○	同条に基づき学則および PRP において入学資格を定めている。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	同条の規定に従い設置し、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上に取り組んでいる。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	本学学則第 1 条において、「国際的に卓越した科学技術に関する教育研究を行い、もって沖縄、日本ひいては世界の科学技術の発展に寄与すること」と定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜は、本学のアドミッション・ポリシーに沿って、国際舞台で科学研究の指導者となる可能性及び意欲を持つ優秀な学生を獲得するため、公募、書類選考、教員によるマンツーマン・インタビュー（1 受験生に対し教員 5 名以上）及び入学者選抜委員会の審査を経て、適切に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で協働体制を構築し、職務を遂行している。	2-2
第 2 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で科学技術研究科を設置している。	1-2
第 2 条の 2	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する夜間の課程は設置していないため。	1-2
第 3 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する修士課程を設置していないため。	1-2
第 4 条	○	同条に規定された博士課程の目的に沿って、修行年数 5 年の博士課程（前期・後期の区分なし）を設置している。	1-2
第 5 条	○	本学研究科の規模は、専攻の種類及び数、教員数及び教員学生比率（1:2～1:3）等に照らし適切である。	1-2
第 6 条	○	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学であり、科学技術研究科に科学技術専攻を設置している。	1-2
第 7 条	—	本学では、同条の規定する「学部、大学附置の研究所等」を有していないため。	1-2
第 7 条の 2	—	本学では同条の規定する、「二以上の大学が協力して教育研究を行う研究科」を設置していないため。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	本学では同条のただし書で規定する「研究科以外の教育研究上の基本となる組織」を有していないため。	1-2 3-2

沖縄科学技術大学院大学

			4-2
第 8 条	○	同条第 3 項、第 4 項及び第 6 項を除き、同条で規定された教員組織を適切に構築している。	3-2 4-2
第 9 条	○	同条で規定された資格を有し、第 2 項で規定された教員を必要数確保している。	3-2 4-2
第 10 条	○	科学技術専攻科のみの大学（1 学年 50 名）で、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学則に定める収容定員に基づき適正に管理している。	2-1
第 11 条	○	同条に基づきカリキュラム・ポリシーを策定し、公表している。	3-2
第 12 条	○	本学では、各学生の研究分野に応じて、授業（基礎科目、専門科目及び自由科目）、ラボ・ローテーション及び研究ユニットでの実習等を組み合わせ、指導を行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	同法第九条の規定により置かれる教員が研究指導を行っている。	2-2 3-2
第 14 条	○	本学は、教育・研究上、特別の必要がある場合には、適当な方法により夜間その他特定の時間又は時期においても授業・研究指導を行っている。	3-2
第 14 条の 2	○	同条に基づき、年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するとともに、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、ディプロマ・ポリシーを策定し、それに沿って行われている。	3-1
第 14 条の 3	○	本学では、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、FD の取り組みとして、組織的な研修及び研究を行っている。	3-3 4-2
第 15 条	○	同条に基づき大学設置基準の当該条項を準用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	—	本学は標準在学期間を 5 年とする博士課程のみの一貫制大学で、同条で規定する修士課程は設置していないため。	3-1
第 17 条	○	同条の規定に基づき、学則第 35 条及び PRP5.3.13 で博士課程の修了要件を設定している。	3-1
第 19 条	○	本学では、教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第 20 条	○	本学では、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 21 条	○	本学では、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている。	2-5
第 22 条	—	本学では、同条の規定する「学部、大学附置の研究所等の施設及び設備」を有していないため。	2-5

沖縄科学技術大学院大学

第 22 条の 2	○	本学では、二以上の校地において教育研究を行っており、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 22 条の 3	○	本学では、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に取り組んでいる。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	本学の「科学技術研究科」という名称は、研究科として適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 23 条	○	本学（独立大学院）の研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じ適当な規模内容を有している。	1-1 1-2
第 24 条	○	本学は、教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。	2-5
第 29 条	—	同条の規定する「通信教育を行う課程」を設置していないため。	2-5
第 31 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-2
第 32 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 33 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	3-1
第 34 条	—	同条の規定する「共同教育課程」を有していないため。	2-5
第 42 条	○	本学では事務を遂行するため、適当な事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 43 条	○	本学では、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるため、必須研修及び各専門分野における研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	—	同条の規定する「外国に研究科、専攻その他の組織」を設置していないため。	1-2
第 46 条	—	当初より博士課程のみの一貫制大学を設置しているため。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	同条に基づき、本学学則第 37 条第 3 項に規定しているとおり、修士の学位を授与している。	3-1
第 4 条	○	同条に基づき博士の学位を授与している。	3-1
第 5 条	○	同条に基づき学位の授与に係る審査について他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ている。	3-1
第 12 条	○	同条に基づき学位授与日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出する手続きを適切に行っている。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	該当なし
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	該当なし
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	該当なし
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	OIST パンフレット	
【資料 F-3】	大学院学則	
	沖縄科学技術大学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	

沖縄科学技術大学院大学

	基本方針・ルール・手続きライブラリ（第5章 研究科ハンドブック 5.2.3 入学者選抜、5.10.1 入学者選抜委員会）」	
【資料 F-5】	学生便覧 基本方針・ルール・手続きライブラリ（第5章 研究科ハンドブック）	
【資料 F-6】	事業計画書 平成 30（2018）年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 平成 28（2016）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセス・マップ、キャンパス・マップなど アクセス・マップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 基本方針・ルール・手続きライブラリ	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） 平成 24（2012）～平成 28（2016）年度 財務諸表、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） コース情報	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） OIST 研究科 三つの指針	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） 平成 29（2017）年度設置計画履行状況等調査結果	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） 該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	
【資料 1-1-2】	沖縄科学技術大学院大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II	
【資料 1-1-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-1-5】	ウェブサイト（基本理念・設立目的） https://www.oist.jp/ja/oist%E3%81%A8%E3%81%AF	
【資料 1-1-6】	本学設置の趣旨を記載した書類	
【資料 1-1-7】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 1-1-8】	ウェブサイト（OIST とは） https://www.oist.jp/ja/oist%E3%81%A8%E3%81%AF	
【資料 1-1-9】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	
【資料 1-1-10】	第 5 期科学技術基本計画（第 4 章(2)知の基盤の強化 p.31） http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	募集要項例	
【資料 1-2-2】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）第 1 条	【資料 1-1-1】に同じ

沖縄科学技術大学院大学

【資料 1-2-3】	ウェブサイト（OIST 研究科 三つの指針） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 1-2-5】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書 II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-2-6】	平成 30(2018)年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 1-2-7】	ウェブサイト（OIST 研究科 三つの指針） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ウェブサイト（アドミッション・ポリシー） https://admissions.oist.jp/ja/admissions-policy	【資料 1-2-7】に同じ
【資料 2-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-1-3】	ウェブサイト(出願) https://admissions.oist.jp/ja/出願	
【資料 2-1-4】	ウェブサイト(GAP プログラム：PD3&5) https://groups.oist.jp/grad/pd3 https://groups.oist.jp/grad/pd5	
【資料 2-1-5】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II 第 3 章 1	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-1-6】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成 27（2015）年 7 月 27～29 日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 2-1-7】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 3 章 2.4	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-1-8】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 2.3	【資料 F-9】に同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教職員協働の下で学修支援及び授業支援の例（2016 年 11 月の教授会議事録。学長、首席副学長、研究担当ディーン出席）	
【資料 2-2-2】	教育資源利用促進コーディネーターの職務内容	
【資料 2-2-3】	学修指導コーディネーターの職務内容	
【資料 2-2-4】	ウェブサイト（がんじゅうサービス） https://groups.oist.jp/ja/ganjuu	
【資料 2-2-5】	学生による授業評価アンケート様式 https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 1.3	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-3-2】	ウェブサイト（インターン及び就職情報の例）	
【資料 2-3-3】	修了生就職・進路先実績リスト	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 1.2 ウェブサイト（リソース・センター） https://groups.oist.jp/ja/resource-center/services	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-4-2】	奨学金等獲得状況	【表 2-7】に同じ
【資料 2-4-3】	ウェブサイト（メディカル・センター） https://groups.oist.jp/ja/medical	
【資料 2-4-4】	ウェブサイト（チャイルド・ディベロップメント・センター） https://groups.oist.jp/ja/cdc	
【資料 2-4-5】	ウェブサイト（ビレッジ・センター）（ハウジング） https://www.oist.jp/ja/housing	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ウェブサイト（マスタープラン） https://www.oist.jp/ja/master-plan	

【資料 2-5-2】	学際性促進のための各ラボ、各階レイアウト図	
【資料 2-5-3】	ウェブサイト（研究機器ギャラリー） https://groups.oist.jp/ars/research-equipment-gallery-behavior	
【資料 2-5-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 6 章	【資料 F-9】に同じ
【資料 2-5-5】	消防計画（防災・耐震対策手順含む）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	2017 年 9 月・10 月、研究科長－学生評議員会定例会議、議題（学生評議員会事務局より研究科あての連絡）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.13	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-2】	ウェブサイト（コース・スケジュール） https://groups.oist.jp/ja/grad/course-timetable	
【資料 3-1-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.9	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.11	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-5】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.11.3	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-6】	ウェブサイト（ディプロマ・ポリシー） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-1-7】	ウェブサイト（博士研究論文の準備と提出に関するガイドライン） https://groups.oist.jp/sites/default/files/imce/u137/Forms/Guidelines on thesis preparation.pdf	
【資料 3-1-8】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.13.4.1	【資料 F-9】に同じ
【資料 3-1-9】	論文指導委員会議長の報告書様式	
【資料 3-1-10】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 5 章 3.15	【資料 F-9】に同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ウェブサイト（カリキュラム・ポリシー） https://groups.oist.jp/ja/grad/prospective-students	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-2-2】	ウェブサイト（コースリスト） https://groups.oist.jp/ja/grad/courses-term-0	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	カリキュラム審査委員会開催例（議事事項及び議事録）	
【資料 3-3-2】	4 段階（ABCF）方式と記述方式による評価に係る詳細資料	【表 3-2】に同じ
【資料 3-3-3】	OIST 同窓会登録様式	
【資料 3-3-4】	学生による授業評価アンケート様式 https://groups.oist.jp/grad/student-evaluation-teaching	【資料 2-2-5】に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 2 章 5	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章 4.1-4	【資料 F-9】に同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員リスト（研究分野、性別、年齢、国籍を含む）	
【資料 4-2-2】	ウェブサイト（研究ユニット紹介） https://www.oist.jp/ja/研究ユニット	
【資料 4-2-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 3 章 2	【資料 F-9】に同じ

沖縄科学技術大学院大学

【資料 4-2-4】	教員の資質向上のためのガイドライン	
【資料 4-2-5】	学生アンケート書式、これまでのアンケート結果活用実績	
【資料 4-2-6】	教員の相互の授業参観に関するガイドライン案	
【資料 4-2-7】	論文指導委員構成リスト（教員ランク別）	
【資料 4-2-8】	FD 促進に係る教員の研修会、専門的な外部講師を招いたセミナー、ワークショップ等の実施例	
【資料 4-2-9】	学内の人材を活用した FD に関わるワークショップやセミナー等の実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	教員ディベロップメント研修に係る資料	
【資料 4-3-2】	マネジメント・フォーラムに係る資料	
【資料 4-3-3】	人事業績評価様式	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	ウェブサイト（OIST 所掌業務） https://www.oist.jp/ja/policy-library/2.5	
【資料 4-4-2】	研究環境に関する教員及び学生満足度調査の実施例	
【資料 4-4-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 4 章 9	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-4】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 9 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 4-4-5】	研究倫理教育のための教材及び受講記録	
【資料 4-4-6】	研究活動への資源の配分方法及び配分実績（平成 30（2018）年度）	
【資料 4-4-7】	外部資金獲得のための取組み	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書 II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 5-1-2】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 1 章 3	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-1-3】	平成 30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-1-4】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-5】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-1-6】	ウェブサイト（平成 28（2016）年度事業報告書） https://groups.oist.jp/ja/acd/information-disclosure	
【資料 5-1-7】	有害廃棄物その他の廃棄物の地道なりサイクル活動や適切な取扱いと処理に係る事例や資料等	
【資料 5-1-8】	省エネルギーの取組に係る事例	
【資料 5-1-9】	災害対策計画及び訓練に係る資料等	
【資料 5-1-10】	パンフレット「男女共同参画とダイバーシティ」	
【資料 5-1-11】	教員採用委員会ハンドブック	
【資料 5-1-12】	無意識バイアス・トレーニング・ツール	
【資料 5-1-13】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 22 章、第 23 章、第 39 章	【資料 F-9】に同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成 21 年法律第 76 号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-2-2】	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 理事会運営規則	
【資料 5-2-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第 2 章 2	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-2-4】	理事会開催実績（資料：開催実績、出席状況、議事録）	
【資料 5-2-5】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為 第 6 条	【資料 F-1】に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 理事会運営規則	【資料 5-2-2】に同じ

沖縄科学技術大学院大学

【資料 5-3-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-3】	評議員の評議員会への出席状況に関する資料	
【資料 5-3-4】	評議員会への諮問状況を示す資料	
【資料 5-3-5】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第3章3	【資料 F-9】に同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II 第4章	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 5-4-2】	平成30（2018）年度事業計画 「予算収支計画、予定貸借対照表、予定損益計算書」	【資料 F-6】に同じ
【資料 5-4-3】	基本方針・ルール・手続きライブラリ（PRP）第27章	【資料 F-9】に同じ
【資料 5-4-4】	平成28（2016）年度予算収支決算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-5】	平成28（2016）年度損益計算書	【資料 F-11】に同じ
【資料 5-4-6】	沖縄科学技術大学院大学学園 補助金交付要綱	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	会計検査院法 第24条2	
【資料 5-5-2】	沖縄科学技術大学院大学学園寄附行為 第15条	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-5-3】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号） 第12条	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 5-5-4】	平成28（2016）年度独立監査法人 監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成27（2015）年7月27～29日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 6-1-2】	沖縄科学技術大学院大学学園の今後の諸課題に関する検討会開催要項（平成26年6月18日内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）決定） http://www8.cao.go.jp/okinawa/4/oist-yushikisya.html	
【資料 6-1-3】	平成30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	平成30年（2018）度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-2-2】	沖縄科学技術大学院大学理事会に対する外部評価委員会の報告 平成27（2015）年7月27～29日 大学にて実施された評価結果	【資料 1-1-9】に同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号）	【資料 1-1-1】に同じ
【資料 6-3-2】	沖縄科学技術大学院大学 枠組み文書II	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 6-3-3】	平成30（2018）年度事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 6-3-4】	平成28（2016）年度事業報告書	【資料 F-7】に同じ

基準 A. 社会連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 沖縄の自立発展に向けた産学連携に関する方針、組織体制、取組み及び成果		
【資料 A-1-1】	発明から市場化までの技術移転のモデルプロセス	
【資料 A-1-2】	発明開示と評価プロセス	
【資料 A-1-3】	POC リサーチプログラムの概要	
【資料 A-1-4】	OIST における POC リサーチの全体図	
【資料 A-1-5】	特許出願数と特許取得数	

沖縄科学技術大学院大学

【資料 A-1-6】	企業との共同研究	
【資料 A-1-7】	外部資金の調達および見込み	
【資料 A-1-8】	POC（概念実証）研究プロジェクト	
【資料 A-1-9】	沖縄プロテイン・トモグラフィ株式会社ウェブサイト http://www.okinawa-pt.com/	
【資料 A-1-10】	一般的なスタートアップ・ベンチャー・アクセラレータープログラム	
【資料 A-1-11】	大学コンソーシアム沖縄定款及び概要	
【資料 A-1-12】	県内高等学校を対象とした訪問プログラム	
【資料 A-1-13】	恩納村・OIST こども科学教室プログラム	
【資料 A-1-14】	文化イベント開催実績一覧	
【資料 A-1-15】	科学イベント「SCORE」実施要項	
【資料 A-1-16】	科学イベント「SCORE」参加校および入賞校	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。